

特定外来生物の防除等に関する行政評価・監視  
結果報告書

平成 26 年 2 月

中国四国管区行政評価局  
鳥取行政評価事務所  
山口行政評価事務所  
四国行政評価支局

## 目 次

第1	行政評価・監視の目的等	1
第2	行政評価・監視結果	2
1	特定外来生物の防除の推進	2
(1)	ヌートリア・アライグマの防除	4
(2)	セアカゴケグモの防除	41
(3)	アルゼンチンアリの防除	52
(4)	オオケイキングク等の防除	65
2	飼養等の許可の適正化	109
3	その他	132

## 図表目次

### 第2 行政評価・監視結果

#### 1 特定外来生物の防除の推進

図表 1-①	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成 16 年法律第 78 号) 最終改正:平成 25 年法律第 38 号	11
図表 1-②	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令(平成 17 年政令第 169 号) 最終改正:平成 25 年 7 月 5 日政令第 215 号	14
図表 1-③	特定外来生物一覧(平成 25 年 9 月 1 日現在)	15
図表 1-④	特定外来生物指定種一覧(指定時期順)	16
図表 1-⑤	特定外来生物被害防止基本方針(平成 16 年 10 月 15 日閣議決定)	17
図表 1-⑥	「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の施行について」(平成 17 年 6 月 9 日付け環自野第 050609001 号農林水産省生産局長・林野庁長官・水産庁長官・環境省自然環境局長通知)(抜粋)	22
図表 1-⑦	全国の都道府県及び市町村における防除の確認の導入状況調べ(平成 25 年 10 月 30 日末現在)	24
図表 1-⑧	調査対象とした鳥取県、広島県、山口県、徳島県及び香川県の 5 県における特定外来生物の分布状況	25
(1) ヌートリア・アライグマの防除		
図表 1-(1)-①	主要な特定外来生物の「防除の公示」に基づく防除の内容	26
図表 1-(1)-②	法と鳥獣保護法に基づく鳥獣の捕獲の比較	29
図表 1-(1)-③	ヌートリア・アライグマの防除(駆除)の制度・仕組み	30
図表 1-(1)-④	調査対象とした 5 県の市町村におけるヌートリア・アライグマの捕獲体制調べ	31
図表 1-(1)-⑤	鳥取県によるヌートリア等の防除の推進に係る取組状況(推奨事例)	33
図表 1-(1)-⑥	防除の確認導入に係る施策検討が十分に行われていないこと等から、ヌートリアが相当数捕獲され、捕獲数も増加している例	34
図表 1-(1)-⑦	捕獲班が鳥獣被害が深刻なニホンジカの捕獲を優先しヌートリア・アライグマまで手が回らないことなどから、平成 22 年度以降、捕獲頭数がヌートリア 1 頭と低調となっている例	34
図表 1-(1)-⑧	香川県によるアライグマ等の防除の推進に係る取組状況(推奨事例)	34
図表 1-(1)-⑨	徳島県における確認制度活用状況	35
図表 1-(1)-⑩	鳥獣保護法の有害鳥獣捕獲許可に基づき箱わな等でヌートリアを捕獲し殺処分しているもののうち、捕獲した場所から殺処分場所までの間を、防除の確認を受けずに運搬を行っている例	35
図表 1-(1)-⑪	実地調査した市町におけるヌートリア・アライグマ防除実施計画の内容とその適合状況等	36
図表 1-(1)-⑫	中国四国地方環境事務所によるアライグマ防除モデル事業	38
図表 1-(1)-⑬	四国地域におけるアライグマ防除モデル事業により作成された「行政担当者のためのアライグマ防除体制の手引き」及びケーブルテレビスポット CM の入手希望調べ	39

(2) セアカゴケグモの防除

図表 1-(2)-ア-①	調査対象とした 5 県におけるセアカゴケグモの発見例	44
図表 1-(2)-ア-②	調査対象とした 5 県において、平成 24 年度以降に発見されたセアカゴケグモの事例（平成 25 年 8 月末まで）と中国四国地方環境事務所による対応状況	45
図表 1-(2)-イ-①	セアカゴケグモの注意喚起用リーフレット（環境事務所作成）	46
図表 1-(2)-イ-②	セアカゴケグモのリーフレット（環境省作成）	47
図表 1-(2)-イ-③	セアカゴケグモの防除に関する地方公共団体からの意見・要望	48
図表 1-(2)-ウ-①	ホームページによるセアカゴケグモに係る注意喚起情報について先進的な取組を行っている福岡県 a 市町と徳島県及び香川県との比較	49
図表 1-(2)-ウ-②	徳島県内及び香川県内の 25 市町におけるセアカゴケグモに係る住民への周知状況	50
図表 1-(2)-ウ-③	セアカゴケグモに係る国（環境事務所）に対する意見・要望（生息が確認された市町）	51

(3) アルゼンチンアリの防除

図表 1-(3)-ア-①	アルゼンチンアリ対策広域行政協議会の開催状況	56
図表 1-(3)-ア-②	B m 市町におけるアルゼンチンアリ生息情報及び防除実施状況	57
図表 1-(3)-イ-①	広島県、山口県及び徳島県においてアルゼンチンアリの生息が確認されている市町における一斉防除の取組状況	59
図表 1-(3)-イ-②	B j 市町におけるアルゼンチンアリ生息情報及び防除実施状況	62
図表 1-(3)-ウ	アルゼンチンアリの拡散防止対策	63

(4) オオキンケイギク等の防除

ア 地方環境事務所

図表 1-(4)-ア-①	山口県 C d 市町及び同県 C h 市町によるオオキンケイギクの防除の取組状況	68
図表 1-(4)-ア-②	鳥取県がオオキンケイギクの防除について下部機関に対して指示した文書の内容	70
図表 1-(4)-ア-③	鳥取県 A a 市町によるオオキンケイギクの防除の取組状況（推奨事例）	71
図表 1-(4)-ア-④	広島県 B 1 市町の八幡高原千町原におけるオオハンゴンソウの防除活動	72
図表 1-(4)-ア-⑤	調査対象市町のオオキンケイギク等の栽培防止に係る普及啓発の実施状況	73
図表 1-(4)-ア-⑥	広島県内の直轄国道や一級河川の近隣で、個人や自治会がオオキンケイギクを栽培している例	74

イ 地方整備局

図表 1-(4)-イ-①	「第 2 次指定の特定外来生物に係る防除の告示について」（平成 18 年 1 月 31 日付け国土交通省河川局河川環境課、治水課、砂防部砂防計画課、同部保全課、同部保全課海岸室連名の事務連絡）による防除における留意事項等の内容	82
図表 1-(4)-イ-②	「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づく特定外来生物防除に関する告示について」（平成 20 年 3 月 14 日付け国道・防災課、同課道路保全企画室、地方道・環境課道路環境調査室連名の事務連絡）による防除における留意事項等の内容	83
図表 1-(4)-イ-③	「第 2 次指定の特定外来生物に係る防除についての補足・運用について」（平成	

	18年3月14日付け中国地方整備局河川部水政課、河川計画課、河川工事課、河川管理課連名の事務連絡)による中国地方整備局管内における第2次指定の特定外来生物に係る防除についての補足・運用の内容	84
図表 1-(4)-イ-④	調査対象7河川事務所等における河川水辺の国勢調査における特定外来生物の生息(生育)状況(総括表)	85
図表 1-(4)-イ-⑤	「中国地方整備局平常時河川巡視規程」(別表-4)による河川巡視項目の内容	88
図表 1-(4)-イ-⑥	7河川関係事務所における特定外来生物の把握に係る河川巡視業務の実施状況に関する調査結果(整理表)	89
図表 1-(4)-イ-⑦	委託業者に対し、オオキンケイギクの把握について別途指示し、その把握結果に基づき整理している事例(推奨事例)	90
図表 1-(4)-イ-⑧	7河川関係事務所における特定外来生物の把握状況等に係る調査結果(総括表)	91
図表 1-(4)-イ-⑨	「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づく特定外来生物防除に関する告示について」(平成20年4月17日付け中国地方整備局道路部道路計画課、道路工事課、道路管理課、交通対策課連名の事務連絡)による中国地方整備局管内における道路管理行為にあたっての留意事項の内容	92
図表 1-(4)-イ-⑩	6国道関係事務所における特定外来生物の把握に係る道路巡回業務の実施状況に関する調査結果(整理表)	93
図表 1-(4)-イ-⑪	委託業者に対し、オオキンケイギクの把握について別途指示し、その把握結果に基づき整理している事例(推奨事例)	94
図表 1-(4)-イ-⑫	6国道関係事務所における特定外来生物の把握状況等に係る調査結果(総括表)	95
図表 1-(4)-イ-⑬	7河川関係事務所における特定外来生物の防除の実施状況に関する調査結果(整理表)	96
図表 1-(4)-イ-⑭	6国道関係事務所における特定外来生物の防除の実施状況に関する調査結果(整理表)	97
図表 1-(4)-イ-⑮	通常管理行為等の範囲以外の区域における防除の取組事例(推奨事例)	98
図表 1-(4)-イ-⑯	通常管理行為等の範囲以外の区域における防除を行うことが望ましい事例	100
図表 1-(4)-イ-⑰	調査対象事務所におけるオオキンケイギクが管理区域周辺の土地と一体となって繁茂している箇所	101
図表 1-(4)-イ-⑱	調査対象事務所におけるオオキンケイギクの防除方法	102
図表 1-(4)-イ-⑲	抜取りによる効果的な防除が必要と認められる事例	103
図表 1-(4)-イ-⑳	7河川関係事務所におけるオオキンケイギクの防除の適正化に係る調査結果(総括表)	104
図表 1-(4)-イ-㉑	6国道関係事務所におけるオオキンケイギクの防除の適正化に係る調査結果(総括表)	105
図表 1-(4)-イ-㉒	「四国地方整備局管内外来種対策(案)」(国土交通省四国地方整備局河川管理、道路管理課、四国技術事務所作成、平成23年4月1日版)の抜粋	106
図表 1-(4)-イ-㉓	国道に生育するオオキンケイギク	107
図表 1-(4)-イ-㉔	除草後の国道(四国行政評価支局)	108

## 2 飼養等の許可の適正化

図表 2-①	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成 17 年農林水産省・環境省令第 2 号）最終改正：平成 25 年農林水産省・環境省令第 1 号	114
図表 2-②	「環境大臣及び農林水産大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件」（平成 17 年農林水産省・環境省告示第 4 号）による飼養等の許可の条件及び特定外来生物の取扱方法等	119
図表 2-③	「環境大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件」（平成 17 年環境省告示第 42 号）による飼養等の許可の条件及び特定外来生物の取扱方法等	121
図表 2-④	飼養等の許可の新規許可件数の推移と平成 25 年 7 月末現在の許可対象者数（特定外来生物別、県別）	123
図表 2-⑤	「外来生物法の施行状況等を踏まえた今後講ずべき必要な措置について（意見具申）」（平成 24 年 12 月 13 日中央環境審議会）の抜粋	125
図表 2-⑥	セイヨウオオマルハナバチの飼養等の許可者に対する現地調査結果	126
図表 2-⑦	セイヨウオオマルハナバチ以外の特定外来生物の飼養等の許可者に対する現地調査結果	127
図表 2-⑧	飼養等の許可を受けないまま特定外来生物を飼養している例	128
図表 2-⑨	平成 22 年度以降に新規の飼養等許可を行った案件の事務処理期間	128
図表 2-⑩	標準処理期間（1 か月）を超過している飼養等の許可案件の遅延理由	130
図表 2-⑪	飼養等の許可の事務処理が遅延したことによる支障の有無	131

## 3 その他

図表 3-(1)	中国四国地方環境事務所、徳島県及び香川県による両県内における特定外来生物の分布の把握状況	134
図表 3-(2)	池に繁茂するナガエツルノゲイトウ	135

# 第1 行政評価・監視の目的等

## 1 目的

近年、人間の活動を通じて海外から持ち込まれた外来生物によって、生態系や農林水産業等に被害を及ぼす事例が多数発生している。

このため、国は、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（平成16年法律第78号。以下「法」という。）に基づいて、生態系、人の生命若しくは身体又は農林水産業に係る被害（以下「生態系等に係る被害」という。）を及ぼし、又は及ぼすおそれがある外来生物を特定外来生物として指定（平成25年10月末現在107種）し、その飼養、栽培、保管又は運搬（以下「飼養等」という。）、輸入等については、学術研究等の目的で適正に管理する施設を有する等として飼養等の許可を受けた場合等を除いて原則禁止としている。また、野外等に存在する特定外来生物の防除については、国のほか地方公共団体等の取組を促進する等の措置を講じている。

しかしながら、中国四国地方においては、ヌートリア、アライグマ、セアカゴケグモ、アルゼンチンアリ、オオキンケイギク等の特定外来生物の生息（生育）区域が拡大しており、生態系等に係る被害やそのおそれが生じている。

この行政評価・監視は、生態系等に係る被害を及ぼす特定外来生物の効果的かつ効率的な防除の促進やその適正な取扱いの徹底を図る観点から、特定外来生物の生息（生育）及び生態系等に係る被害の把握状況、防除等の実施状況、飼養等の許可等の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施するものである。

## 2 調査項目

- (1) 特定外来生物の生息（生育）及び生態系等に係る被害の把握状況等
- (2) 特定外来生物の防除等の実施状況
- (3) 特定外来生物の飼養等の許可等の実施状況

## 3 対象機関

- (1) 調査対象機関

中国四国地方環境事務所、中国四国農政局、中国地方整備局、四国地方整備局

※ 中国地方整備局は中国四国管区行政評価局が、四国地方整備局は四国行政評価支局が調査を実施

- (2) 関連調査等対象機関

県、市町村、関係団体 等

## 4 調査実施期間

平成25年7月～26年2月

## 第2 行政評価・監視結果

### 1 特定外来生物の防除の推進

通 知	説明図表番号
<p><b>【制度の概要】</b></p> <p>特定外来生物は、法第2条第1項及び特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令（平成17年政令第169号）第1条に基づいて、平成25年10月末現在、107種類（1科13属93種）が指定されている。（注1）</p> <p>これら特定外来生物を効果的・効率的に防除するためには、地域においてどのような特定外来生物が生息し、これによって生態系等に係る被害がどの程度発生しているのかを、的確かつ継続的に把握することが重要である。</p> <p>このようなことから、法第3条に基づき、主務大臣である環境大臣及び農林水産大臣が、中央環境審議会の意見を聴いて策定している特定外来生物被害防止基本方針（平成16年10月15日閣議決定。以下「基本方針」という。）においては、「外来生物対策には、早期発見、早期対応が重要であることから、平素から監視に努めるとともに、被害の発生を初期の段階で発見し、迅速に対応できるよう情報収集のための監視体制を専門家を含む地域の協力を得て構築していくことが重要」とされている。</p> <p><b>(1) 国による防除</b></p> <p>特定外来生物による生態系等に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合において、当該被害の発生を防止するために必要があるときは、主務大臣である環境大臣及び農林水産大臣並びに国の関係行政機関の長である国土交通大臣は、法第11条に基づき、関係都道府県の意見を聴いて、防除に際し必要な事項について公示（以下「防除の公示」という。）を行うこととされている。</p> <p>これについて、基本方針では、「国は、制度上その保全を図ることとされている地域（国立公園等）など、全国的な観点から防除を進める優先度の高い地域から、防除を進める。」とされている。</p> <p>また、特定外来生物の防除の実施に際しては、「人の生命・身体に被害を及ぼす特定外来生物が野外で発見された場合（注2）などには、緊急的に防除を実施することが必要」とされている。</p> <p>一方で、「既に広範囲にまん延して生態系等に被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合（注3）には、優先的に防除を進めるべき地域や手法を考慮し計画的に防除を進めることが必要」とされている。</p> <p><b>(2) 地方公共団体や民間団体等による防除</b></p> <p>地方公共団体が行う特定外来生物の防除であって防除の内容等が防除の公示に適合するものについては、法第18条第1項に基づき、環境大臣及び農林水産大臣の確認（以下「防除の確認」という。）を受けることができるとされている。</p> <p>また、民間団体等が行う特定外来生物の防除については、法第18条第2項に</p>	<p>図表1-①</p> <p>図表1-②</p> <p>図表1-③</p> <p>図表1-④</p> <p>図表1-⑤</p>

通 知	説明図表番号
<p>基づき、その者が防除を適正かつ確実に実施することができ、及びその防除の内容等が防除の公示に適合している旨の環境大臣及び農林水産大臣の認定（以下「防除の認定」という。）を受けられるとされている。（注4）</p> <p>これら、地域の事情に精通している地方公共団体や民間団体等が行う防除については、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の施行について」（平成 17 年 6 月 9 日付け環自野第 050609001 号農林水産省生産局長・林野庁長官・水産庁長官・環境省自然環境局長通知。以下「施行通知」という。）において、「非常に効果的である」とされ、「これらの者により防除の公示に沿って防除活動が積極的に進められるよう措置することが重要」とされている。</p> <p>ちなみに、いずれかの種について防除の確認を受けているものは、全国の 47 都道府県中 22（全体の 46.8%）及び 1,710 市町村中 452（同 26.4%）であった。</p> <p>（注 1）特定外来生物は、その成体だけでなく孵化又は発芽すれば成体となる卵及び種子や、それだけで個体に再生し、又は繁殖することが可能な生物の器官（政令で指定されたものに限る。）も含まれる。</p> <p>（注 2）今回調査対象とした鳥取県、広島県、山口県、徳島県及び香川県の 5 県内において、「人の生命・身体に被害を及ぼす特定外来生物が野外で発見された場合」とは、鳥取県、広島県、山口県、徳島県及び香川県のセアカゴケグモ（クモ類）の例が該当すると考えられる。</p> <p>（注 3）同様に、「既に広範囲にまん延して生態系等に被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合」とは、鳥取県、広島県、山口県、徳島県及び香川県のオオキンケイギク（植物）の例が該当すると考えられる。</p> <p>（注 4）上記の環境大臣及び農林水産大臣の権限は、ヌートリア、カニクイアライグマ、アライグマ、フイリマングース、ジャワマングース、シママングース、キョン、ブルーギル、コクチバス及びオオクチバスについては両大臣の共管とされ、その他の特定外来生物については環境大臣の専管とされている。</p> <p>また、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則」（平成 17 年農林水産省・環境省令第 2 号。以下「規則」という。）第 36 条に基づき、主務大臣の権限（農林水産大臣の権限のうち、ブルーギル、コクチバス及びオオクチバスに係るものを除く。）は、それぞれ、地方環境事務所長又は地方農政局長に委任されている。</p>	<p>図表 1－⑥</p> <p>図表 1－⑦</p>
<p><b>【調査結果】</b></p> <p>今回、中国四国管区行政評価局（鳥取行政評価事務所及び山口行政評価事務所を含む。以下同じ。）及び四国行政評価支局が調査対象とした鳥取県、広島県、山口県、徳島県及び香川県の 5 県においては、全 107 種類の特定外来生物のうち、24 種類の生息（生育）が確認されている。</p> <p>この 24 種類の特定外来生物のうち、調査対象とした 5 県のいずれかの県で生態系等に係る被害が確認されているものは、ヌートリア、アライグマ（以上、哺乳類）、オオクチバス、ブルーギル（以上、魚類）、アルゼンチンアリ（昆虫類）及びセアカゴケグモ（クモ類）で、また、既に広範囲にまん延して生態系等に被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものは、オオキンケイギク（植物）であり、これら 7 種類のいずれも、その分布を年々拡大しつつある。</p> <p>これに対し、主務官庁として中国四国地方の 9 県における特定外来生物の防除に関する業務を行っている中国四国地方環境事務所（ヌートリア、アライグマ、オオクチバス、ブルーギル、アルゼンチンアリ、セアカゴケグモ及びオオキンケイギクを所管）及び中国四国農政局（ヌートリア及びアライグマを所管）では、i）管内の一部特定外来生物の生息（生育）状況及び被害状況の把握、ii）特定外来生物が発見された場合に依頼を受けて行う種の同定（注）、iii）県、市町村及び民間団体等</p>	<p>図表 1－⑧</p>

通 知	説明図表番号
<p>が行う特定外来生物の防除の確認又は認定、iv) 特定外来生物の防除に関する技術的な助言等を行っている。</p> <p>しかし、特定外来生物に対する直接的な防除については、地方環境事務所が期間を限定して実施したモデル事業及び一部特定外来生物の引取りを除き、中国四国地方の一級河川（指定区間外区間）及び直轄国道を管理している地方整備局や、県及び市町村並びに民間団体等が行っているのが現状である。</p> <p>このため、特定外来生物の防除を推進するためには、中国四国地方環境事務所及び中国四国農政局が、管内の防除実施主体が把握している特定外来生物の生息（生育）、被害、防除等の取組に係る情報を共有し、効果的な防除が行われるよう、防除実施主体に対して、適時・適切に必要な助言や情報提供を行うことが重要である。</p> <p>（注）ある対象について、それが特定外来生物であるかどうか判断すること。</p>	
<p><b>(1) ヌートリア・アライグマの防除</b></p> <p>ヌートリア・アライグマは、平成 17 年 6 月に特定外来生物に指定された。これを受けて、環境省及び農林水産省は、法第 11 条に基づき、これらの生態系等に係る被害の発生を防止するため、その捕獲又は処分等の防除の内容等を定めた「ミュオカストル・コイプス（ヌートリア）の防除に関する件」（平成 17 年農林水産省・環境省告示第 8 号）及び「プロキユオン・ロトル（アライグマ）の防除に関する件」（平成 17 年農林水産省・環境省告示第 9 号）を公示している。</p> <p>また、ヌートリア及びアライグマについては、法の施行（平成 17 年 10 月）以前から、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号。以下「鳥獣保護法」という。）の狩猟対象鳥獣として位置付けられているほか、同法第 9 条に基づき、県又は市町村が、農林水産業に係る被害の防止を目的として、有害鳥獣の捕獲許可による駆除を行っている。</p> <p>環境省では、防除の確認又は認定を受けて行う防除には、従来の鳥獣保護法に基づく捕獲許可と比較すると、次のようなメリットがあり、より計画的かつ柔軟な特定外来生物の防除を実施することができると説明している。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 被害未発生時の予防的捕獲、生態系からの完全排除も含んだ計画的防除が可能</li> <li>② 捕獲個体の取扱いの際、生きたままの運搬等を伴う防除が可能</li> <li>③ 講習を受けた狩猟免許非所持者は、わなの設置から捕獲、運搬までの一連の作業が可能</li> <li>④ 捕獲数量の上限を設ける必要なし</li> </ol> <p>なお、地方公共団体がヌートリア・アライグマを捕獲するため、上記の法に基づく防除の確認による捕獲及び鳥獣保護法に基づく有害捕獲を実施しているが、その際には、鳥獣による農林水産業に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「鳥獣被害防止特別措置法」という。）第 4 条に基づく被害防止計画を策定し、ヌートリア・アライグマを当該計画の対象鳥</p>	<p>図表 1-(1)-①</p> <p>図表 1-(1)-②</p> <p>図表 1-(1)-③</p>

獣に位置付けることにより、鳥獣被害防止総合対策交付金の活用を図ることもできる。

ちなみに、調査対象とした4県（徳島県を除く。）について、法に基づく防除の確認による捕獲制度を活用している市町村数をみると、ヌートリアについては、鳥取県（県内19市町村）が12市町村、広島県（県内23市町）が5市町、香川県（県内17市町）が15市町で、アライグマについては、鳥取県が11市町、広島県が4市町、香川県が15市町となっている（山口県（県内19市町）は当該制度の活用実績なし。）。

図表 1-(1)-④

### ア 生息状況及び被害状況等の把握、整理及び提供状況

平成22年度及び23年度の調査対象5県内におけるヌートリア・アライグマの捕獲実績は、表1のとおり、ヌートリアについては鳥取県における捕獲実績が平成22年度2,422頭、23年度1,877頭と他の4県を相当上回っており、次いで広島県の200頭前後となっている。中国四国管区行政評価局及び四国行政評価支局の調査結果では、両県とも、県内の大半の市町村に生息域が拡大しつつある。

また、香川県では、一部の市町の島しょ部で生息が確認され、山口県では平成23年度までは捕獲実績はないものの、一部の市町で生息が確認され、徳島県では生息は確認されていない。

一方、アライグマについては、香川県の捕獲実績が平成22年度402頭、23年度248頭と最も多くなっており、県内の大半の市町村に生息域が拡大しつつある。

残る4県については、一部の市町村でその生息が確認され、生息域が拡大中である。

**表1 調査対象5県内における法第18条に基づく防除の確認又は認定及び鳥獣保護法に基づく有害鳥獣捕獲許可によるヌートリア・アライグマの捕獲実績**（単位：頭）

区分	年度	外来生物法		鳥獣保護法		計	
		ヌートリア	アライグマ	ヌートリア	アライグマ	ヌートリア	アライグマ
鳥取県	H22	1,668	0	754	31	2,422	31
	H23	1,257	0	620	17	1,877	17
広島県	H22	0	0	157	7	157	7
	H23	66	9	159	2	225	11
山口県	H22	—	—	0	9	0	9
	H23	—	—	0	7	0	7
徳島県	H22	—	0	0	12	0	12
	H23	—	0	0	9	0	9
香川県	H22	22	358	28	44	50	402
	H23	129	149	0	99	129	248

(注) 1 中国四国管区行政評価局及び四国行政評価支局の調査対象5県に対する調査結果による。

2 表中の「—」は、法に基づく防除の確認制度が導入されていないことを示す。

次に、平成21年度から23年度の農林水産業に対する被害状況は、表2のとおり、ヌートリアについては、鳥取県が最も被害が大きく、次いで広島県とな

っているが、両県の被害実績に、捕獲実績ほどの違いはみられない。アライグマについては、捕獲実績が最も多い香川県の被害が突出して大きい。

**表 2 調査対象 5 県におけるヌートリア・アライグマによる農作物の被害の推移**

(単位：ha、t、万円)

区分	年度	アライグマ			ヌートリア		
		被害面積	被害量	被害金額	被害面積	被害量	被害金額
鳥取県	H21	0	0	35	6	60	1,163
	H22	0	0	17	4	27	733
	H23	0	0	12	1	9	216
広島県	H21	0	0	0	3	38	934
	H22	0	0	25	4	12	248
	H23	0	0	22	5	40	711
山口県	H21	0	0	29	0	0	0
	H22	0	0	48	0	0	0
	H23	0	0	70	0	0	0
徳島県	H21	0	0	0	0	0	0
	H22	0	0	0	0	0	0
	H23	0	1	16	0	0	0
香川県	H21	4	32	653	1	0	5
	H22	3	41	1,546	1	0	18
	H23	3	26	1,005	1	3	54

(注) 中国四国農政局の「野生鳥獣による農作物の被害状況調査」により、中国四国管区行政評価局及び四国行政評価支局が作成した。

中国四国地方環境事務所及び中国四国農政局では、以上のような、ヌートリア・アライグマの生息及び被害に係る情報について、次のとおり、把握の取組を行っている。

- ① 中国四国地方環境事務所は、平成 22 年度から、防除の確認を受けた市町村を対象に、防除実施結果に基づく捕獲実績を、県を通じて、あるいは市町村に直接電話するなどして把握している。

また、平成 25 年度から実施している「中国地方におけるアライグマ防除モデル事業」の実施に資するため、24 年度に、中国地方の 5 県及び市町村に対するアンケート調査を行い、アライグマの生息情報等を収集している。

- ② 中国四国農政局は、毎年、各県を通じて、ヌートリア・アライグマを含めた有害鳥獣の被害を受けた農作物の種類とその被害金額・被害面積等を取りまとめた「野生鳥獣による農作物の被害状況調査結果」の報告を受理し、その報告の結果は、農林水産省本省及び中国四国農政局がホームページで提供している。

また、農林水産省本省及び中国四国農政局では、同省本省が作成した「野生鳥獣被害防止マニュアル」－特定外来生物編－（平成 22 年 3 月農林水産省生産局発行）をホームページに掲載し、岡山県児島湖周辺及び鳥取県北栄町をはじめとした全国における法に基づく防除の確認や被害防止計画等を活用したアライグマ・ヌートリアの被害防止対策の取組事例を紹介している。

通 知	説明図表番号
<p><b>イ 防除等の取組状況</b></p> <p><b>(ア) 防除の確認制度の活用</b></p> <p>今回、調査対象とした5県のうち、鳥取県は、ヌートリア・アライグマの根絶を目指した捕獲体制づくりを進めるためには、従来の鳥獣保護法に基づく有害捕獲だけでなく、防除の確認を導入することにより、「狩猟免許者に加えて一般農家など狩猟免許を持たない者も、狩猟者と連携してその捕獲等に取り組むことができる体制を整備していくことが重要である」として、平成20年3月に「ヌートリア・アライグマ防除指針」を策定し、県内市町村に対して防除の確認を受けるよう促すとともに、市町村の行う防除従事者養成の講習会に対して講師を派遣するなどの支援を行っている。</p> <p>このような取組により、平成25年9月末現在、鳥取県内の全19市町村のうち、ヌートリアについては12市町（全体の63.2%）が、アライグマについては11市町（同57.9%）が防除の確認を受けて防除に取り組んでおり、特にヌートリアについては、中国四国地方におけるヌートリアの生息数の把握が行われていない中で、防除の確認の導入により捕獲体制を強化した時期以降、平成22年度に12市町全体で1,668頭を捕獲したものが、24年度は750頭と、一定期間捕獲数が増加した後に減少傾向を示しており、防除の取組が一定の成果を挙げていると考えられる。（注）</p> <p>一方で、鳥取県の積極的な働きかけにもかかわらず、従来の鳥獣保護法に基づく有害捕獲を行っている鳥取県調査対象1市町では、平成22年度にヌートリアを354頭捕獲したものが、24年度は683頭と増加傾向にあり、捕獲体制を更に充実させなければ十分な成果が得難いものとみられる。</p> <p>（注）鳥取県内では、平成25年10月現在、全19市町村のうち5市町でアライグマが捕獲されているが、平成23年度の捕獲実績は17頭にすぎず、生息域は侵入初期段階にあるとみられる。</p> <p>また、広島県では、全23市町のうち、ヌートリアについては5市町（全体の21.7%）が、アライグマについては4市町（同17.4%）が防除の確認を受けるに留まっているが、防除の確認を受けないで、従来の鳥獣保護法に基づく有害捕獲を行っている調査対象1市町においては、捕獲班が鳥獣被害の大半を占めているニホンジカ等の捕獲に重点を置かざるを得ず、ヌートリア・アライグマまで手が回らないことなどから、平成22年度以降、捕獲頭数がヌートリア1頭のみと低調となっている。</p> <p>一方、四国地方では、香川県においては、環境省が実施した「四国地域におけるアライグマ防除モデル事業」への参加を契機に、確認制度に基づく防除の推進の重要性、有効性についての認識を深め、県内市町に対してアライグマ・ヌートリアの防除の確認を受けるよう促すとともに、防除従事者の養成講習会を開催するなどの積極的な取組を行っている。その結果、平成23年5月までに、県内17市町のうち15市町（88.2%）が防除の確認</p>	<p>図表 1-(1)-⑤</p> <p>図表 1-(1)-⑥</p> <p>図表 1-(1)-⑦</p> <p>図表 1-(1)-⑧</p>

通 知	説明図表番号
<p>を受けて防除に取り組んでおり、中国四国地方の9県の中で最も生息域が拡大しているとみられるアライグマについては、平成22年度の捕獲頭数402頭・農作物被害1,546万円であったものが、23年度の捕獲頭数248頭・農作物被害1,005万円と捕獲頭数及び農作物被害がともに減少傾向にあり、香川県は、防除の取組による成果が現れているとしている。</p> <p>これに対し、徳島県では、侵入初期段階にあるアライグマについて県が調査・捕獲事業を行う目的で県全体について防除の確認を受けているが、防除従事者を選任しておらず、今後、被害状況に応じて防除体制の整備が必要である。また、同県内の市町村では、防除の確認制度の理解及び侵入初期段階における対応の重要性についての認識が十分でなく、現在までのところ被害が少ないこともあって、防除の確認を受けるには至っておらず、鳥獣保護法第9条に基づく有害鳥獣の捕獲許可によりアライグマの捕獲を行っている。</p>	図表 1-(1)-⑨
<p><b>(イ)防除の適正な実施</b></p> <p>今回、防除の確認を受けていない4県の17市町（鳥取県2市町、広島県9市町、山口県4市町、徳島県2市町）における鳥獣保護法に基づく有害捕獲の取組状況をみたところ、関係市町の捕獲制度の理解不十分などにより、有害鳥獣捕獲許可に基づきヌートリアを箱わなで捕獲した際、防除の確認を受けずに、殺処分を行う場所までの間を箱わなごと生きたまま運搬しているものがみられた（鳥取県1市町、広島県4市町）。</p>	図表 1-(1)-⑩
<p>また、防除の確認を受けている3県の16市町（鳥取県4市町、広島県4市町、山口県2市町、香川県8市町）における取組状況をみたところ、次のとおり、防除の公示内容に照らし、改善すべき事項が認められた。</p> <p>① アライグマの防除に当たっている有害鳥獣駆除班員（狩猟免許者）のうち一部の者しか防除従事者としていないため、防除従事者でない狩猟免許者が、箱わなで捕獲した場所から殺処分を行う場所までの間を生きたまま運搬している（香川県1市町）。</p> <p>② 捕獲猟具である箱わなに、法に基づく防除のための捕獲である旨を記した標識の装着を行っていない（広島県1市町）。</p> <p>③ 捕獲個体を殺処分する場合は、できる限り苦痛を与えない方法により処分するものとされており、環境省のアライグマ防除モデル事業を契機として防除の確認の推進を図っている香川県では、同県の支援により、調査対象とした8市町のうちの7市町で二酸化炭素法（注）による処分が普及している。</p> <p>一方で、鳥取県では、全ての調査対象市町（4市町）で二酸化炭素法が普及していない。また、広島県では、調査対象とした4市町のうちの2市町が、広島県の特定外来生物初期防除事業を活用して二酸化炭素法の殺処分機器を整備しているが、その十分な活用が図られておらず、二酸化炭素</p>	図表 1-(1)-⑪

通 知	説明図表番号
<p>法による殺処分が普及していない。残る 2 市町も、二酸化炭素法による殺処分が普及していない。</p> <p>(注) 環境省の「アライグマ防除の手引き」(平成 23 年 3 月)では、捕獲従事者が自ら殺処分する場合、簡便かつ安価で、必ずしも専門家でなくとも処分が可能であり、捕獲数の多い地域等で用いられており、安全かつ衛生的に実施できる「二酸化炭素法」が紹介されている。</p>	
<p><b>ウ 地方環境事務所のアライグマ防除モデル事業</b></p>	
<p>中国四国地方環境事務所は、四国地域におけるアライグマ対策の推進を図ることを目的として、平成 21 年度から 23 年度にかけて「四国地域におけるアライグマ防除モデル事業」(特定外来生物防除等推進事業)を実施している。</p> <p>同事務所は、事業成果として、アライグマの効果的な防除方策についてまとめた「行政担当者のためのアライグマ防除体制構築の手引き」を作成するとともに、地方公共団体の活用を想定するアライグマ啓発用のケーブルテレビスポットCMを作成しているものの、事業成果の活用方策の検討が不十分であったことから、次のとおり、更に有効活用すべき状況がみられた。</p>	<p>図表 1-(1)-⑫</p>
<p>① 「行政担当者のためのアライグマ防除体制構築の手引き」を、四国地域内のモデル事業参加市町及びモデル事業関係者に 30 部配布したに留まり、ホームページへの掲載もなく、アライグマ侵入初期段階の地方公共団体などに対して、積極的な周知、情報提供等に活用していない。今回、調査した 33 市町の担当者に意見聴取したところ、26 市町(78.8%)が、アライグマ防除方法等の情報把握の観点から手引入手を希望しており、ニーズが高かった。</p> <p>② ケーブルテレビスポットCM作成について、同手引きで案内しているのみで、周知を図っていない。</p> <p>今回、調査した 33 市町の担当者に意見聴取したところ、3 市において研修資料等に使用したいとしていた。</p>	<p>図表 1-(1)-⑬</p>
<p><b>【所見】</b></p>	
<p>したがって、中国四国地方環境事務所又は中国四国農政局は、ヌートリア・アライグマの計画的な防除を推進する観点から、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 中国四国地方環境事務所及び中国四国農政局においては、最近のヌートリア・アライグマの生息域の拡大等からみて、捕獲体制を更に充実させなければ、十分な防除の成果が得難い地方公共団体がみられることから、法に基づく防除の確認制度を活用して防除の成果を上げている地方公共団体の取組を情報提供するなどにより、防除の確認制度の普及を一層促すこと。</p> <p>② 中国四国地方環境事務所及び中国四国農政局においては、ヌートリア・アライグマの防除等の取組を行っている地方公共団体に対し、法及び防除実施計画の内容に沿った適正な防除を行うよう指導すること。</p> <p>③ 中国四国地方環境事務所においては、防除モデル事業の実施に当たっては、事業効果の発現の更なる推進を図るため、作成された手引き及び啓発資料につい</p>	

通 知	説明図表番号
て、防除モデル事業に参加していない地方公共団体も必要に応じて利用できるよう、ホームページ等で積極的な周知を図ること。	

図表 1-① 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号）最終改正：平成 25 年法律第 38 号

## 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、特定外来生物の飼養、栽培、保管又は運搬（以下「飼養等」という。）、輸入その他の取扱いを規制するとともに、国等による特定外来生物の防除等の措置を講ずることにより、特定外来生物による生態系等に係る被害を防止し、もって生物の多様性の確保、人の生命及び身体の保護並びに農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、国民生活の安定向上に資することを目的とする。

(定義等)

第二条 この法律において「特定外来生物」とは、海外から我が国に導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物（以下「外来生物」という。）であつて、我が国にその本来の生息地又は生育地を有する生物（以下「在来生物」という。）とその性質が異なることにより生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定めるものの個体（卵、種子その他政令で定めるものを含み、生きているものに限る。）及びその器官（飼養等に係る規制等のこの法律に基づく生態系等に係る被害を防止するための措置を講ずる必要があるものであつて、政令で定めるもの（生きているものに限る。）に限る。）をいう。

2 この法律において「生態系等に係る被害」とは、生態系、人の生命若しくは身体又は農林水産業に係る被害をいう。

3 主務大臣は、第一項の政令の制定又は改廃に当たつてその立案をするときは、生物の性質に関し専門の学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

(特定外来生物被害防止基本方針)

第三条 主務大臣は、中央環境審議会の意見を聴いて特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するための基本方針の案を作成し、これについて閣議の決定を求めるものとする。

2 前項の基本方針（以下「特定外来生物被害防止基本方針」という。）は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する基本構想
- 二 特定外来生物の選定に関する基本的な事項
- 三 特定外来生物の取扱いに関する基本的な事項
- 四 国等による特定外来生物の防除に関する基本的な事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する重要事項

3 主務大臣は、特定外来生物被害防止基本方針について第一項の閣議の決定があつたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

4 第一項及び前項の規定は、特定外来生物被害防止基本方針の変更について準用する。

## 第二章 特定外来生物の取扱いに関する規制

(飼養等の禁止)

第四条 特定外来生物は、飼養等をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 次条第一項の許可を受けてその許可に係る飼養等をする場合
- 二 第三章の規定による防除に係る捕獲等その他主務省令で定めるやむを得ない事由がある場合

(飼養等の許可)

第五条 学術研究の目的その他主務省令で定める目的で特定外来生物の飼養等をしようとする者は、主務大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、主務大臣に許可の申請をしなければならない。

3 主務大臣は、前項の申請に係る飼養等について次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、第一項の許可をしてはならない。

- 一 飼養等の目的が第一項に規定する目的に適合しないこと。
- 二 飼養等をする者が当該特定外来生物の性質に応じて主務省令で定める基準に適合する飼養等施設（以下「特定飼養等施設」という。）を有しないことその他の事由により飼養等に係る特定外来生物を適切に取り扱うことができないと認められること。

4 主務大臣は、第一項の許可をする場合において、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のため必要があると認めるときは、その必要の限度において、その許可に条件を付することができる。

5 第一項の許可を受けた者は、その許可に係る飼養等をするには、当該特定外来生物に係る特定飼養等施設の点検を定期的に行うこと、当該特定外来生物についてその許可を受けていることを明らかにすることその他の主務省令で定める方法によらなければならない。

(飼養等許可者に対する措置命令等)

第六条 主務大臣は、前条第一項の許可を受けた者が同条第五項の規定に違反し、又は同条第四項の規定により付された条件に違反した場合において、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のため必要があると認めるときは、当該特定外来生物に係る飼養等の方法の改善その他の必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

2 主務大臣は、前条第一項の許可を受けた者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律に基づく処分違反した場合において、特定外来生物による生態系等に係る被害が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、その許可を取り消すことができる。

(輸入の禁止)

第七条 特定外来生物は、輸入してはならない。ただし、第五条第一項の許可を受けた者がその許可に係る特定外来生物の輸入をする場合は、この限りでない。

(譲渡し等の禁止)

第八条 特定外来生物は、譲渡し若しくは譲受け又は引渡し若しくは引取り（以下「譲渡し等」という。）をしてはならない。ただし、第四条第一号に該当して飼養等をし、又はしようとする者の間においてその飼養等に係る特定外来生物の譲渡し等をする場合その他の主務省令で定める場合は、この限りでない。

(放つこと、植えること又はまくことの禁止)

第九条 飼養等、輸入又は譲渡し等に係る特定外来生物は、当該特定外来生物に係る特定飼養等施設の外で放ち、植え、又はまいてはならない。

(報告徴収及び立入検査)

第十条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、第五条第一項の許可を受けている者に対し、特定外来生物の取扱いの状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、特定外来生物の飼養等に係る施設に立ち入り、特定外来生物、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

### 第三章 特定外来生物の防除

(主務大臣等による防除)

第十一条 特定外来生物による生態系等に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合において、当該被害の発生を防止するため必要があるときは、主務大臣及び国の関係行政機関の長（以下「主務大臣等」という。）は、この章の規定により、防除を行うものとする。

2 主務大臣等は、前項の規定による防除をするには、主務省令で定めるところにより、関係都道府県の意見を聴いて、次に掲げる事項を定め、これを公示しなければならない。

一 防除の対象となる特定外来生物の種類

二 防除を行う区域及び期間

三 当該特定外来生物の捕獲、採取又は殺処分（以下「捕獲等」という。）その他の防除の内容

四 前三号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項

(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の特例)

第十二条 主務大臣等が行う前条第一項の規定による防除に係る特定外来生物の捕獲等については、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）の規定は、適用しない。

(土地への立入り等)

第十三条 主務大臣等は、第十一条第一項の規定による防除に必要な限度において、その職員に、他人の土地若しくは水面に立ち入り、特定外来生物の捕獲等をさせ、又は当該特定外来生物の捕獲等の支障となる立木竹を伐採させることができる。

2 主務大臣等は、その職員に前項の規定による行為をさせる場合には、あらかじめ、その土地若しくは水面の占有者又は立木竹の所有者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 第一項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(損失の補償)

第十四条 国は、前条第一項の規定による行為によって損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

2 前項の規定による補償を受けようとする者は、主務大臣等にこれを請求しなければならない。

3 主務大臣等は、前項の規定による請求を受けたときは、補償すべき金額を決定し、当該請求者にこれを通知しなければならない。

(訴えの提起等)

第十五条～第十七条（略）

(主務大臣等以外の者による防除)

第十八条 地方公共団体は、その行う特定外来生物の防除であって第十一条第二項の規定により公示された事項に適合するものについて、主務省令で定めるところにより、主務大臣のその旨の確認を受けることができる。

2 国及び地方公共団体以外の者は、その行う特定外来生物の防除について、主務省令で定めるところにより、その者が適正かつ確実に実施することができ、及び第十一条第二項の規定により公示された事項に適合している旨の主務大臣の認定を受けることができる。

3 主務大臣は、第一項の確認をしたとき又は前項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。第二十条第二項又は第三項の規定によりこれらを取り消したときも、同様とする。

4 第十二条の規定は地方公共団体が行う第一項の確認を受けた防除又は国及び地方公共団体以外の者が行う第二項の認定を受けた防除について、第十三条から前条までの規定は第一項の確認を受けた防除に関する事務を所掌する地方公共団体について準用する。

第十九条 主務大臣は、前条第二項の認定を受けて防除を行う者に対し、その防除の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

第二十条 第十八条第一項の確認又は同条第二項の認定を受けて防除を行う者は、その防除を中止したとき、又はその防除を第十一条第二項の規定により公示された事項に即して行うことができなくなったときは、その旨を主務大臣に通知しなければならない。

2 主務大臣は、前項の規定による通知があったときは、その通知に係る第十八条第一項の確認又は同条第二項の認定を取り消すものとする。

3 主務大臣は、第十八条第二項の認定を受けた防除が第十一条第二項の規定により公示された事項に即して行われていないと認めるとき、又はその防除を行う者がその防除を適正かつ確実に実施することができなくなったと認めるとき若しくは前条に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたときは、その認定を取り消すことができる。

#### **第四章 未判定外来生物**

(輸入の届出等)

第二十一条～第二十四条 (略)

#### **第五章 雑則**

(輸入のための証明書の添付等)

第二十五条～第二十六条 (略)

(科学的知見の充実のための措置)

第二十七条 国は、外来生物による生態系に係る被害及びその防止に関する科学的知見の充実を図るため、これらに関する情報の収集、整理及び分析並びに研究の推進その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(国民の理解の増進)

第二十八条 国は、教育活動、広報活動等を通じて、特定外来生物の防除等に関し、国民の理解を深めるよう努めなければならない。

(主務大臣等)

第二十九条 この法律における主務大臣は、環境大臣とする。ただし、農林水産業に係る被害の防止に係る事項については、環境大臣及び農林水産大臣とする。

2 この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

(権限の委任)

第二十九条の二 この法律に規定する主務大臣の権限は、主務省令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

(経過措置)

第三十条 (省略)

(主務省令への委任)

第三十一条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、主務省令で定める。

#### **第六章 罰則**

(省略)

(注) 下線は、当局が付した。

図表 1-② 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令（平成 17 年政令第 169 号）最終改正：平成 25 年 7 月 5 日政令第 215 号

（政令で定める外来生物）

第一条 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める外来生物は、別表第一の下欄に掲げる種（亜種又は変種を含む。以下同じ。）に属する生物とする。

（個体に含まれるもの）

第二条 法第二条第一項の個体に含まれる政令で定めるものは、孢子とする。

（政令で定める外来生物の器官）

第三条 法第二条第一項の政令で定める器官は、別表第二の上欄に掲げる外来生物の種の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める器官とする。

（以下、省略）

別表第二（第 3 条関係）（抜粋）

種 名	器官
コレオプシス・ランケオラタ（オオキンケイギク）	根
ルドベキア・ラキニアタ（オオハンゴンソウ）	根
セネキオ・マダガスカリエンシス（ナルトサワギク）	茎、根
ミュリオフルルム・アクアティクム（オオフサモ）	茎、根
ヴェロニカ・アナガルリス—アクアティカ（オオカワヂシャ）	根

図表 1-③ 特定外来生物一覧（平成 25 年 9 月 1 日現在）

分類群	種 名
哺乳類 (23 種類)	フクロギツネ、ハリネズミ属全種、タイワンザル、カニクイザル、アカゲザル、ヌートリア、クリハラリス、タイリクモモンガ、トウブハイイロリス、キタリス、フィンレイソソリス、マスカラット、カニクイアライグマ、アライグマ、アメリカミンク、シママンゲース、ジャワマンゲース、ファイリマンゲース、シカ亜科全種（アキシスジカ属、シカ属、ダマシカ属、シフゾウ）、キョン
鳥類 (4 種類)	ガビチョウ、カオグログガビチョウ、カオジログガビチョウ、ソウシチョウ
爬虫類 (16 種類)	カミツキガメ、アノリス・アルログス、アノリス・アルタケウス、アノリス・アングステイケプス、グリーンアノール、ナイトアノール、ガーマンアノール、アノリス・ホモレキス、ブラウンアノール、ミドリオオガシラ、イヌバオオガシラ、マングローブヘビ、ミナミオオガシラ、ボウシオオガシラ、タイワンスジオ、タイワンハブ
両生類 (11 種類)	プレーンズヒキガエル、キンイロヒキガエル、オオヒキガエル、アカボシヒキガエル、オークヒキガエル、テキサスヒキガエル、コノハヒキガエル、キューバズツキガエル、コキーコヤスガエル、ウシガエル、シロアゴガエル
魚類 (13 種類)	チャンネルキャットフィッシュ、ノーザンパイク、マスキーパイク、カダヤシ、ブルーギル、コクチバス、オオクチバス、ホワイトバス、ストライプトバス、ヨーロッパパーチ、パイクパーチ、ケツギョ、コウライケツギョ
昆虫類 (8 種類)	テナガコガネ属全種、クモテナガコガネ属全種、ヒメテナガコガネ属全種、セイヨウオオマルハナバチ、アルゼンチンアリ、アカカミアリ、ヒアリ、コカミアリ
無脊椎動物 (20 種類)	キョクトウサソリ科全種、ジョウゴグモ科のうち 2 属全種、イトグモ属のうち 3 種、ゴケグモ属のうち 4 種（ハイイロゴケグモ、セアカゴケグモ、クロゴケグモ、ジュウサンボシゴケグモ）、ザリガニ類 2 属全種と 2 種（アスタクス属全種、ウチダザリガニ／タンカイザリガニ、ラスティークレイフィッシュ、ケラクス属全種）、モクズガニ属全種、カワヒバリガイ属全種、クワツガガイ、カワホトトギスガイ、ヤマヒタチオビ、ニューギニアヤリガタリクウズムシ
植物 (12 種類)	ナガエツルノゲイトウ、ブラジルチドメグサ、ボタンウキクサ、アブラ・クリスタータ、オオキンケイギク、ミズヒマワリ、オオハンゴンソウ、ナルトサワギク、アレチウリ、オオフサモ、スパルティナ・アングリカ、オオカワヂシャ
計 107 種類	

（注）環境省の資料により、当局が作成した。

図表 1-④ 特定外来生物指定種一覧（指定時期順）

時期	種類数	分類群	種名
公布： 平成 17 年 4 月 27 日 施行： 平成 17 年 6 月 1 日	1 科 2 属 39 種 (42 種類)	哺乳類	フクロギツネ、タイワンザル、カニクイザル、アカゲザル、ヌートリア、クリハラリス、トウブハイイロリス、カニクイアライグマ、アライグマ、ジャワマングース、キョン(11 種)
		鳥類	ガビチョウ、カオグロガビチョウ、カオジロガビチョウ、ソウシチョウ(4 種)
		爬虫類	カミツキガメ、グリーンアノール、ブラウンアノール、ミナミオオガシラ、タイワンスジオ、タイワンハブ(6 種)
		両生類	オオヒキガエル(1 種)
		魚類	チャンネルキャットフィッシュ、ブルーギル、コクチバス、オオクチバス(4 種)
		昆虫類	アルゼンチンアリ、アカカミアリ、ヒアリ(3 種)
		無脊椎動物	キョクトウサソリ科全種、ジョウゴグモ科のうち 2 属全種、イトグモ属のうち 3 種、ゴケグモ属のうち 4 種（セアカゴケグモ、ハイイロゴケグモ、ジュウサンボシゴケグモ、クロゴケグモ）(1 科、2 属、7 種)
		植物	ナガエツルノゲイトウ、ブラジルチドメグサ、ミズヒマワリ(3 種)
公布： 平成 17 年 12 月 14 日 施行： 平成 18 年 2 月 1 日	9 属 34 種 (43 種類)	哺乳類	ハリネズミ属全種、タイリクモモンガ、キタリス、マスカラット、アメリカミンク、シカ亜科全種（アキシスジカ属、シカ属、ダマシカ属、シフゾウ）(4 属、5 種)
		両生類	キューバズツキガエル、コキーコヤスガエル、ウシガエル、シロアゴガエル(4 種)
		魚類	ノーザンパイク、マスキーパイク、カダヤシ、ストライプトバス、ホワイトバス、ヨーロッパアンパーチ、パイクパーチ、ケツギョ、コウライケツギョ(9 種)
		昆虫類	テナガゴガネ属全種、コカミアリ(1 属、1 種)
		無脊椎動物	ザリガニ類 2 属全種と 2 種（アスタクス属全種、ウチダザリガニ、ラストティークレイフィッシュ、ケラクス属全種）、モクスガニ属全種、カワヒバリガイ属全種、クワツガガイ、カワホトトギスガイ、ヤマヒタチオビ、ニューギニアヤリガタリクウズムシ(4 属、6 種)
		植物	オオキンケイギク、オオハンゴンソウ、ナルトサワギク、オオカワヂシャ、アレチウリ、オオフサモ、スパルティナ・アングリカ、ボタンウキクサ、アズルラ・クリスタタ(9 種)
公布： 平成 18 年 7 月 13 日 施行： 平成 18 年 9 月 1 日	2 属 1 種 (3 種類)	昆虫類	クモテナガゴガネ属全種、ヒメテナガゴガネ属全種、セイヨウオオマルハナバチ(2 属、1 種)
公布： 平成 19 年 7 月 31 日 施行： 平成 19 年 9 月 1 日	1 種	爬虫類	アノリス・アングステイケプス(1 種)
公布： 平成 19 年 11 月 16 日 施行： 平成 20 年 1 月 1 日	12 種	爬虫類	ナイトアノール、ガーマンアノール、ミドリオオガシラ、イヌバオオガシラ、マングロープヘビ、ボウシオオガシラ(6 種)
		両生類	プレーンズヒキガエル、キンイロヒキガエル、アカボシヒキガエル、オークヒキガエル、テキサスヒキガエル、コノハヒキガエル(6 種)
公布： 平成 21 年 12 月 11 日 施行： 平成 22 年 2 月 1 日	1 種	哺乳類	シママングース(1 種)
公布： 平成 23 年 5 月 18 日 施行： 平成 23 年 7 月 1 日	3 種	爬虫類	アノリス・アルログス、アノリス・アルタケウス、アノリス・ホモレキス(3 種)
公布： 平成 25 年 7 月 5 日 施行： 平成 25 年 9 月 1 日	2 種	哺乳類	フィンレイソンリス、ファイリマングース(2 種)
合計	1 科 13 属 93 種 (107 種類)		

(注) 環境省の資料による。

図表 1-⑤ 特定外来生物被害防止基本方針（平成 16 年 10 月 15 日閣議決定）

## 第 1 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する基本構想

### 1 背景

野生生物の分布は、地形や気候など様々な条件によって制限されている。こうした制約条件の下に進化の過程が進行し、種が分化し、地域に固有の生物相が形成されてきた。地域に固有な様々な生物が相互に作用し合うことにより成り立っている生態系は、外部からの生物の導入にもろい面を有しており、特に島国で独特の生物相や生態系が形成されている我が国においては典型的である。

近代になって、人間活動の発展に伴い人と物資の移動が活発化し、国外又は国内の他地域から、生物が本来有する移動能力を超えて、人為によって意図的・非意図的に導入される生物が増加している。

このような生物の中には、家畜、栽培植物、園芸植物、造園緑化植物、漁業対象種等様々な用途に利用され、長い時間をかけて生活や文化に浸透・共存してきたり、工業利用が行われてきた等、様々な積極的役割を果たしてきたものもある。一方、それまで存在しなかった生物がある地域に人為的に持ち込まれると、その生物に対する防御機能を有していない在来生物が捕食、駆逐されるなどにより、持ち込まれた地域の生物多様性が大きく変質してしまう場合がある。そのような例が、我が国を始め世界各地で報告されており、また、人への危険性を有するものや農林水産業に被害を及ぼすような事例も見られている。

ある地域に人為的に導入されることにより、その自然分布域（その生物が本来有する能力で移動できる範囲により定まる地域）を越えて存在することとなる生物は一般的に外来生物と呼ばれ、このような生物による生態系、人の生命・身体又は農林水産業への被害の問題は、一般的に外来生物の問題として認識されている。国際的にも生物多様性条約第 8 条（h）において、侵略的な外来生物への対応の必要性が位置付けられ、予防的な観点に立って、侵入の防止、早期発見・早期対応、防除（影響緩和）を図ることが重要であるとされている。

これらの外来生物の問題のうち、海外から我が国に人為によって意図的・非意図的に導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物（以下、単に「外来生物」という。）による我が国の生態系、人の生命・身体又は農林水産業（以下「生態系等」という。）に係る被害を防止することを目的として、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（平成 16 年法律第 78 号。以下「本法」という。）が制定されている。

### 2 課題認識

外来生物の中には、在来生物（我が国にその本来の生息地又は生育地を有する生物をいう。以下同じ。）の捕食、採食や踏み付けによる自然植生への影響、在来生物との競合による在来生物の駆逐、土壌環境のかく乱、在来生物との交雑による遺伝的なかく乱等の生態系への被害や、かみつきや毒等による人の生命や身体への被害、農林水産物の食害等による農林水産業への被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものがあり、このような外来生物への対策が必要となっている。

外来生物による影響には不可逆的なものもあり、定着した外来生物が個体数を急激に増加させることなどによりその影響がさらに大きくなる可能性がある。このため、そのような外来生物については我が国へ不必要に導入されることのないよう生物多様性条約の考え方を踏まえて対応することが重要であり、飼養その他の取扱いに当たっても、野外に遺棄や逸出等をすることのないよう適切な管理が行われることが重要である。

また、このような外来生物による被害やそのおそれが新たに確認された場合には、緊急に当該外来生物の防除の措置を採ることが必要であり、すでにまん延して被害を及ぼしている外来生物については、計画的に防除を行うことが必要である。

### 3 被害防止の基本的な方針

生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある外来生物が問題を引き起こすのは、当該外来生物が意図的又は非意図的に野外へ遺棄や逸出等されることに起因している。このため、第一義的には野外への遺棄や逸出等を予防することが重要であり、生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある外来生物を特定外来生物として指定し、国内における適正な管理が確保された者以外にはその輸入や飼養、栽培、保管又は運搬（以下「飼養等」という。）を認めないものとする。

また、特定外来生物に該当するか否かの知見がなく、被害を及ぼすおそれがあるものである疑いのある外来生物については、未判定外来生物として指定し、おそれがあるか否かの判定を了するまで輸入制限を実施する。

特定外来生物に指定されていない外来生物についても、その状況把握に努め、被害又はそのおそれが確認できた場合には、既存制度での対応状況等を踏まえ、特定外来生物の選定について適切に検討する。

野外に遺棄や逸出等した特定外来生物については、分布が拡大する前に早期に防除することが被害を防止する上で効果が高い。特定外来生物を早期に発見し、早期に対処するため、監視等に努めることとする。

既に定着し被害を及ぼしている特定外来生物については、被害の程度と必要性に応じて生態系からの完全排除、封じ込め等の防除を計画的かつ順応的に実施する。防除の実施に際しては、地域の生態系に悪影響を及ぼすことのないよう配慮する。

外来生物の中には様々な用途で利用され、例えば国土保全等の役割を果たしてきたものもあり、特定外来生物として規制を検討する際に、その役割について考慮することが必要である。

特定外来生物による被害には、我が国への導入から被害発生までの間に様々な関係者が関わっており、その対策を効果的に実施するためには、広く国民の理解と協力が重要である。このため、外来生物の野外への遺棄や逸出等が生態系等への脅威となる可能性があることの認識を深め、特定外来生物の適切な取扱いが図られることとなるよう多様な関係者がそれぞれに具体的に何をなすべきかについての普及啓発を推進する。

さらに、今後の外来生物対策の基盤を作る上で不可欠である外来生物の分布や生態的特性等に係る基礎的な調査研究及び防除や監視等に係る技術開発を推進することが必要である。その際、外来生物に係る問題が国際的な野生生物の移動に起因していることを踏まえ、外国の政府機関や専門家等との情報交換を行い、外来生物に係る科学的な知見の収集に努める。

## 第2 特定外来生物の選定に関する基本的な事項

(省略)

### 第3 特定外来生物の取扱いに関する基本的な事項

特定外来生物による被害の多くは、一部の者が不適切な管理のもと飼育等をした結果、遺棄や逸出等によって野外に放たれることに起因している。

このため、特定外来生物を飼養、栽培、保管又は運搬する行為や輸入、譲渡等は原則禁止とし、適切な飼養等を行うことができると認められる目的、施設、方法等の要件を満たしている者に限り主務大臣による許可をもってその国内での飼養等を認めることとする。

#### 1 飼養等の許可の考え方

##### (1) 特定外来生物の飼養等をするに当たり、許可が不要な場合

特定外来生物の飼養等をするに当たり、許可が不要な場合としては、本法に基づく防除に伴う行為など許可を受けずとも特定外来生物の遺棄や逸出等の防止が図られている場合や、災害時において緊急に対処すべき場合、違法飼養個体の押収など公的機関がその職務を遂行するために必要な飼養等であって、許可手続を経る時間的余裕がなく、かつ、その取扱いが適正と認められる場合等に限る。

##### (2) 飼養等の目的

学術研究のほか、展示や教育、許可規制を行うことで遺棄や逸出等に対して十分な抑止力が働く生業などの場合に限り、飼養等の許可の対象とする。

なお、これまで安易な飼養等により遺棄や逸出等がなされ、外来生物が野生化して生態系等に被害を及ぼしている例がある愛がん飼養等の目的については許可の対象としない。

##### (3) 特定飼養等施設の施設基準

特定外来生物の逸出等を防止するために必要な施設の基準を定める際には、原則として、次の考え方によるものとする。

ア 特定外来生物の逸出等を防ぐ構造及び強度とすること。

イ 人の生命・身体に危害を及ぼす外来生物については、第三者が容易に特定外来生物に接触できない構造及び強度とすること。

##### (4) 許可条件

飼養等の許可に当たっては、特定外来生物の遺棄や逸出等を起こさない適正な取扱いを確保するため、必要に応じ、許可の有効期間や、特定飼養等施設で取り扱うことのできる特定外来生物の数量の制限、譲渡し等に係る届出等について条件を付すものとする。

##### (5) 飼養等の方法

許可者に対し、次の方法に従った飼養等を義務付けるものとする。

ア 特定外来生物の飼養等の状況の確認及び特定飼養等施設の保守点検を定期的に行うこと。

イ 許可を受けていることを明らかにするため、マイクロチップ、タグ、脚環、標識、写真等生物に応じて技術的に可能な方法での識別措置を講ずること。

ウ 許可された特定外来生物の飼養等について繁殖が認められる場合にあって、みだりに繁殖させることにより特定外来生物の適正な飼養等に支障が生じないように、自己の管理する施設の収容力、当該生物の年齢、健康状態等を勘案し、計画的な繁殖を行うこと。また、その繁殖を制限させるための措置又は施設への譲渡し等については、当該生物の生理、生態等を勘案し、適切に講ずること。

##### (6) その他

特定外来生物が指定された時点以前から、愛がん目的等主務省令に規定されない目的で飼養等をしていた場合については、その指定前より飼養等をされていた特定外来生物の個体について、特定飼養等施設の施設基準に照らして適切であり、かつ繁殖を行わない場合に限り、飼養等の許可の対象とする。

国は、愛玩等の目的で飼養等されていた特定外来生物の遺棄や逸出等を起こさないため、関係機関の連携の下、適正な飼養等が確保されるよう普及啓発等に努める。

#### 2 個体の処分

特定外来生物をやむを得ず殺処分しなければならない場合には、できる限り苦痛を与えない適切な方法で行うものとする。

#### 3 輸入の禁止

許可を受けていない者により特定外来生物を我が国へ導入させることがないようにするため、関係府省で連携し輸入の禁止の徹底に努める。

#### 4 譲渡し等の禁止

譲渡し等の禁止の例外として主務省令で定める場合は、許可者同士が許可の範囲内で譲渡し等をする場合や、

本法に基づく防除等により飼養等をする事となった特定外来生物をその防除等の一環として適正に処理するため譲渡し等をする場合、災害時において緊急に対処すべき場合、また、公的機関に対する譲渡しや引渡しに該当する場合で飼養等の許可手続を経ることが事実上不可能なやむを得ない場合に限ることとする。

## 5 放つこと、植えること又はまくことの禁止

特定外来生物による被害を防止する上で最も重要なことは、特定外来生物の遺棄や逸出等を防ぐことであり、本法第9条の規定の実効性の確保には最大限配慮する必要がある。特定外来生物を取り扱っている者がその管理を放棄し、野外に放つ行為等は、生態系等に係る被害を及ぼす危険が高くなるため、例外なく禁止とする。

既に野外に存在することで飼養等又は譲渡し等に係らない特定外来生物を捕獲又は採取した直後に放つ等の行為は本法第9条の対象とはならないが、捕獲又は採取後の特定外来生物の飼養等や譲渡し等については、引き続き本法の規制が適用されることに留意する。

## 6 飼養等許可者に対する立入り等

本法の規制の実効性を確保するため、立入りの徹底などにより飼養その他の取扱いの状況に関する情報収集に努めるものとする。

## 第4 国等による特定外来生物の防除に関する基本的な事項

特定外来生物については、①指定時に既に野外等に存在する場合や、②指定後、野外へ遺棄や逸出等をされることにより、生態系等に被害を及ぼすおそれが生じる場合も考えられることから、必要に応じ、特定外来生物の防除（捕獲、採取又は殺処分、被害防止措置の実施等）を行うこととする。

その際、既に野外等に存在する場合には、計画的な防除の取組が必要であるとともに、新たに遺棄や逸出等したものについては緊急の取組が必要であることに留意する。

防除が必要な場合には、都道府県からの意見を聴いて地域の状況を踏まえつつ、かつ、関係者と連携を図りながら、国が防除の公示を行い、その上で科学的知見に基づき適切に防除を実施する。

なお、防除の実施に当たっては、防除に係る費用及び人員を有効に活用するため、費用対効果や実現可能性の観点からの優先順位を考慮し、効率的かつ効果的に防除を推進する。

### 1 防除の公示に関する事項

#### (1) 防除の主体と公示の方法

国は、制度上その保全を図ることとされている地域など、全国的な観点から防除を進める優先度の高い地域から、防除を進める。

地域の生態系等に生ずる被害を防止する観点から地域の事情に精通している地方公共団体や民間団体等が行う防除も重要であり、これらの者により防除の公示内容に沿って防除が積極的に進められることが期待される。実際には、国、地方公共団体、民間団体等が防除を行う地域が相互に関わり合っている場合が多く、このような場合には、各主体の役割に応じて適切な防除がなされることにより、全体として効果的な防除が推進されるものである。

防除の公示は、防除の対象となる特定外来生物ごとに関係都道府県の意見を聴いて行うものとし、防除の公示は国民に広く知らせることができるよう、官報に掲載して行うほか、掲示板への掲示やインターネット等の手段も活用して迅速に行うものとする。

#### (2) 防除を行う区域及び期間

防除区域は、現に特定外来生物による被害が確認されている地域又は特定外来生物による被害が今後生じるおそれがある地域を設定する。ただし、全国的に広くまん延している場合など、必ずしも区域が特定できない場合には全国や広範な地域を対象に防除の区域を定めることとする。

防除期間としては、当該区域において被害の発生を防止するために必要な期間を定めるものとする。

なお、被害を受けている地域が広がるおそれが生じたり、防除が長期間にわたる可能性が高い場合には、適宜防除の効果を評価し、必要に応じ区域の変更や期間の延長等を行うものとする。

#### (3) 防除の内容

防除の公示では、次の内容を定めるものとする。

##### ア 防除の目標

防除の対象となる特定外来生物の生態的特性と、予想される被害の状況を勘案し、区域からの完全排除、影響の封じ込め、影響の低減等の目標を設定する。

##### イ 防除の方法

防除の目標に照らし、捕獲、採取、殺処分、防護柵の設置等の方法を明らかにするとともに、捕獲等した個体の取扱いの方法についても明らかにする。

##### ウ その他の主務省令で定める事項

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護法」という。）の対象となる特定外来生物の防除を行う場合には、在来鳥獣の錯誤捕獲を避けることとするなど、適正な防除を進めるに当たり必要な事項を主務省令に定めるものとする。

### 2 防除の実施に関する事項

特定外来生物の防除の実施に際しては、被害の状況に応じて最適な防除の方法を採用することが重要である。人の生命・身体に被害を及ぼす特定外来生物が野外で発見された場合や希少な野生生物が多く生息・生育する地域に捕食性や繁殖力が強い特定外来生物が発見された場合などには、緊急的に防除を実施することが必要である。

一方、既に広範囲にまん延して生態系等に被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合には、優先的に防除を進めるべき地域や手法を考慮し計画的に防除を進めることが必要である。

#### (1) 緊急的な防除の実施

人の生命・身体に被害を及ぼす特定外来生物が野外で発見された場合や希少な野生生物が多く生息・生育す

る地域に捕食性の高い特定外来生物が発見された場合などには、緊急的に防除を実施することが必要である。  
このため、国は関係行政機関や関係地方公共団体と連絡調整の上、速やかに防除の公示を行い、連携を図りつつ防除を実施する。

緊急的な防除を必要とする原因となった行為をした者が存在するときは、防除に要した費用について、当該原因者に求償することを原則とする。

## (2) 計画的な防除の実施

特定外来生物が、既に広範囲にまん延して生態系等に被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合には、国、地方公共団体、民間団体及び土地の所有者・管理者等の関係者が連携して計画的に防除を進めることが必要であり、その際には、防除の目標、区域、期間、方法、実施体制等を防除の主体ごと、地域ごとに具体的に定めた防除実施計画を策定し、防除開始後もモニタリングを行い、その結果を防除実施計画の見直しに反映するなど柔軟な防除の実施に努めることが必要である。

また、適切な情報公開の下に合意形成を図りつつ、科学的知見に基づいた適正な目標を設定し、防除を円滑に行うため、可能な限り次の手順で防除実施計画を作成し実行するものとする。

### ア 協議及び検討の場の設置

科学的知見及び地域に根ざした情報に基づき、合意形成を図りながら防除を実施するため、学識経験者、関係行政機関、自然保護団体、地域住民のほか、必要に応じて農林水産業団体や狩猟者団体等から成る協議のための場を設け、防除実施計画の作成、実施方法についての検討、防除活動の評価等を行えるようにする。この場合、必要に応じて生物学等の専門的な観点から防除実施計画の実施可能性及び実施状況を分析・評価するための検討の場を、別途設ける。

### イ 関係行政機関等との連携

特定外来生物が、森林、農地、河川、海岸等様々な生態系に分布する場合や、行政界を越えて分布する場合があることを踏まえ、国の関係行政機関や関係地方公共団体と十分調整し、必要に応じて連携を図るものとする。その際、特に、森林、河川、海岸等で関連する計画が既に策定されている場合は、当該計画との整合性を図る必要がある。

### ウ 土地所有者等との調整

防除を行う地域の土地や水面の所有者等に対しては、必要に応じ防除の内容を説明し、可能な限り理解を得るものとする。

### エ モニタリングの実施

特定外来生物の存在状況や特定外来生物による被害の状況等についてモニタリングを行い、防除実施計画の進捗状況を点検するとともに、その結果を防除の実施に反映させるものとする。

### オ 実施体制の整備

防除を適切かつ効果的に進めるため、地域の関係者が一体となった防除の実施体制を整備するとともに、必要に応じて地域の大学、研究機関及び専門家との連携に努める。

また、防除を実施していく上で、地域住民の理解や協力が不可欠であることから、特定外来生物の被害に関する情報や被害予防についての方策などの普及啓発を促進するものとする。

## (3) 防除の実施に当たっての留意事項

ア 防除の実施に当たっては、設置した猟具を適切に管理できる体制の確保など錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じるものとし、また、事前に関係地域住民等への周知を図るとともに、本法に基づく防除を実施していることを証する書類の携帯をするものとする。

イ 防除に使用する捕獲猟具（銃器を除く。）には、猟具ごとに、実施者の住所、氏名、電話番号等の連絡先を記載した標識の装着等を行うものとする。ただし、猟具の大きさ等の理由で用具ごとに標識を装着できない場合にあっては、猟具を設置した場所周辺に立て札等の方法で標識を設置する方法によることもできるものとする。

ウ 捕獲個体等は防除実施主体の責任のもと、適切に処分することとし、個人的な持ち帰りや、野外への放置のないようにするものとする。

エ 捕獲個体をやむを得ず殺処分しなければならない場合には、できる限り苦痛を与えない適切な方法で行うものとする。

オ 既に国土保全等において大きな役割を果たしている特定外来生物については、当該特定外来生物の果たしている役割を考慮し、防除の実施に際して関係者と十分調整を図るものとする。

カ 防除の対象とする特定外来生物が鳥獣の場合には、次の事項に留意するものとする。

- ① 防除の対象となる生物以外の野生鳥獣の繁殖に支障がある期間、区域は避けるよう配慮すること。
- ② 狩猟期間中及びその前後における捕獲に当たっては、登録狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されることのないよう適切に実施すること。
- ③ 空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、中・小型鳥類に限って使用すること。
- ④ わなを設置する際に防除の対象生物の嗜好する餌を用いて捕獲を行う場合は、他の鳥獣を誘引し、結果として当該鳥獣による被害の発生の遠因を生じさせることのないよう適切に行うこと。

キ その他、防除の実施に当たっては、関係法令を遵守するものとする。

## (4) 防除の確認・認定

ア 防除を行う主体は、原則として、下記の要件を満たす者とする。

- ① 緊急に対応する防除を除き、原則として防除の公示に沿う防除実施計画を策定し、当該防除実施計画を実行する財政的、人力的能力を有していること。

- ② 被害の発生地域の地理及び特定外来生物の存在の状況を把握している者が含まれていること。
  - ③ 特定外来生物が鳥獣の場合には、原則として使用する猟具に応じた鳥獣保護法の狩猟免許を有する者が行うこと。  
なお、従事者が適切な捕獲と安全に関する知識及び技術を有している団体による防除については、免許非所持者を含めることができる。
  - ④ 従事者に対し防除の内容を具体的に指示するとともに、従事者の台帳を整備することができること。
- イ 防除の実施の際には、確認又は認定を受けていることを証明する書類を携帯するとともに、原則として、捕獲等を行う区域における安全の確保や静穏の保持を行うとともに、地域の生態系へ支障がないよう配慮するものとする。
- ウ 防除の対象とする特定外来生物が鳥獣の場合には、下記の要件を満たすものとする。
- ① 鳥獣保護法第 12 条第 1 項又は第 2 項で禁止されている方法は使用しないこと。
  - ② 鳥獣保護法第 15 条第 1 項に基づき指定された指定猟法禁止区域内では、同区域内において使用を禁止された猟法は使用しないこと。
  - ③ 鳥獣保護法第 35 条第 1 項で銃猟禁止区域として指定されている区域においては、銃器による防除は行わないこと。
  - ④ 鳥獣保護法第 36 条に基づき危険猟法として規定される手段による防除は行わないこと。
  - ⑤ 銃器による防除を行う場合は、鳥獣保護法第 38 条において禁止されている行為を行わないこと。
- エ その他、防除の実施に当たっては、関係法令を遵守するものとする。

### 3 その他

特定外来生物による被害を効果的に防止するという観点から、上記 1 及び 2 による本法に基づく防除のみならず、国以外の者が独自に行う取組についても重要である。

また、国は、国以外の者が行う取組を促進するため、効果的な防除手法の紹介、防除技術の開発、防除体制の整備等に努めるものとする。

## 第 5 その他特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する重要事項

### 1 未判定外来生物

(省略)

### 2 種類名証明書の添付を要しない生物

(省略)

### 3 科学的知見の充実

外来生物の対応施策を的確かつ効果的に推進するためには、何よりも生物の特性及び導入により影響を受ける生態系に関する科学的知見の充実が重要である。このため、関係府省、学識経験者、民間団体等と連携し、外来生物の存在、生息・生育状況、生態的特性に関する調査の実施や、外来生物による被害を評価する技術や防除手法の技術の開発など施策推進に必要な各分野の調査研究を推進する。また、地方公共団体や民間団体等が各地域で知見の集積や調査研究を進めることも重要であり、国はそのような取組を促進するよう努めるものとする。

調査研究に際しては、国内においてだけでなく、外来生物問題が国際的な野生生物の移動に起因することを踏まえ、外国政府機関、海外の専門家及び民間団体との情報交換を進め、科学的知見のより一層の充実に努めていくものとする。

外来生物対策には、早期発見、早期対応が重要であることから、平素から監視に努めるとともに、被害の発生を初期の段階で発見し、迅速に対応できるよう情報収集のための監視体制を専門家を含む地域の協力を得て構築していくことが重要である。

### 4 国民の理解の増進

外来生物対策を円滑に進めるためには、国民各層の理解と協力が不可欠である。このため、あらゆる機会を活用して国民に対し普及啓発を図るものとし、外来生物を取り扱う事業者等の各関係者に対しては、法律の仕組みや具体的に取るべき措置を明らかにしていくなどにより、より効果的な普及啓発を進める。

また、学校教育、社会教育その他の多様な場で行われる環境教育において、外来生物対策に係る基本的な理解を高めるための学習機会の提供などを行うとともに、博物館等の各種教育機関との連携を推進し、国民の理解の増進に努めるものとする。

### 5 その他

(省略)

(注) 下線は、当局が付した。

図表 1-⑥ 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の施行について」(平成 17 年 6 月 9 日付け環自野第 050609001 号農林水産省生産局長・林野庁長官・水産庁長官・環境省自然環境局長通知)(抜粋)

**3 特定外来生物の防除(第3章)**

**(1) 主務大臣等による防除**

本法により、特定外来生物については、飼養等、輸入その他の取扱いが原則禁止されているところであるが、  
 ア 法施行時に指定された特定外来生物が既に我が国の野外等に存する場合、  
 イ これまで生態系等に係る被害を及ぼすおそれがないとして我が国に導入されていた外来生物が、科学的知見の充実等により、新たに特定外来生物として指定される場合、  
 ウ 天災等の事故により、特定外来生物がその飼養等に係る施設から逸出した場合、  
 については、現実には生態系等に係る被害を及ぼすおそれがあることから、特定外来生物の捕獲、採取若しくは殺処分又は被害発生の防止措置などの防除を行うことが必要となる。

このように被害の発生を防止するため必要があるときは、主務大臣及び国の関係行政機関の長(以下「主務大臣等」という。)は、関係都道府県の意見を聴いて、防除の内容等の事項を公示し、防除を行うこととした(第11条)。

なお、この防除の措置を適切に講ずるため、防除のための立入り、立木竹の伐採等を実施できることや土地への立入り等によって生じた損失について、国が補償を行う旨及びこれに関する手続が定められている(第13条及び第14条)。

**① 防除の公示**

防除の公示を行う事項は、以下のとおりである。

- ア 防除の対象となる特定外来生物の種類
  - イ 防除を行う区域及び期間
  - ウ 当該特定外来生物の捕獲、採取又は殺処分(以下「捕獲等」という。)その他の防除の内容
  - エ 防除の目標、防除の確認又は認定の要件その他防除に際し必要な事項
- 防除の公示をしようとするときは、あらかじめ、意見提出の期日を指定した上で、当該防除の公示の案を関係都道府県に送付するものとする。

また、防除の公示は、官報に掲載して行うものとする。

**② 鳥獣保護法の規定の特例**

主務大臣等が行う防除については、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護法」という。)の規定は適用しないこととした(第12条)。

この点、鳥獣保護法は、鳥獣一般を保護し、その捕獲等を規制するとともに、猟法等に関し狩猟の適正化のための措置を講じているが、生態系等に係る被害を及ぼしている特定外来生物は、本来我が国の生態系の構成要素ではなかったものであり、生態系から除去されることが生態系保全上望ましいものであること、その一方、一般的に特定外来生物の防除を鳥獣保護法の規制の完全対象外とすると狩猟の適正化が図れず、特定外来生物以外の鳥獣の錯誤捕獲や密猟等の支障を招いてしまうおそれがあることから、主務大臣等が法に基づき行う防除に限って、鳥獣保護法の規制の特例を認めることとしたものである(主務大臣等以外の者が行う防除に係る鳥獣保護法の規制の特例については後述)。

**③ 自然公園法等の規制の特例**

自然公園法(昭和32年法律第161号)、自然環境保全法(昭和47年法律第85号)及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)においては、あらかじめ指定された区域において動物の捕獲等を行う行為について、環境大臣等の許可を受けなければならないこと等の規制をしているが、主務大臣等が行う防除は、生態系等に係る被害の防止を目的に実施するものであり、当該防除は、迅速かつ適切に実施することが求められている。

よって、法に基づき主務大臣等が行う防除について、以下に掲げる行為については自然公園法等の規制の適用を受けないこととする。

ア 自然公園法

(ア) 特別地域

- ・法に規定する防除に係る特定外来生物である木竹の伐採
- ・当該伐採のための立入制限地区への立入り

(イ) 特別保護地区

- ・法に規定する防除に係る特定外来生物である木竹の伐採・損傷
- ・法に規定する防除に係る特定外来生物である木竹以外の植物の採取・損傷、又は落葉、落枝の採取
- ・法に規定する防除に係る特定外来生物である動物の捕獲・殺傷、又は動物の卵の採取・損傷
- ・上記の各行為に伴う立入制限地区への立入り

(ウ) 利用調整地区

- ・(ア)及び(イ)に掲げる行為に伴う立入り

イ 自然環境保全法

(ア) 原生自然環境保全地域

- ・法に規定する防除に係る特定外来生物の捕獲、採取又は殺処分

(イ) 立入制限地区

- ・法に規定する防除のうち緊急に防除を行う必要があると主務大臣が認めたもの(以下「緊急防除」という。)に係る特定外来生物の捕獲、採取又は殺処分

(ウ) 自然環境保全地域特別地区

- ・法に規定する防除に係る特定外来生物である木竹の伐採

ウ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律

(ア) 生息地等保護区管理地区

・法に規定する防除に係る特定外来生物の捕獲、採取又は殺処分

(イ) 生息地等保護区管理地区立入制限地区

・緊急防除に係る特定外来生物の捕獲、採取又は殺処分

なお、上記の区域において防除を行う場合は、防除実施計画書の作成に当たり、事前に関係部局と調整を行い、当該区域における適切な防除の実施に万全を期すものとする。

#### ④ 銃刀法に基づく猟銃の所持及び使用許可

(略)

### (2) 主務大臣等以外の者による防除

地域の生態系や農林水産物を守るため、法施行前から、アライグマ、マングース、オオクチバス等の外来生物を独自に防除している地方公共団体やNPOがある。また、特定外来生物の防除については、その生息・生育の場の特性に応じた適切な方法で行うことが重要であり、地域の事情に精通している地方公共団体や民間団体等が行う防除は非常に効果的である。

これらの者により防除の公示内容に沿って防除活動が積極的に進められるよう措置することが重要であることから、地方公共団体については、その行う特定外来生物の防除であって防除の内容等が主務大臣等により公示された事項に適合するものについて、主務大臣のその旨の確認を受けることができるとし、また、国及び地方公共団体以外の者は、その行う特定外来生物の防除について、その者が防除を適正かつ確実に実施することができ、及びその防除の内容等が主務大臣等により公示された事項に適合している旨の主務大臣の認定を受けることができることとした（第18条）。

なお、防除の適正な実行のため、防除の認定を受けた国又は地方公共団体以外の者に対する報告徴収権を定めており、法に規定する報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、認定の取消しの対象となる（第19条及び第20条）。

#### ① 防除の確認

地方公共団体が防除の確認を受けようとする場合は、防除の対象となる特定外来生物の種類その他の必要事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。また、防除の内容、目標その他必要事項を記載した防除実施計画書を当該申請書に添付しなければならないが、緊急防除の場合にあっては、当該計画書の添付の必要はない。

主務大臣は、当該申請書及び防除実施計画書があらかじめされた防除の公示事項に適合していると認めるときは、確認をするものとする。

#### ② 防除の認定

国又は地方公共団体以外の者が防除の認定を受けようとする場合は、防除の確認と同様の申請書及び防除実施計画書に加え、申請者の略歴を記載した書類を添付し、主務大臣に提出しなければならない。

なお、緊急防除は国又は地方公共団体が行う防除について認められるものであり、国又は地方公共団体以外の者が行う防除はその対象とならない。

主務大臣は、国及び地方公共団体以外の者が適正かつ確実に防除を実施することができ、かつ、当該申請書及び防除実施計画書があらかじめされた防除の公示事項に適合していると認めるときは、認定をするものとする。

#### ③ 防除の確認又は認定に係る公示

防除の確認若しくは認定又は確認若しくは認定の取消しを行った場合は、環境省ホームページに掲載することにより公示を行うものとする。

#### ④ 鳥獣保護法の規定の特例

主務大臣の確認を受けた地方公共団体又は主務大臣の認定を受けた国及び地方公共団体以外の者が行う防除については、主務大臣等が行う防除と同様、鳥獣保護法の規定は適用しないこととした（第12条及び第18条第4項）。

これは、主務大臣等により公示された事項に適合していると確認又は認定された防除に限って、当該確認又は認定を通じて狩猟の適正化を図ることが可能であることから、鳥獣保護法の規制の特例を認めることとしたものである。

#### ⑤ 自然公園法等の規制の特例

主務大臣の確認を受けた地方公共団体又は主務大臣の認定を受けた国及び地方公共団体以外の者が行う防除については、主務大臣等が行う防除において認められた行為と同様の行為につき、自然公園法等の規制の適用を受けないこととした。

ただし、緊急防除は、国又は地方公共団体以外の者が行う防除はその対象とならないため、自然環境保全法及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律で定める立入制限地区内への当該防除に係る立入りは認められない。

なお、上記区域において行う防除に係る確認又は認定の申請があった場合は、当該申請内容につき、関係部局と調整を行い、当該区域における適切な防除の実施に万全を期すものとする。

#### ⑥ 銃刀法に基づく猟銃の所持及び使用許可

(略)

(注) 下線は、当局が付した。

図表 1-⑦ 全国の都道府県及び市町村における防除の確認の導入状況調べ（平成 25 年 10 月 30 日現在）

（単位：都道府県、市町村）

区分	都道府県別	都道府県による防除の確認の導入状況		市町村による防除の確認の導入状況			
		有無	摘要	市町村数 (A)	確認制度導入市町村数 (B)	B/A (%)	摘要
北海道		○	(動物) アメリカンミンク、アライグマ、カニクイアライグマ他	179	124	69.3%	(動物) アメリカンミンク、アライグマ、カニクイアライグマ他 (植物) オオハンゴンソウ
小計		1		179	124	69.3%	
東北	青森	×	—	40	5	12.5%	(動物) アライグマ
	岩手	×	—	33	0	0.0%	—
	宮城	○	(植物) オオキンケイギク、オオハンゴンソウ、ナルトサワギク他	25	0	0.0%	—
	秋田	×	—	25	0	0.0%	—
	山形	○	(植物) オオキンケイギク、オオハンゴンソウ、ナルトサワギク他	35	1	2.9%	(動物) アライグマ、カニクイアライグマ
	福島	×	—	59	0	0.0%	—
小計		2		217	6	2.8%	
関東	茨城	○	(動物) アライグマ、カニクイアライグマ	44	2	4.5%	(植物) オオキンケイギク
	栃木	○	(動物) アライグマ	26	0	0.0%	—
	群馬	○	(植物) オオキンケイギク、オオハンゴンソウ、ナルトサワギク他	35	0	0.0%	—
	埼玉	○	(動物) アライグマ、カニクイアライグマ	63	0	0.0%	—
	千葉	○	(動物) アライグマ、カニクイアライグマ、キョン、カミツキガメ他 (植物) オオキンケイギク、アレチウリ、オオフサモ他	54	2	3.7%	(植物) アレチウリ、オオフサモ、ナガエツルノゲイトウ
	東京	○	(動物) キョン (植物) オオキンケイギク、オオハンゴンソウ、ナルトサワギク他	39	0	0.0%	—
	神奈川	○	(動物) アライグマ、カニクイアライグマ (植物) オオハンゴンソウ	33	6	18.2%	(動物) クリハラリス、カミツキガメ (植物) オオハンゴンソウ
小計		7		294	10	3.4%	
中部	新潟	×	—	30	0	0.0%	—
	富山	×	—	15	0	0.0%	—
	石川	×	—	19	3	15.8%	(動物) アライグマ、カニクイアライグマ (植物) オオキンケイギク、オオハンゴンソウ、アレチウリ
	福井	○	(動物) ヌートリア、アライグマ、カニクイアライグマ	17	17	100.0%	(動物) ヌートリア、アライグマ、カニクイアライグマ
	山梨	○	(動物) アライグマ、カニクイアライグマ	27	0	0.0%	—
	長野	○	(植物) オオキンケイギク、オオハンゴンソウ、アレチウリ他	77	8	10.4%	(植物) オオキンケイギク、オオハンゴンソウ、アレチウリ他
	岐阜	○	(植物) オオキンケイギク、オオハンゴンソウ、アレチウリ他	42	27	64.3%	(動物) ヌートリア、アライグマ、カニクイアライグマ他 (植物) オオキンケイギク、オオハンゴンソウ、アレチウリ
	静岡	×	—	35	1	2.9%	(植物) オオキンケイギク、オオハンゴンソウ他
	愛知	×	—	54	10	18.5%	(動物) ヌートリア、アライグマ、カニクイアライグマ
小計		4		316	66	20.9%	
近畿	三重	×	—	29	9	31.0%	(動物) ヌートリア、アライグマ、カニクイアライグマ
	滋賀	○	(動物) オオクチバス、コクチバス、ブルーギル (植物) オオキンケイギク、オオハンゴンソウ、ナルトサワギク他	19	16	84.2%	(動物) ヌートリア、アライグマ、カニクイアライグマ —
	京都	○	(動物) ヌートリア、アライグマ (植物) オオキンケイギク、オオハンゴンソウ、アレチウリ他	26	22	84.6%	(動物) ヌートリア、アライグマ —
	大阪	○	(動物) アライグマ、カニクイアライグマ —	43	3	7.0%	(動物) ヌートリア (植物) ミズヒマワリ
	兵庫	×	—	41	41	100.0%	(動物) ヌートリア、アライグマ、カニクイアライグマ (植物) オオカワジシャ、ナガエツルノゲイトウ、ボタンウキクサ
	奈良	○	(動物) アライグマ	39	19	48.7%	(動物) ヌートリア、アライグマ
	和歌山	×	—	30	20	66.7%	(動物) アライグマ
小計		4		227	130	57.3%	
中国	鳥取	×	—	19	12	63.2%	(動物) ヌートリア、アライグマ
	島根	×	—	19	2	10.5%	(動物) ヌートリア、アライグマ
	岡山	×	—	27	5	18.5%	(動物) ヌートリア、アライグマ
	広島	○	(動物) アルゼンチンアリ	23	6	26.1%	(動物) ヌートリア、アライグマ、アルゼンチンアリ
	山口	○	(動物) アルゼンチンアリ	19	3	15.8%	(動物) アルゼンチンアリ
小計		2		107	28	26.2%	
四国	徳島	○	(動物) アライグマ (植物) ナルトサワギク、アレチウリ、オオフサモ他	24	0	0.0%	—
	香川	×	—	17	15	88.2%	(動物) ヌートリア、アライグマ (植物) ナガエツルノゲイトウ
	高知	×	—	34	0	0.0%	—
	愛媛	×	—	20	2	10.0%	(動物) ヌートリア、アライグマ
小計		1		95	17	17.9%	
九州	福岡	×	—	60	16	26.7%	(動物) アライグマ、カニクイアライグマ
	佐賀	×	—	20	19	95.0%	(動物) アライグマ、カニクイアライグマ
	長崎	×	—	21	21	100.0%	(動物) アライグマ、クリハラリス
	熊本	×	—	45	4	8.9%	(動物) ヌートリア、カニクイアライグマ
	大分	×	—	18	11	61.1%	(動物) アライグマ、カニクイアライグマ
	宮崎	×	—	27	0	0.0%	—
	鹿児島	×	—	43	0	0.0%	—
小計		0		234	71	30.3%	
沖縄		○	(動物) ジャワマンゲース	41	0	0.0%	—
小計		1		41	0	0.0%	
合計	47 (C)	22 (D)	46.8% (D/C)	1710	452	26.4%	

(注) 環境省の防除の確認・認定一覧に基づき、中国四国管区行政評価局が作成した。

図表 1-⑧ 調査対象とした鳥取県、広島県、山口県、徳島県及び香川県の5県における特定外来生物の分布状況

区分	哺乳類			鳥類	爬虫類	両生類	魚類				昆虫類	クモ類			植物								計 24		
	①	②	③				④	⑤	⑥	⑦		⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱		⑲	⑳
種類	ヌートリア	アライグマ	クリハラリス	ソウシチヨウ	カミツキガメ	ウンガエル	カダヤシ	ブルーギル	コクチバス	オオクチバス	アルゼンチンアリ	ハイロケグモ	セアカゴケグモ	クロゴケグモ	オオキンケイギク	オオハンゴンソウ	ナルサワギク	アレチウリ	オオカワヂシャ	ナガエツルノゲイトウ	ブラジルチドメグサ	ボタンウキクサ	アゾラ・クリスタータ	オオフサモ	
鳥取県	○	○		○		○	○	○		○			●		○	○		○	○			○		○	14
広島県	○	○		○		○	○	○	○	○	○		●		○	○		○	○			○	○	○	17
山口県	○	○		○		○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○	○		●	○	○	○	19
徳島県		○	○	○	●	○	○	○	○	○	●		●		○	●	○	○	○	○		○	○	○	20
香川県	○	○	○	○		○	○	○	○	○			●		○	●	○	○	●	●		○	○	○	19
計	4	5	2	5	1	5	5	5	3	5	3	1	5	1	5	5	2	5	5	2	1	5	4	5	
所管省庁	環境省 農水省		環境省				環境省 農水省			環境省			環境省 国交省			環境省									

- (注) 1 表中で○及び●を付したものは、該当県内において、特定外来生物の分布が確認されているものを示す。  
 2 ○は、環境省のインターネットホームページの特定外来生物等一覧（最終更新：2013年9月1日）の「平成21年度までに個体が確認された地点図」による。  
 3 ●は、中国四国管区行政評価局及び四国行政評価支局の調査結果による。  
 4 表中の「所管省庁」は、法第11条に基づく防除の公示の所管省庁を示す。

図表 1-(1)-① 主要な特定外来生物の「防除の公示」に基づく防除の内容

区分	ヌートリア (※アライグマ)	セアカゴケグモ	アルゼンチンアリ	オオキンケイギク等
<p>防除の内容</p> <p>一 防除の方法 イ 調査</p>	<p>(1) ヌートリアの全国的な生息状況及び被害状況を把握するため、環境大臣及び農林水産大臣は情報の収集に努めるとともに、収集した情報の整理及び提供を行うものとする。</p> <p>(2) 各防除主体においては、それぞれ防除を行う区域においてさらに詳細な生息状況及び被害状況の調査を可能な限り行い、効率的な防除に努めるものとする。</p>	<p>(1) セアカゴケグモの広域的な生息状況及び被害状況を把握するため、環境大臣は情報の収集に努めるとともに、収集した情報の整理及び提供を行うものとする。</p> <p>(2) 各防除主体においては、それぞれ防除を行う区域においてさらに詳細な生息状況及び被害状況の調査を可能な限り行い、効率的な防除に努めるものとする。</p>	<p>(1) アルゼンチンアリの広域的な生息状況及び被害状況を把握するため、環境大臣は情報の収集に努めるとともに、収集した情報の整理及び提供を行うものとする。</p> <p>(2) 各防除主体においては、それぞれ防除を行う区域においてさらに詳細な生息状況及び被害状況の調査を可能な限り行い、効率的な防除に努めるものとする。</p>	<p>(1) オオキンケイギク等の全国的な生育状況及び被害状況を把握するため、国土交通大臣及び環境大臣は情報の収集に努めるとともに、収集した情報の整理及び提供を行うものとする。</p> <p>(2) 各防除主体においては、それぞれ防除を行う区域においてさらに詳細な生育状況及び被害状況の調査を可能な限り行い、効率的な防除に努めるものとする。</p>
<p>ロ 捕獲 (採取等)</p>	<p>地域の状況に応じ、わな等の捕獲器具を効果的に用いて捕獲を行うこととし、その際、次の事項に留意するものとする。</p> <p>(1) 設置した器具を適切に管理できる体制の整備等、錯誤捕獲及び事故の発生防止に万全の対策を講じるものとし、事前に関係地域住民等への周知を図るとともに、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下「法」という。）に基づく防除を実施していることを証する書類の携帯をするものとする。</p> <p>(2) 防除に使用する捕獲器具には、器具ごとに、法に基づく防除のための捕獲である旨及び実施者の住所、氏名、電話番号等の連絡先を記載した標識の装着等を行うものとする。</p> <p>(3) 防除の対象となる生物以外の野生鳥獣の繁殖に支障がある期間及び区域は避けるよう配慮するものとする。</p> <p>(4) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号。以下「鳥獣保護法」という。）第 2 条第 5 項に規定する狩猟期間中及びその前後における捕獲に当たっては、同法第 55 条第 1 項に規定する登録に基づき行う狩猟又は狩猟期</p>	<p>地域の状況に応じ、効果的な手法で捕獲又は殺処分を行うこととし、その際、次の事項に留意するものとする。</p> <p>(1) 事故の発生防止に万全の対策を講じるものとし、事前に関係地域住民等への周知を図るとともに、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下「法」という。）に基づく防除を実施していることを証する書類の携帯をするものとする。</p> <p>(2) 薬剤散布等により、特定外来生物以外の生物に影響が及ばないよう配慮するものとする。</p>	<p>地域の状況に応じ、効果的な手法で捕獲又は殺処分を行うこととし、その際、次の事項に留意するものとする。</p> <p>(1) 事故の発生防止に万全の対策を講じるものとし、事前に関係地域住民等への周知を図るとともに、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下「法」という。）に基づく防除を実施していることを証する書類の携帯をするものとする。</p> <p>(2) 薬剤散布等により、特定外来生物以外の生物に影響が及ばないよう配慮するものとする。</p>	<p>地域の状況に応じ、効果的な手法で採取等（採取し、又は枯死させることをいう。以下同じ。）を行うこととし、その際、次の事項に留意するものとする。</p> <p>(1) 事前に関係地域住民等への周知を図るとともに、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下「法」という。）に基づく防除を実施していることを証する書類の携帯をするものとする。</p> <p>(2) 防除の対象となる生物以外の生物の生息又は生育に支障がある期間及び区域は避けるよう配慮するものとする。</p>

区 分	ヌートリア (※アライグマ)	セアカゴケグモ	アルゼンチンアリ	オオキンケイギク等
	<p>間の延長と誤認されることのないよう適切に実施するものとする。</p> <p>(5) わなの設置に当たり防除の対象となる生物の嗜好する餌を用いて捕獲を行う場合には、他の鳥獣を誘引し、結果として当該鳥獣による被害の発生の遠因を生じさせることのないよう適切に行うものとする。</p>			
ハ 捕獲等のための施設	<p>ヌートリアを捕獲するための施設又は封じ込めをするための防護柵等を設置する場合には、特定外来生物による生態系に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成17年農林水産省・環境省令第2号。以下「施行規則」という。）第5条第1項第1号の基準及び同条第2項の規定による主務大臣が告示で定める基準の細目に準じたものとする。</p>			
ニ 防除により捕獲した個体の処分	<p>(1) 捕獲個体は、防除実施者の責任の下、適切に処分することとし、従事者等による個人的な持ち帰り及び野外への放置のないものとする。</p> <p>(2) 捕獲個体を殺処分する場合は、できる限り苦痛を与えない適切な方法により処分するものとする。</p> <p>(3) 捕獲個体については、学術研究、展示、教育その他公益上の必要があると認められる目的である場合に限り、法第5条第1項に基づく飼養、栽培、保管又は運搬（以下「飼養等」という。）の許可を得て飼養等を行うことができるものとする。</p> <p>(4) 捕獲個体の飼養等をしようとする者に</p>	<p>(1) その場で殺処分せずに捕獲した個体については、防除実施者の責任の下、適切に処分することとし、従事者等による個人的な持ち帰り及び野外への放置のないものとする。</p> <p>(2) 捕獲個体については、学術研究、展示又は教育の目的である場合に限り、法第5条第1項に基づく飼養、栽培、保管又は運搬（以下「飼養等」という。）の許可を得て飼養等を行うことができるものとする。</p> <p>(3) 捕獲個体の飼養等をしようとする者に譲渡し又は引渡し（以下「譲渡し等」という。）をする場合は、譲渡し等の相手方が学術研究、展示若しくは教育の目的で飼養等の許可を得ている場合又は法第4条第2号の規定に基づいて特定外来生物を適法に取り扱うことができる場合に限る</p>	<p>(1) その場で殺処分せずに捕獲した個体については、防除実施者の責任の下、適切に処分することとし、従事者等による個人的な持ち帰り及び野外への放置のないものとする。</p> <p>(2) 捕獲個体については、学術研究、展示又は教育の目的である場合に限り、法第5条第1項に基づく飼養、栽培、保管又は運搬（以下「飼養等」という。）の許可を得て飼養等を行うことができるものとする。</p> <p>(3) 捕獲個体の飼養等をしようとする者に譲渡し又は引渡し（以下「譲渡し等」という。）をする場合は、譲渡し等の相手方が学術研究、展示若しくは教育の目的で飼養等の許可を得ている場合又は法第4条第2号の規定に基づいて特定外来生物を適法に取り扱うことができる場合に限る</p>	<p>(1) 採取等した個体は、防除実施者の責任の下、運搬又は保管時に逸出することのないよう適切に処分することとし、従事者等による個人的な持ち帰り及び野外への放置のないものとする。</p> <p>(2) 採取等した個体については、学術研究、展示又は教育の目的である場合に限り、法第5条第1項に基づく飼養、栽培、保管又は運搬（以下「飼養等」という。）の許可を得て飼養等を行うことができるものとする。</p> <p>(3) 採取等した個体の飼養等をしようとする者に譲渡し又は引渡し（以下「譲渡し等」という。）をする場合は、譲渡し等の相手方が学術研究、展示若しくは教育の目的で飼養等の許可を得ている場合又は法第4条第2号の規定に基づいて特定外来生物を適法に取り扱うことができる場合に限る</p>

区 分	ヌートリア (※アライグマ)	セアカゴケグモ	アルゼンチンアリ	オオキンケイギク等
	譲渡し又は引渡し（以下「譲渡し等」という。）をする場合は、譲渡し等の相手方が学術研究、展示、教育その他公益上の必要があると認められる目的で飼養等の許可を得ている場合又は法第4条第2号の規定に基づいて特定外来生物を適法に取り扱うことができる場合に限るものとする。	ものとする。	るものとする。	合に限るものとする。
ホ 飼養等のための施設	捕獲個体の飼養等をするために用いる施設の構造及び強度並びにその細目については、施行規則第5条第1項第1号の基準及び同条第2項の規定による主務大臣が告示で定める基準の細目とする。ただし、捕獲個体をわな等に入れたままで一時保管する場合又は当該わな等を自動車の荷台に積んで譲渡先の施設に運搬する場合であって、当該わな等に施設設備が施されている場合その他の逸出防止の措置が講じられている場合は、この限りでない。	捕獲個体の飼養等をするために用いる施設の構造及び強度並びにその細目については、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成十七年農林水産省・環境省令第2号）第五条第一項第一号の基準及び同条第二項の規定による主務大臣が告示で定める基準の細目に準じたものとする。	捕獲個体の飼養等をするために用いる施設の構造及び強度並びにその細目については特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成17年農林水産省・環境省令第2号）第5条第1項第1号の基準及び同条第2項の規定による主務大臣が告示で定める基準の細目に準じたものとする。	
ヘ モニタリング	生息状況及び被害状況を適切にモニタリングし、防除の進捗状況を点検するとともに、その結果を防除の実施に適切に反映するよう努めるものとする。	生息状況及び被害状況を適切にモニタリングし、防除の進捗状況を点検するとともに、その結果を防除の実施に適切に反映するよう努めるものとする。	生息状況及び被害状況を適切にモニタリングし、防除の進捗状況を点検するとともに、その結果を防除の実施に適切に反映するよう努めるものとする。	生育状況及び被害状況を適切にモニタリングし、防除の進捗状況を点検するとともに、その結果を防除の実施に適切に反映するよう努めるものとする。
二 在来生物の捕獲等避けするための措置	わな等を設置して捕獲等をする場合は、原則として一日一回、定期的になな等を巡視するものとする。	薬剤散布等する場合は、一定期間ごとに散布した場所を巡視し、特定外来生物以外の生物に影響が及ばないよう確認するものとする。	薬剤散布等する場合は、一定期間ごとに散布した場所を巡視し、特定外来生物以外の生物に影響が及ばないよう確認するものとする。	
三 関係法令の遵守	防除の実施に当たっては、関係法令を遵守するものとする。	防除の実施に当たっては、関係法令を遵守するものとする。	防除の実施に当たっては、関係法令を遵守するものとする。	防除の実施に当たっては、関係法令を遵守するものとする。

(注) 1 防除の公示に基づき、中国四国地方環境事務所及び中国四国農政局が作成した。

2 「オオキンケイギク等」とは、オオキンケイギク、オオハンゴンソウ、ナルトサワギク、アレチウリ及びオオカワヂシャの5種をいう。

図表 1-(1)-②

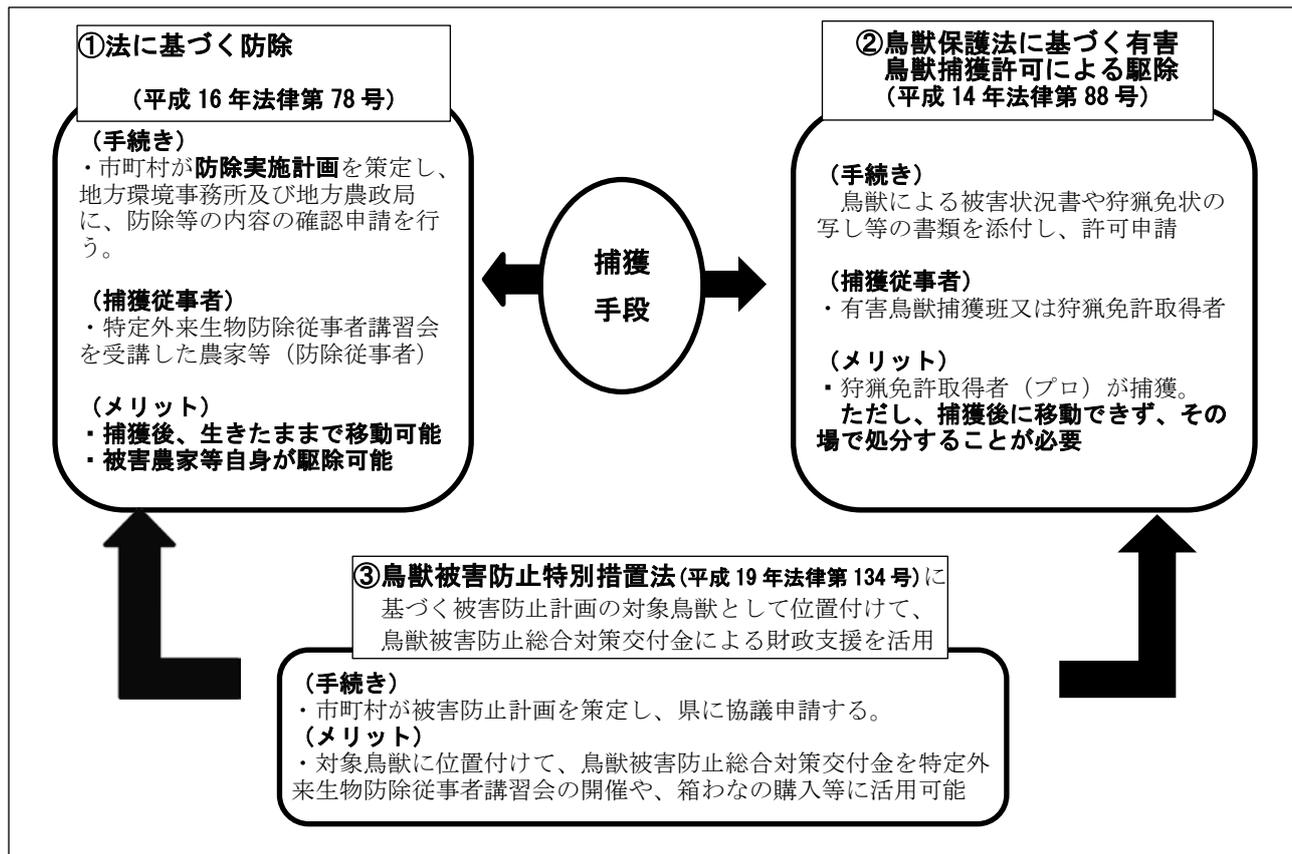
法と鳥獣保護法に基づく鳥獣の捕獲の比較

区 分	法に基づく「確認・認定」	鳥獣保護法に基づく「捕獲許可」
目 的	<ul style="list-style-type: none"> <li>生態系、人の生命若しくは身体、農林水産業に係る被害の防止</li> <li>●被害未発生時の予防的捕獲、生態系からの完全排除も含んだ計画的防除が可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活環境、農林水産業、生態系に係る被害の防止 等</li> <li>野生鳥獣の保護と両立が必要（個体数調整）</li> </ul>
捕獲個体の取扱	●生きたままの運搬等を伴う防除が可能	捕獲現場での安楽殺処分又は地方公共団体職員等への引渡し
講習を受けた免許非所持の扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ワナの設置から捕獲、運搬までの一連の作業が可能</li> <li>●従事者証は確認・認定を受けた地方公共団体等が作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ワナの設置、止め刺し、運搬は実施できない（ワナの見回りは可能）</li> <li>従事者証は許可権者が作成</li> </ul>
鳥獣法の禁止猟法等	使用できない (鳥獣を対象とする場合の要件)	●別途許可を受ければ可能
捕獲数量	●数量の上限を設ける必要なし。	数量を決めて申請
権 限	地方環境事務所長及び地方農政局長 (北海道は農林水産大臣、沖縄県は沖縄総合事務局長)	都道府県知事又は地方環境事務所長 (一部の市町村長)

(注) 1 本表は、環境省の資料による。

2 ●は、外来種の防除の観点から優れている点を示す。

図表 1-(1)-③ ニートリア・アライグマの防除（駆除）の制度・仕組み



(注) 鳥獣被害防止特別措置法に基づく被害防止計画は、鳥獣被害の防止の施策を総合的かつ効果的に推進することを目的としており、特定外来生物の防除のみを目的としたものではない。このため、ニートリア・アライグマの防除に鳥獣被害防止総合対策交付金を活用していない市町村も多くみられる。  
また、鳥獣被害防止総合対策交付金は、特定外来生物の捕獲のための箱わなの購入費や防除従事者養成講習会の開催経費等を確保するためのものではなく、次のとおり、様々な鳥獣被害防止の取組に対して広く支援が行われている。

- 1 ソフト対策
  - 鳥獣被害対策実施隊等による地域ぐるみの被害防止活動
    - ・発信器を活用した生息調査、捕獲機材の導入、鳥獣の捕獲・追い払い、放任果樹の除去、緩衝帯の整備、捕獲に関する専門家の育成支援 等
  - 都道府県が実施する広域捕獲活動、新技術実証活動、人材育成活動
  - 鳥獣被害防止活動の地域リーダーや捕獲鳥獣の食肉利用の専門家の研修等
- 2 ハード対策
  - 侵入防止柵等の被害防止施設
  - 捕獲鳥獣を地域資源として活用するための処理加工施設
  - 焼却施設等

図表 1-(1)-④ 調査対象とした5県の市町村におけるヌートリア・アライグマの捕獲体制調べ

(単位：市町村)

区 分		①と②と③の制度を活用	②と③の制度を活用	①の制度を活用	②の制度を活用	計	
ヌートリア	生息	鳥取県	12	7	—	—	19
		広島県	5	9	—	5	19
		山口県	—	1	—	2	3
		徳島県	—	—	—	—	0
		香川県	3	—	—	—	3
		計	20	17	0	7	44
	未確認	鳥取県	—	—	—	—	0
		広島県	—	—	—	4	4
		山口県	—	1	—	15	16
		徳島県	—	—	—	8	8
		香川県	—	—	12	2	14
		計	0	1	12	29	42
合計		20 (23.2)	18 (20.9)	12 (14.0)	36 (41.9)	86(100)	
アライグマ	生息	鳥取県	5	—	—	—	5
		広島県	2	1	—	4	7
		山口県	—	4	—	1	5
		徳島県	—	3	—	—	3
		香川県	12	1	—	—	13
		計	19	9	0	5	33
	未確認	鳥取県	6	4	—	4	14
		広島県	1	1	1	13	16
		山口県	—	—	—	14	14
		徳島県	—	—	—	5	5
		香川県	—	—	3	1	4
		計	7	5	4	37	53
計		26 (30.2)	14 (16.3)	4 (4.7)	42 (48.8)	86 (100)	

(注) 1 中国四国管区行政評価局及び四国行政評価支局の調査結果による。

2 表中の①、②及び③は、以下の制度を示す。

①は、法に基づく防除体制を整備しているもの

②は、鳥獣保護法の有害鳥獣捕獲許可による駆除体制を整備しているもの

③は、鳥獣被害防止特別措置法に基づく被害防止計画の対象鳥獣として位置付けているもの

3 表中の生息、未確認は、市町村が、生息を確認しているもの、未確認であるものを示す。

4 徳島県は、調査対象とした8市町村について記入。鳥取県、広島県、山口県及び香川県は、県内全市町村について記入。

図表 1-(1)-⑤ 鳥取県によるヌートリア等の防除の推進に係る取組状況（推奨事例）

1 鳥取県のヌートリア等の防除の推進に係る取組

鳥取県は、平成 20 年 3 月に、「鳥取県ヌートリア・アライグマ防除の指針」を策定し、外来生物法に基づく「防除実施計画」を市町村等が策定することにより、県・市町村・住民等が一体となった防除の取組を行う方向を示すとともに、次のとおり、県内市町村が確認制度を導入して防除の推進を図ることができるよう環境を整えている。

① 鳥取県ヌートリア・アライグマ防除の指針及びヌートリア・アライグマ防除マニュアルの策定

鳥取県は、特定外来生物に指定されているヌートリア・アライグマの個体数・生息域が拡大しつつあること等を踏まえ、法に基づく「防除実施計画」を市町村等が策定することにより効果的な防除を推進するため、「鳥取県ヌートリア・アライグマ防除の指針」及び防除方法を分かりやすく示した「ヌートリア・アライグマ防除マニュアル」を策定した。

② ヌートリア・アライグマ捕獲推進のための支援対策（捕獲奨励金）

ヌートリア及びアライグマを捕獲した場合、奨励金を交付（単県交付金）することとしている。

・ヌートリア：原則 3,000 円／頭（県 1/2、市町村 1/2） 平成 16 年度から交付

・アライグマ：10,000 円／頭（県 1/2、市町村 1/2） 平成 18 年度から交付

（注）鳥獣による農林水産物等への被害を防止し有害鳥獣の個体数を減少することを目的とするものであるが、奨励金の交付対象者は、鳥獣保護法に基づく鳥獣捕獲許可者に限定することなく、法に基づく従事者（狩猟免許を有しない講習受講従事者を含む）も対象とすることとし、県内市町村が確認制度を導入し防除を推進することのできるよう環境を整えている。

③ 市町村が行う防除従事者確保のための講習会開催に係る支援

鳥取県は、県内市町村が確認制度を導入し、新たな防除従事者確保のための講習会を開催するに当たり、講師派遣を積極的に行うことにより制度、捕獲方法等について周知するとともに、その運営をサポートしている。

（注）わな免許を持たない者（例：捕獲班、地方公共団体職員、農家等）も、法に基づく講習会を受講して従事者証の交付を受ければ、箱わなを使用してヌートリア・アライグマの捕獲が行える。

2 鳥取県の取組の効果

平成 25 年 9 月末現在、鳥取県内の全 19 市町村のうち、ヌートリアについては 12 市町が、アライグマについては 11 市町が防除の確認を受けて防除に取り組んでいる。

特にヌートリアについては、防除の取組の効果によって平成 22 年度に 12 市町全体で 1,668 頭を捕獲したものが、24 年度は 750 頭と減少傾向にあるなど、成果を挙げている。

鳥取県では、防除の確認制度においては、捕獲の際に生きたままの運搬等が可能であること、所定の講習を受講した一般農家など狩猟免許を有しない者であっても捕獲が可能などのメリットがあり、当該制度を導入し、捕獲従事者を確保して、防除活動に積極的に取り組めば、効果的な防除が行えることから、未だ確認制度を導入していない市町村に対しても、確認制度の導入について働きかけていきたい、また、中国四国地方環境事務所からも強く働きかけてほしいとしている。

また、確認制度を導入している鳥取市の場合をみると、平成 20 年 6 月に確認制度を導入し、講習を実施して新たに防除従事者を確保し、県の捕獲奨励金制度を活用するなどして防除活動に取り組んでいる。

その結果、ヌートリアについて、確認制度導入前の平成 19 年度は 192 頭の捕獲数であったものが、確認制度導入後の平成 20 年度は 552 頭に増加、平成 21 年度には 1,618 頭まで上昇、この年度を境に防除の取組に効果が現れ捕獲数減少に転じている。ヌートリアによる農作物被害状況をみると、ピーク時の平成 21 年度において、被害金額 872 千円、被害面積 89a であったものが、平成 24 年度は農作物被害は報告されておらず、防除効果が顕著なものとなっている。

表 1 鳥取市のヌートリア捕獲状況

（単位：頭）

区分	平成 19 年度	20	21	22	23	24	備考
特定外来法	0	405	1,504	1,095	901	622	
鳥獣保護法 （有害鳥獣捕獲許可）	192	147	114	29	20	15	
計	192	552	1,618	1,124	921	637	

（注）鳥取県の資料による。

表 2 鳥取市のヌートリアによる被害状況

（単位：千円、a）

区分	平成 20 年度	21	22	23	24
金額	576	872	75	24	-
面積	51	89	4	2	-

（注）鳥取県の資料による。

**図表 1-(1)-⑥ 防除の確認導入に係る施策検討が十分に行われていないこと等から、ヌートリアが相当数捕獲され、捕獲数も増加している例**

区 分		説 明
鳥取県	A a 市町	<p>A a 市町は、鳥獣保護法に基づく有害鳥獣捕獲許可によりヌートリア捕獲を行っているが、防除の確認制度を導入するまでには至っていないことから、捕獲頭数が、平成 22 年度約 350 頭から 24 年度約 700 頭と増え続けており、捕獲体制を更に充実させなければ十分な成果が得難いものとみられる。</p> <p><b>【参考】</b>            確認を受けている調査対象 4 市町をみると、平成 21 年度前後をピークとして、軒並み捕獲数が減少しており、生息数が減少している傾向が認められる。            4 市町とも、捕獲状況を見ると、有害許可捕獲実績より法に基づく従事者の捕獲実績の割合が高く、法に基づく新たな従事者の確保が、生息数の減少という効果につながっていることがわかる。            鳥取県は、防除の確認制度においては、捕獲の際に生きたままの運搬等が可能であること、所定の講習を受講した一般農家など狩猟免許を有しない者であっても捕獲が可能などのメリットがあり、当該制度を導入し、捕獲従事者を確保して、防除活動に積極的に取り組めば、効果的な防除が行えることから、未だ確認制度を導入していない市町村に対しても、確認制度の導入について働きかけていきたい、また、中国四国地方環境事務所からも強く働きかけてほしいとしている。</p>

(注) 鳥取行政評価事務所の調査結果による。

**図表 1-(1)-⑦ 捕獲班が鳥獣被害が深刻なニホンジカの捕獲を優先しヌートリア・アライグマまで手が回らないことなどから、平成 22 年度以降、捕獲頭数がヌートリア 1 頭と低調となっている例**

区 分		説 明
広島県	B a 市町	<p>B a 市町は、鳥獣保護法による有害鳥獣捕獲許可によって、狩猟免許を有する者で構成された捕獲班がヌートリア・アライグマを駆除することとしているが、鳥獣被害の大半はニホンジカ等によるものであるため、その駆除に重点を置かざるを得ず、ヌートリア・アライグマまで手が回らない状況となっている。</p> <p>このため、平成 22 年度以降の捕獲実績をみると、平成 23 年 9 月にヌートリア 1 匹を捕獲するに止まっている。</p>

(注) 中国四国管区行政評価局の調査結果による。

**図表 1-(1)-⑧ 香川県によるアライグマ等の防除の推進に係る取組状況（推奨事例）**

<p><b>1 香川県のアライグマ等の防除の推進に係る取組</b>            香川県は、平成 21～23 年度に実施された環境省のアライグマ防除モデル事業への参加を契機に、確認制度の導入による防除の推進の重要性を認識し、次のとおり、取組を行った。</p> <p>① 県内の市町に対し、防除の確認を受けるよう助言。            ② 平成 22 年度から「アライグマ・ヌートリア等防除支援事業」（県単独事業）を実施して、防除従事者養成講習会の開催、捕獲用資機材整備への補助（はこわな、二酸化炭素殺処分機購入等の購入。県、市町各 2 分の 1 負担）、個体処分費への補助（アライグマ・ヌートリアともに 1 頭 3,000 円。）を行う。            ③ 県内市町からアライグマの捕獲頭数について、年度ごとに捕獲日時・捕獲場所及び 3 次メッシュの番号等を記載した一覧表の情報提供を受け、3 次メッシュの地図にプロットするとともに、月別の捕獲頭数等を分析して、ホームページで公開。</p> <p><b>2 香川県の取組の効果</b>            香川県内全 17 市町のうち 15 市町が、県の助言を踏まえて確認制度を導入し、新たに防除従事者を確保してアライグマ・ヌートリアの防除を展開しており、特に県内で生息数の多いアライグマについて、平成 22 年度の捕獲頭数 402 頭・農作物被害 1,546 万円であったものが、23 年度の捕獲頭数 248 頭・農作物被害 1,005 万円と捕獲頭数及び農作物被害がともに減少傾向にあり、香川県は、防除の取組による成果が現れているとしている。</p>
--

(注) 四国行政評価支局の調査結果による。

**図表 1-(1)-⑨ 徳島県における確認制度活用状況**

徳島県では、侵入初期段階にあるアライグマについて、県が調査・捕獲事業を行う目的で県内全体について防除の確認を受けているが、防除従事者は選任しておらず、今後、被害状況に応じて防除体制の整備が必要である。

さらに、今回、実地調査した2市町（D a 市町及びD b 市町）においても、担当職員は、県が防除の確認を受けていることを承知しておらず、また法による防除の制度（一般的には特定外来生物を生きのまま運搬することは禁止されていること、防除の確認を受けて防除を行う場合はこれが可能なこと等）についての理解が十分でなく、侵入初期段階における対応の重要性についての認識も十分とは言いがたい。両市町を含め、同県内の市町村で防除の確認を受けている例はなく、鳥獣保護法第9条に基づく有害鳥獣の捕獲許可によりアライグマの捕獲を行っている状況にある。

また、D a 市町の場合、市内に所在する四国八十八箇所札所の寺及びその周辺地域でアライグマの目撃（被害）情報が寄せられたことから、危機意識を持ってアライグマの捕獲対策に乗り出しているものの、今後、実際に捕獲された場合、捕獲場所から運搬できないことが課題として残っている。同市町担当者（農林水産課職員）は、生息情報が確実になり、本格的に捕獲を実施するようになれば、従事者を確保でき、運搬も可能となる防除の確認を受けることを検討したいとしている。

（注）四国行政評価支局の調査結果による。

**図表 1-(1)-⑩ 鳥獣保護法の有害鳥獣捕獲許可に基づき箱わな等でヌートリアを捕獲し殺処分しているもののうち、捕獲した場所から殺処分場所までの間を、防除の確認を受けずに運搬を行っている例**

区 分		説 明
鳥取県	A b 市町	A b 市町では、鳥獣保護法に基づく有害鳥獣許可に基づき猟友会会員がヌートリアの駆除を行っているが、平成 25 年 1 月 12 日～8 月 20 日の間に捕獲したヌートリア 93 頭について、捕獲された場所から捕獲者が容易に殺処分を行える場所までヌートリアを運搬し、殺処分している。
広島県	B b 市町	農作物被害を受けた農家（箱わなの狩猟免許を有する者）が、平成 25 年度に B b 市町から捕獲許可を受けてヌートリアの駆除を実施。この農家は、ヌートリア 5 匹を捕獲した後、数キロ離れた場所まで生体を運搬し、殺処分している。
	B c 市町	平成 25 年度に農作物被害を受けた農家からヌートリアの駆除要請を受けた B c 市町の支所は、捕獲班にヌートリアの駆除を要請。捕獲班は、箱わなによりヌートリア 1 頭を捕獲。捕獲したヌートリアを、いったん自宅に持ち帰り、市町に提出する生体の写真を撮影した後、自宅近くの場所で殺処分している。
	B a 市町	平成 23 年度に B a 市町の捕獲班は、ヌートリアの被害を受けた農家に箱わなを貸し出し、当該農家は、ヌートリア 1 匹捕獲した後、捕獲班に殺処分を要請。捕獲班はヌートリアを生体のまま山林まで運搬し、殺処分した。
	B d 市町	平成 25 年度に農作物被害を受けた農家からヌートリアの駆除要請を受けた B d 市町は、捕獲班にヌートリアの駆除を要請。捕獲班は箱わなによりヌートリア 2 匹を捕獲。捕獲したヌートリアを、数百メートル離れた場所まで生体を運搬し、殺処分している。

（注）中国四国管区行政評価局の調査結果による。

図表 1-(1)-⑪ 実地調査した市町におけるヌートリア・アライグマ防除実施計画の内容とその適合状況 等

区分	市町	種類	① 可能な限り、詳細な生息状況及び被害状況の調査を行い、効率的な防除を行う。		② 合意形成を図るため、事前に関係地域住民等への周知を図り、防除を実施していることを証する書類を携帯する。		③ 捕獲猟具である箱わなに法に基づく防除のための捕獲である旨を記した標識を装着する。		④ 捕獲個体を殺処分する場合は、できるかぎり苦痛を与えない方法により処分する。 〔二酸化炭素法（注）の活用状況を整理〕		⑤ 生息状況及び被害状況のモニタリングを行う。	
			適合有無	説明	適合有無	説明	適合有無	説明	活用状況	説明	適合有無	説明
鳥取県	A c 市町	ヌートリアアライグマ	○	—	○	—	○	—	△	二酸化炭素法の殺処分機器1台保有するも、活用不十分	○	—
	A d 市町	同上	○	—	○	—	○	—	×	二酸化炭素法の殺処分機器なし	○	—
	A e 市町	同上	○	—	○	—	○	—	×	同上	○	—
	A f 市町	同上	○	—	○	—	○	—	×	同上	○	—
広島県	B e 市町	ヌートリア	○	—	○	—	○	—	×	同上	○	—
	B f 市町	ヌートリアアライグマ	○	—	○	—	○	—	△	二酸化炭素法の殺処分機器を有しているが、活用不十分	○	—
	B g 市町	同上	○	—	○	—	○	—	△	同上	○	—
	B h 市町	同上	○	—	○	—	×	標識未作成。誤って有害鳥獣駆除の標識を使用	×	二酸化炭素法の殺処分機器なし	○	—
山口県	(実績なし)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	
徳島県	(実績なし)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	
香川県	E a 市町	ヌートリアアライグマ	○	—	○	—	○	—	○	—	○	—

区分	市町	種類	① 可能な限り、詳細な生息状況及び被害状況の調査を行い、効率的な防除を行う。		② 合意形成を図るため、事前に関係地域住民等への周知を図り、防除を実施していることを証する書類を携帯する。		③ 捕獲猟具である箱わなに法に基づく防除のための捕獲である旨を記した標識を装着する。		④ 捕獲個体を殺処分する場合は、できるかぎり苦痛を与えない方法により処分する。 〔二酸化炭素法（注）の活用状況を整理〕		⑤ 生息状況及び被害状況のモニタリングを行う。	
			適合有無	説明	適合有無	説明	適合有無	説明	活用状況	説明	適合有無	説明
E b	市町	同上	○	—	○	—	○	—	×	二酸化炭素法の殺処分機器1台保有するも、活用不十分	○	—
E c	市町	同上	○	—	×	生体移動を伴った殺処分を行う駆除者のうち一部の者にしか従事者証を付与していない。	○	—	○	—	○	—
E d	市町	ヌートリア アライグマ	○	—	○	—	○	—	○	—	○	—
E e	市町	同上	○	—	○	—	○	—	○	—	○	—
E f	市町	同上	○	—	○	—	○	—	○	—	○	—
E g	市町	同上	○	—	○	—	○	—	○	—	○	—
E h	市町	同上	○	—	○	—	○	—	○	—	○	—

(注) 1 中国四国管区行政評価局及び四国行政評価支局の調査結果による。

2 環境省の「アライグマ防除の手引き」（平成23年3月）では、捕獲従事者が自ら殺処分する場合、簡便かつ安価で、必ずしも専門家でなくとも処分が可能であり、捕獲数の多い地域等で用いられており、安全かつ衛生的に実施できる「二酸化炭素法」が紹介されている。

図表 1-(1)-⑫ 中国四国地方環境事務所によるアライグマ防除モデル事業

中国四国地方環境事務所は、四国地域におけるアライグマ防除モデル事業を、下表のとおり平成 21 年度から 23 年度までの 3 年間（事業費 2,400 万円）実施している。

表 四国地域におけるアライグマ防除モデル事業の概要

(単位:百万円)

年度	事業概要	事業費
平成 21	防除試験やモニタリングを地域参加型で実施し、防除とモニタリングに関する情報と技術の紹介、防除の必要性和参加意識を高めるための啓発活動を実施	8
22		8
23	四国地域におけるアライグマ対策を推進するため、アライグマの生息状況等をもとに各地域を指標化し、それに応じた防除方法等を検討するとともに、普及啓発の強化や地域住民による防除活動の実践等を通じ、各地域におけるアライグマの防除体制構築の支援を実施	8
計		24

(注) 四国地域におけるアライグマ防除モデル事業報告書（平成 21 年度から 23 年度まで）及び中国四国地方環境事務所の提出資料による。

中国四国地方環境事務所は、3 年間の本事業を踏まえて下記のとおり、「行政担当者のためのアライグマ防除体制の手引き」を作成し、平成 23 年度の事業報告書に添付している。

【「行政担当者のためのアライグマ防除体制の手引き」を構成している資料】

- 資料 1 情報収集のための配布用チラシ
- 資料 2 餌トラップの作成方法と設置方法
- 資料 3 餌トラップ結果報告票
- 資料 4 地域防除モデル事業の進め方
- 資料 5 アライグマの特徴とその捕獲（事業、餌トラップ、捕獲檻、捕獲についての解説）「アライグマ このやっかいな動物」
- 資料 6 錯誤捕獲低減トリガーの作製方法
- 資料 7 捕獲檻設置結果報告票
- 資料 8 ケーブルテレビスポットCM概要  
 (注) 中国四国地方環境事務所は、チラシよりも広く、また、繰返しアライグマの脅威と情報提供を呼びかけるための手段として、自治体等が運営するケーブルテレビでの放映等を想定し、スポットCMを作製している。  
 15 秒バージョンと 30 秒バージョンの 2 種類あり、中国四国地方環境事務所は、どの地域でも利用できるような内容であり、ファイルは配布可能な形であるため、要望があれば提供できるとしている。
- 資料 9 侵入初期の体制整備チェックシート
- 資料 10 アライグマ情報整理票
- 資料 11 安楽殺用 CO2 ボックスの作製方法

図表 1-(1)-⑬ 四国地域におけるアライグマ防除モデル事業により作成された「行政担当者のためのアライグマ防除体制の手引き」及びケーブルテレビスポットCMの入手希望調べ

中国四国地方の33市町を調査した結果、モデル事業により作成された「行政担当者のためのアライグマ防除体制の手引き」（以下、本表において「手引」という。）の入手を希望したのは、次の内訳その1及びその2のとおり、26市町（中国地方19市町、四国地方7市町）である。

（内訳その1：中国地方）

県名	調査対象市町名	手引の入手希望（又はHP掲載希望）		ケーブルテレビスポットCMの入手希望	その他の意見	
鳥取県	A c 市町	有り		有り 〔 CM 内容を視聴した上で、活用を検討したい。〕	—	
	A a 市町	有り		無し	—	
	A b 市町	有り		無し 〔 CM 放送は、有料のため。現在、アライグマ被害がないため。〕	—	
	A d 市町	無し		無し	—	
	A e 市町	無し		無し	—	
	A f 市町	有り		無し	—	
広島県	B i 市町	有り		無し	—	
	B j 市町	有り		無し	ヌートリア防除マニュアルの方がほしい。	
	B b 市町	有り		無し	同上	
	B e 市町	有り		有り 〔 民間テレビ放送局に Be 市町枠（土曜日：5分程度）あり、そこで利用する可能性もある。〕	—	
	B c 市町	有り		無し	—	
	B f 市町	有り		有り 〔 研修時に利用したいとしている。〕	ヌートリア防除マニュアルの方が必要	
	B g 市町	有り		—	同上	
	B k 市町	有り		無し	—	
	B a 市町	無し		—	ヌートリア防除マニュアルの方が必要	
	B h 市町	有り		無し	ヌートリア防除マニュアルがほしい。	
	B l 市町	有り		無し	—	
	B d 市町	有り		—	—	
山口県	C a 市町	有り	情報は入手したい。現在具体的な被害が発生しておらず、強い希望ではない。	無し	ファイルは入手したいが、現時点ではあまり騒がず捕獲隊を中心に水際で防ぐ努力を続けたい。	—
	C b 市町	有り	1頭しか捕獲がないが、情報として入手したい。	—	そういうファイルがあるという情報は欲しい。	—
	C c 市町	有り	生息が確認されていないが、情報としての必要性は感じる。	—	CMの内容やファイル形式が分からないので何とも言えない。	—

	C d 市町	有り	情報の必要性は感じる。	—	CMの内容を見て判断したい。	—
小計	22 市町		希望有り：19 希望無し：3		希望有り：3 希望無し：13 その他：6	—

(注) 1 中国四国管区行政評価局の調査結果による。

2 この入手希望調査は、下記の市町を対象とした。

鳥取県内は調査6市町、広島県内は調査市町のうち、アライグマ・ヌートリアについて調査した12市町、山口県内は調査市町のうち、アライグマ・ヌートリアの生息が確認されている4市町

### (内訳その2：四国地方)

県名	調査対象市町名	モデル事業参加状況	手引入手の有無	手引入手希望の有無	手引の評価、又は入手希望した理由
徳島県	D a 市町	不参加	×	有り	市町職員の意識向上、捕獲班員への説明に有用
	D b 市町	不参加	×	無し	有害鳥獣捕獲許可で対応可能であるため
香川県	E a 市町	参加	○	—	分かりやすく、職員の認識向上、住民からの相談に役立つ
	E b 市町	不参加	×	有り	
	E c 市町	参加	×	有り	後任者への引継ぎ、市民への説明に役立つ。
	E d 市町	不参加	×	有り	具体的な対策を行う上で参考としたい。
	E e 市町	参加	×	有り	(現担当者の記憶) 担当職員の知識向上、住民への説明に有用
	E f 市町	不参加	×	無し (ヌートリアについては希望)	アライグマの被害ないため(ヌートリアについては防除技術の確立に関する資料を得たい)
	E g 市町	参加	○	—	住民への周知、対応のための知識源として有用。
	E i 市町	不参加	×	有り	アライグマの基礎知識等を得るのに有用
	E h 市町	不参加	×	有り	市町職員の知識向上、住民からの相談への対応に有用
小計	11 市町	参加4	○2 ×9	希望有り7 希望無し2	

(注) 1 四国行政評価支局の調査結果による。

2 「手引入手の有無」欄の○印は入手済み、×印は未入手を示す。

## (2) セアカゴケグモの防除

通 知	説明図表番号
<p><b>【調査結果】</b></p> <p>セアカゴケグモは、平成 17 年 6 月に特定外来生物に指定された。これを受けて、環境省は、法第 11 条に基づき、これらの生態系等に係る被害の発生を防止するため、その捕獲又は処分等の防除の内容等を定めた「ラトロデクトゥス・ハセルティイ（セアカゴケグモ）の防除に関する件」（平成 17 年環境省告示第 56 号）を公示している。</p> <p>セアカゴケグモは、平成 7 年に大阪府で発見されて以降、港湾地域又はそれに隣接する地域で多く発見されており、コンテナ等に付着して侵入し、貨物やコンテナ、建築資材、自動車等に営巣したものが人為によって運ばれた結果、生息域が広範囲に拡大されたものと考えられている。</p> <p>また、セアカゴケグモの防除の公示では、人の生命又は身体に関わる被害が規定されており、環境省リーフレットによると、咬まれた場合、ほとんどが軽傷であるが、重症化することもあるとされている。</p>	<p>図表 1-(1)-① (再掲)</p>
<p><b>ア 生息状況等の把握、整理及び提供状況</b></p> <p>今回、調査対象とした 5 県においては、山口県は平成 14 年、香川県は 21 年、徳島県は 22 年、広島県は 24 年、鳥取県は 25 年と、それぞれ初めてセアカゴケグモが発見され、その後、各県内において分布を拡大している。</p> <p>中国四国地方環境事務所は、セアカゴケグモが発見された場合、発見場所を管轄する県又は市町村から通報又は同定依頼を受けることにより、生息に係る情報を把握しているが、これは同事務所が要請したものではなく、管内の県及び市町村が、特定外来生物の防除を所管する中国四国地方環境事務所に対して、セアカゴケグモの防除に係る支援や助言を求めて行われたものである。</p>	<p>図表 1-(2)-ア-①</p>
<p>このため、今回、調査対象とした 5 県において、県及び市町村が平成 24 年 4 月から 25 年 8 月までの間に発見した 31 件について、中国四国地方環境事務所における発見通報又は同定依頼の受理状況を調査したところ、このうちの 16 件（全体の 51.6%）は受理されていなかった。</p> <p>このため、中国四国地方環境事務所では、セアカゴケグモの生息に係る情報等を的確に把握・整理して、これを情報提供したり、地方公共団体や土地の所有者等に対し、必要に応じて、防除に関する助言を行うなどの取組が行えない状況となっている。</p>	<p>図表 1-(2)-ア-②</p>
<p><b>イ 防除の取組状況</b></p> <p>中国四国地方環境事務所が作成したセアカゴケグモの注意喚起用リーフレット（平成 23 年度）には、「メスは毒をもっており、咬まれると痛むほか、重症化するおそれがある」と記載され、環境省が作成したパンフレット（平成 25 年度）には、「重症化した場合は抗毒素血清による治療が必要」と記載されており、セアカゴケグモは、人の生命・身体に被害を及ぼすおそれがあることから、発見の</p>	<p>図表 1-(2)-イ-① 図表 1-(2)-イ-②</p>

通 知	説明図表番号
<p>都度、緊急的に防除が行われている。</p> <p>中国四国地方環境事務所は、セアカゴケグモの緊急的防除について、当該県内で初めて発見された場合は、同事務所の指導を受けて、また、2回目以降は、初回の防除経験を踏まえて県又は市町村の指導の下、発見された土地の所有者又は管理者が実施することとしている。</p> <p>しかし、防除活動において主導的な役割を果たしている地方公共団体は、以下のとおり、防除の対処方法について改善を要望している。</p> <p>① 法律上、地方公共団体や県民は防除の責務が課せられていないため、県が土地の所有者又は管理者に対し、防除の指導を行う法的根拠がなく、対応に苦慮している（広島県及び山口県）。</p> <p>② 発見時に関係機関等が迅速に対応できるよう、主務官庁である中国四国地方環境事務所が、国、県、市町及び土地の所有者又は管理者の役割分担等を示すべきである（山口県）。</p> <p>③ 前記の中国四国地方環境事務所作成のリーフレットには、「見つけた状況等をいち早く市役所や保健所へ連絡してください。」とあるが、市が連絡を受けた場合、どのように対処したらよいか中国四国地方環境事務所からは何も情報提供を受けていない。対処方法を示してほしい（広島県1市町）。</p>	<p>図表1-(2)-イ-③</p>
<p><b>ウ 住民への啓発状況</b></p> <p>他県に比し、近年発見例の多い香川県では、セアカゴケグモに係る注意喚起のチラシ（電子データ）を作成し、県内全市町及び全市町教育委員会を通じて、幼稚園、小中学校及び高等学校に送付し、また、徳島県では、県内市町村あてに通達を発出するほか、両県とも、生息が確認された都度、発見場所、個体数、発見の状況等について、ホームページで周知するとともに、マスコミへの公表等を行っている。</p> <p>しかし、セアカゴケグモの生息が早くから確認され、既にその生息がまん延している福岡県1市町における住民への周知状況と比較すると、生息が初期段階から拡大中である両県の周知方法等に違いがみられる。</p> <p>例えば、両県ともセアカゴケグモの注意喚起として、セアカゴケグモの特徴、咬まれたときの症状（対応）、生息場所、駆除方法等については掲載しているが、福岡県1市町のホームページでは、さらに、i) 発見情報について地図に記載し生息範囲の拡大状況を分かり易く表記、ii) 咬傷事故発生状況の掲載、iii) 行動計画の作成、iv) 動画による駆除方法の掲載、v) 抗毒素血清の配備病院の掲載など詳細かつ分かりやすい情報を提供している。</p> <p>加えて、今回、徳島県及び香川県の25市町において、セアカゴケグモの住民に対する周知状況を確認したところ、その生息が確認された9市町では、全ての市町がホームページ又は広報紙に掲載あるいはチラシを作成して配布するなど周知を行っているが、生息が確認されていない16市町のうち8市町では、市町内での生息が確認されていないこと等を理由として、周知を全く行っておらず、</p>	<p>図表1-(2)-ウ-①</p> <p>図表1-(2)-ウ-②</p>

通 知	説明図表番号
<p>中には「セアカゴケグモの知識がない。どのように周知すればよいのかわからない。」(徳島県1市町)等の意見も聞かれた。</p> <p>なお、生息が確認された9市町における周知状況をみると、生息が確認された現地に注意板を設置するなどの措置を採っているところがある一方、広報紙での周知にセアカゴケグモの写真を掲載していないものがみられるほか、ホームページに掲載しているのみで、パソコン等をあまり利用しない者に情報が行き届かないおそれがあるなど、その周知が十分でないことが伺われた。</p> <p>また、セアカゴケグモに咬まれて重症化した場合に必要とされる抗毒素血清は、中国四国9県のうち香川県の1医療機関で10人分が備蓄されているところ、血清の備蓄状況について、香川県では、平成24年12月13日付け事務連絡で、みどり保全課から各市町関係課長あてに周知しているが、当局が調査した香川県及び徳島県内のセアカゴケグモの生息が確認された9市町のうち4市町のセアカゴケグモ担当係は血清の備蓄施設を承知していなかった。なお、これら4市町の中には、血清情報の提供を希望しているところもみられる。</p> <p>なお、中国四国地方環境事務所は、「血清の配備状況は、使用や廃棄等によってリアルタイムに変化するものと思われ、本件のような緊急的な医療措置を求められる場合、リアルタイムに正確な情報を提供できなければ、重大な事態を起しかねない。したがって、血清の配備状況に係る情報を提供するに際しては「リアルタイムに正確な情報を提供できるか」という観点を重視すべきであり、それができないのであれば、医療施策に役割のある組織に委ねるべきである」との見解である。</p> <p><b>【所見】</b></p> <p>したがって、中国四国地方環境事務所は、特定外来生物の防除の推進を図るため、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① セアカゴケグモが発見された場合には、その後の防除措置も含め、地方環境事務所に漏れなく通報するよう地方公共団体に要請すること。また、把握した生息に係る情報等を整理し、必要に応じて地方公共団体に対して情報提供を行うとともに、防除に係る助言を行うこと。</p> <p>② セアカゴケグモについて、人の生命及び身体の保護を図る観点から、次の措置を講ずること。</p> <p>i) セアカゴケグモが発見された場合に、地方公共団体の初期対応に資するため、国、県、市町村及び土地の所有者又は管理者が措置することが望ましい役割分担や、住民への周知方法を例示すること。</p> <p>ii) 既に人体への被害が生じている地域等におけるホームページ、広報紙、チラシ等による周知方法等の事例を収集し、各県に提供するとともに、県等を通じて、住民に対し、それらの事例を参考にした周知を行うよう働きかけること。</p>	<p>図表1-(2)-ウ-③</p>

図表 1-(2)-ア-① 調査対象とした5県におけるセアカゴケグモの発見例

区分	連番	市町	地 点	発見年月日
鳥取県	1	大山町	西伯郡大山町	H25. 9. 6
広島県	1	大竹市	東栄3丁目	H24. 9. 11
	2		〃	H24. 9. 24
	3	広島市	東区福田町	H25. 1. 31
	4	三原市	本郷町・広島空港敷地内	H25. 7. 23
	5	広島市	西区観音新町4丁目	H25. 8. 28
山口県	1	岩国市	米軍岩国基地	H14 (月日不明)
	2		〃	H16 (月日不明)
	3		〃	H19 (月日不明)
	4		〃	H20 (月日不明)
	5		北河内地区	H25. 2. 19
	6		昭和町2丁目	H25. 4. 11
徳島県	1	鳴門市	里浦町里浦・大手海岸	H22. 7. 18
	2		〃	H22. 7. 30
	3		〃	H22. 7. 31
	4		〃	H22. 8. 2
	5		〃	H22. 8. 6
	6		〃	H22. 8. 27
	7		〃	H22. 10. 1
	8		〃	H22. 11. 11
	9		〃	H23. 6. 15
	10		高速道路事務所	H23. 6. 21
	11		〃	H23. 6. 22
	12		大手海岸	H23. 6. 29
	13		〃	H23. 8. 31
	14		〃	H24. 8. 3
	15	徳島市	市内小学校	H25. 9. 10
	16	鳴門市	大手海岸堤防内側	H25. 9. 17
	17		〃	H25. 9. 19
	18	阿南市	大手海岸	H25. 9. 20
	19		橘町事業所 A	H25. 9. 20
	20		橘町事業所 B	H25. 9. 27
香川県	1	坂出市	番の州緑町・事業所	H21, 9. 25
	2		〃	H21. 9. 29
	3	丸亀市	蓬萊町・事業所	H21. 12. 28
	4	坂出市	沙弥島・美術館	H23. 11. 1
	5		番の州緑町公園	H23. 11. 2
	6		番の州緑町・市道	H24. 9. 1
	7		〃	H24. 9. 3
	8		番の州緑町・事業所	H24. 9. 4
	9		〃	H24. 9. 5
	10	小豆島町	番の州緑町・記念館	H24. 9. 6
	11		農業用のビニールハウス	H24. 9. 10
	12		西村・海岸近くの階段周辺	H24. 9. 22
	13	東かがわ市	市内幼稚園	H24. 10. 10
	14		市内幼稚園及周辺	H24. 10. 10
	15	坂出市	瀬居町・神社	H24. 10. 23
	16		〃	H24. 10. 24
	17		番の州町・事業所	H25. 5. 15
	18	さぬき市	寒川町市内小学校プール	H25. 5. 30
	19		志度・団地	H25. 6. 10
	20	小豆島町	—	H25. 6. 20
	21	坂出市	番の州町・県道	H25. 8. 7
	22		〃	H25. 8. 7
	23	土庄町	豊島家浦・墓地	H25. 8. 15
	24		〃	H25. 8. 16
	25	東かがわ市	馬篠・温泉	H25. 8. 21
	26	三豊市	高瀬町新名・商店	H25. 9. 13
	27		〃	H25. 9. 13
	28	丸亀市	中津町工場敷地内	H25. 10. 9
	29		昭和町工場敷地内	H25. 10. 9

(注) 中国四国管区行政評価局及び四国行政評価支局の調査結果による。

図表 1-(2)-ア-② 調査対象とした5県において、平成24年度以降に発見されたセアカゴケグモの事例  
(平成25年8月末まで)と中国四国地方環境事務所による対応状況

区 分	発見された 市町村数	延べ発見 回 数	発見時における中国四国地方環境事務所による対応状況 (左欄の内数)				
			① 県・市町か らの通報受理	② 現地確認	③ セアカゴケ グモの同定	④ HP等によ る注意喚起	⑤ 対処法指導
鳥取県	1	1	1	0	0	0	0
広島県	3	6	4	1	2	0	3
山口県	1	2	1	0	0	0	1
徳島県	1	1	0	0	0	0	0
香川県	6	21	9	0	0	0	0
計	12	31	15	1	2	0	4

(注) 1 中国四国管区行政評価局及び四国行政評価支局の調査結果による。

2 中国四国地方では、本表の調査対象5県以外にも、岡山県及び高知県においてもセアカゴケグモの生息が確認されている。

図表 1-(2)-イ-① セアカゴケグモの注意喚起用リーフレット（環境事務所作成）

### 特定外来生物 セアカゴケグモ

セアカゴケグモは、オーストラリア原産の小型のクモです。日本に輸入される資材などに付着して、国内に輸入したと考えられています。

メスは毒を持っており、咬まれると痛みやか、重症化する場合があります。

そのため、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づき、**特定外来生物に指定されています。**



### セアカゴケグモの性質

影のよくある場所の、地面近くの間隙やくぼみに巣を築きます（管巢）。道路側溝の中や、プランターやエアコンの室外機など人工物の管隙、排水溝の周辺など、倉庫などこもりに繁殖していることが多くあります。




大型の船荷など、外国からの貨物が入りする物流場によく見つっていますが、近年は**国内の物流場による分布拡大も**生じていると見られ、船舶に侵入しても容赦しない状況です。



### セアカゴケグモとトビこんなくモ

オスとメスで姿が異なります。

メス(成体)は体長1cm前後で全体的には黒く、ツヤがあります。

メスの腹部の背面には縦線状の赤い筋があり、これを二つ並べたような全体的な模様があります。

メスの末脚(脚の先端)の腹側の背面には白い斑紋があります。黒子入に似ているので注意！

オスの腹部の背中側の模様はメスと異なり灰色一帯色の時に、白い帯が中央と側面に入ります。

腹部の背面には、メスもオスも**赤黒い点状の模様**があります。



京都府は多くありませんが、**毒**を持っています。痛みや腫れを引き起こし、場合によっては重症化し、吐き気や腹痛などの全身症状をきたすこともあります。

### どうすればいいの？

もしセアカゴケグモを見つけた場合は、**必ずでは触らない**ようにしましょう。駆除するには、市販されている殺虫剤の効果が効果的です。また、気嚢をかき、風で飛ばす等、物理的な方法でも構いません。そして、駆除、少しでも多くの情報を必要としています。見つけた状況等も含め早く市役所や環境部に連絡して下さい。

1匹見つければ、周囲にも潜んでいる可能性があります。先に挙げたような場所に監視していることが多いですが、他に思いがけない場所に潜んでいて、その発生源として発生したという例もあります。駆除用具などにセアカゴケグモが付着しないか確認するとともに、そのような場所での外作業をするときは、**必ず防護服**を着用する等、咬まれないような対策をとることが必要でしょう。

もし咬まれてしまった場合は、急務の病院にセアカゴケグモに咬まれたことを伝え、説明するようにしましょう。重症化してしまった場合は**医師**が必須です。

(注) 1 中国四国地方環境事務所が作成したリーフレットの裏面である。  
 2 緑枠部分に、重症化に係る注意書きあり。

図表 1-(2)-イ-② セアカゴケグモのリーフレット (環境省作成)

## セアカゴケグモ・ハイイロゴケグモ にご注意ください!

背面	腹面	
		<p><b>和名</b> セアカゴケグモ  <b>科名</b> ヒメグモ科 (Theridiidae)  <b>学名</b> <i>Latrodectus hasseltii</i>  <b>原産地</b> オーストラリア  <b>特徴</b> 成熟した雌の体長は、約0.7~1cm。全体が光沢のある黒色で、腹部の背面に目立った赤色の縦条がある。  <small>※左写真の個体は未成熟であり、成熟すると白い斑紋は消えます</small></p>
<p>背面に赤色の縦条</p>	<p>腹面に赤色の斑紋</p>	<p>腹部は大きな球状</p>
<p><b>和名</b> ハイイロゴケグモ  <b>科名</b> ヒメグモ科 (Theridiidae)  <b>学名</b> <i>Latrodectus geometricus</i>  <b>原産地</b> 亜熱帯地方  <b>特徴</b> 成熟した雌の体長は、約0.7~1cm。ハイイロゴケグモの色彩はさまざまで、腹部背面が真黒のもの、茶色や灰色を基調として斑紋を有するものなど変異が多い。</p>		
	<p>腹面</p>	<p>背面</p>

※毒をもっているのは雌だけです

### ゴケグモの被害について

咬まれたときの症状	咬傷例
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 局所の疼痛、熱感、痒感、紅斑、硬結、区域リンパ節の腫張が生じます</li> <li>● 通常は数時間から数日で症状は軽減しますが、時に脱力、頭痛、筋肉痛、不眠などの全身症状が数週間継続することがあります</li> <li>● 重症例では、進行性の筋肉麻痺が生じます</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ゴケグモは攻撃性はありませんが、触ると咬まれることがあります</li> <li>● 日本での咬傷例は主に6~10月に報告されています</li> <li>● 日本ではセアカゴケグモの咬傷例が報告されており、ほとんどが軽症ですが、重症化することもあります</li> <li>● 日本ではセアカゴケグモの毒で死亡した例はありませんが、オーストラリアでは死者が出ています (血清開発後の死亡例はありません)</li> </ul>
咬まれた場合は	
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 咬まれたときは、すみやかに医療機関にご相談ください</li> <li>● 重症化した場合は抗毒素血清による治療が必要です</li> <li>● 咬んだクモの種類がわかるように、できれば殺したクモを病院へご持参ください</li> </ul>	

(注) 1 環境省本省が平成 25 年 10 月に作成したリーフレットの表 (おもて) である。

2 緑枠部分に、血清治療に係る注意書きあり。

図表 1-(2)-イ-③ セアカゴケグモの防除に関する地方公共団体からの意見・要望

**(広島県自然環境課)**

特定外来生物については、法により、主務大臣等が防除を行い、地方公共団体は主務大臣等から防除の確認を受けることができることとなっている。

また、同法に基づく基本方針においては、「地域の生態系等に生ずる被害を防止する観点から地方公共団体や民間団体等が行う防除も重要であり、防除が積極的に進められることが期待される」となっている。

しかしながら、法的には地方公共団体や県民には防除の責務が規定されていないため、県は発生場所の施設管理者や土地所有者に対し、防除の指導を行う法的根拠がなく、対応に苦慮している。

また、県自らが積極的に防除を行うための根拠も乏しく、確認された場合の対応人員及び予算確保が極めて困難な状況にあるため、改善を要望する。

**(B b 市町生活環境課)**

中国四国地方環境事務所が作成したリーフレット「特定外来生物セアカゴケグモ」(中国・四国版)には、「どうすればいいの?」の欄に、「見つけた状況等をいち早く市役所や保健所へ連絡して下さい。」と記載してあるが、市が連絡を受けた場合、どのように対処したらよいか何も情報提供を受けていない。どのように対処すべきかその方法を示してほしい。

**(山口県自然保護課)**

セアカゴケグモの防除について、次のような疑義がある。

① 緊急的に防除を実施することが必要な場合であり、法律上、本来、国が対応すべきものと思われる。

② 山口県が防除を行う根拠規定がない。

③ 発生場所である土地の所有者又は管理者に対して、当該敷地内の生息調査等を行わせる法律上の根拠がない。

このため、発生場所である土地の所有者又は管理者に対して、生息調査の実施やその公表等について了解を得ることに苦慮した。

セアカゴケグモは、人の生命・身体に被害を及ぼす特定外来生物なので、その発見時に迅速に初期対応が行えるよう、国、県、市町村及び発生場所の土地の所有者又は管理者との役割分担等について、国が整理してもらいたい。

**(C c 市町環境保全課)**

初期対応については、平成 12 年度のクロゴケグモ発見時の経験や、山口県との連携によって、迅速に初期対応を行うことができた。

中国四国地方環境事務所が作成しているリーフレットには、セアカゴケグモを発見した場合は、市役所に連絡するよう記載されているが、同環境事務所から、発見時の対処方法について情報提供を受けたことはない。

(注) 中国四国管区行政評価局の調査結果による。

図表 1-(2)-ウ-① ホームページによるセアカゴケグモに係る注意喚起情報について先進的な取組を行っている福岡県 a 市町と徳島県及び香川県との比較

福岡県 a 市町のホームページにおいて掲載されている情報		徳島県	香川県	
1	写真又はイラスト	○	○	
2	発見状況等（概要）	○	○	
3	生態	特徴	○	○
		症状	○	○
		生息場所	○	○
		習性	○	○
		防除方法	○	○
	ゴケグモ類にかまれたときの処置	○	○	
4	セアカゴケグモの抗毒素血清の配備医療機関（連絡先）について	×	×	
5	ゴケグモ類 Q & A	△（一部）	×	
6	福岡県 a 市町セアカゴケグモ対策基本方針（セアカゴケグモ対策行動計画）	×	×	
7	駆除方法など（動画）	×	×	
8	ゴケグモ類発見状況マップ（校区単位）	×	×	
9	駆除状況等（月別駆除件数、考察等）	○	○	
10	咬傷事故発生状況	事例なし	事例なし	
11	行政機関の連絡先（問合せ先）	○	○	

（注）四国行政評価支局の調査結果による。

図表 1-(2)-ウ-② 徳島県内及び香川県内の 25 市町におけるセアカゴケグモに係る住民への周知状況

【徳島県】

市町名	生息確認の有無	住民への周知の状況					
		ホームページに掲載	電子データで関係機関に送付	チラシの作成・配布	広報紙に掲載	その他	住民への未周知理由
D a 市町	有	○ (H25. 10～)				発見場所に注意板を設置	
D b 市町	有	○ (H25. 9～)			○(H23. 7)		
D c 市町		△ (県 HP へリンク)					
D d 市町							【市町内で未確認のため】
D e 市町							【市町内で未確認のため】
D f 市町							【セアカゴケグモの知識がなく、周知方法もわからない】
D g 市町		○ (H25. 9～)				ケーブルテレビで放送（文字放送）	
D h 市町				○ (※)			(※)5,000 枚（全戸配布）、広報紙と一緒に配布

【香川県】

市町名	生息確認の有無	住民への周知の状況					
		ホームページに掲載	電子データで関係機関に送付	チラシの作成・配布	広報紙に掲載	その他	住民への未周知理由
E a 市町		○ (H24. 4～)					
E b 市町	有	○ (H25. 10～)	○ (H21 に支所宛)		○ (H22. 2)		
E j 市町	有	○ (H21. 10～)					
E k 市町					○(H24. 12)		
E l 市町							【市町内で未確認のため】
E c 市町	有	○		○	○(H25. 2)		
E d 市町	有	○ (現在は削除)		○ (※)		公共施設、発生場所の自治会にチラシを配布	(※)15,000 枚、広報紙と一緒に配布（全戸配布）。
E e 市町	有	○ (H25. 10～)			○ (H25. 10)		
E f 市町	有				○ (H25. 9)	防災無線（3日間、計5回）	
E m 市町	有	○ (H24. 9～)	○	○ (全戸)	○ (H24. 9, 25. 6)	各庁舎にチラシを配備	
E n 市町							【市町内で未確認のため】
E o 市町		○		○			
E p 市町							【市町内で未確認のため】
E g 市町				△ (※)			(※)県からの電子データを 100 部程度印刷し、各公民館等に配置
E i 市町							【墓地等調査の結果、生息未確認】
E q 市町				△ (※)			(※)環境課受付に県の電子データを印刷し、配備
E h 市町							【市町内で目撃例がないため】

(注) 1 四国行政評価支局の調査結果による。

2 「市町名」欄の□は、住民への周知を行っていない市町を示す。

図表 1-(2)-ウ-③ セアカゴケグモに係る国（環境事務所）に対する意見・要望（生息が確認された市町）

市町名	意見・要望等
E b 市町	複数回生育を確認した市町では血清配備箇所がいくつかあってもいいのではない か。
E j 市町	今後噛まれて重症化する患者も出てくると考えられるので、血清の配備箇所の情報 があればありがたい。
E c 市町	県内 1 か所ではなくて、複数箇所に血清があれば心強い。
E d 市町	医師会が承知しているのではないかと思うが、血清がどこに配備されているのか情 報があればいただきたい。
E e 市町	当市町から血清配備病院までは距離があるため、近くにもあったほうがいいと 思う。
E f 市町	血清を助成金や一部負担といった公費で買えるようにしたほうがいいのではない か。
E m 市町	離島であり複数件の発見例があるので、できれば島内にも血清を配備してほしい。
D a 市町	血清の配備情報については絶対に必要ともいえない。 ただし、各県に 1 か所ぐらいあったほうがいいのではないか。その際、血清の補助 金もあればなおよい。
D b 市町	血清導入の例があれば教えてほしい。

（注）四国行政評価支局の調査結果による。

### (3) アルゼンチンアリの防除

通 知	説明図表番号																										
<p><b>【調査結果】</b></p> <p>アルゼンチンアリは、平成 17 年 6 月に特定外来生物に指定された。これを受けて、環境省は、法第 11 条に基づき、生態系等に係る被害の発生を防止するため、その捕獲又は処分等の防除の内容等を定めた「リネピテマ・フミレ（アルゼンチンアリ）の防除に関する件」（平成 17 年環境省告示第 57 号。改正：18 年環境省告示第 47 号）を公示している。</p> <p>アルゼンチンアリは、放浪アリと呼ばれ、物資や人の移動に便乗して分布を拡大する。日本国内へも、何らかの物資などに紛れこんで、ある時期に偶然に持ち込まれたと考えられており、平成 5 年に、広島県廿日市市で、国内で初めて生息が確認されている。</p> <p>また、アルゼンチンアリの防除の告示では、生態系に対する被害が規定されており、例えば、広島県では、アルゼンチンアリの生息地においては在来のアリの生息数が減少し、他種のアリを駆逐しているとされている。しかし、生息地では、直接ヒトに及ぼす被害はないものの、屋内に侵入して食物にたかるなど、日常生活に支障をきたすとされている（環境省 HP 「特定外来生物の解説」による。）。</p> <p><b>ア 生息状況等の把握、整理及び提供状況</b></p> <p>調査対象とした 5 県においては、これまで、広島県の廿日市市、広島市、大竹市、呉市、府中町及び坂町、山口県の岩国市、柳井市、宇部市及び光市、徳島県の徳島市の計 11 市町でアルゼンチンアリの生息が確認されている。これらの市町の中には、アルゼンチンアリの生息の確認後、完全駆除されたものがないため、下表のとおり、年々、その生息域は拡大しつつある。</p> <p style="text-align: center;"><b>表 調査対象とした 5 県におけるアルゼンチンアリの生息確認状況</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">時 期</th> <th style="text-align: center;">生息確認状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 5 年 7 月</td> <td>広島県廿日市市で、日本で初めてアルゼンチンアリの生息を確認</td> </tr> <tr> <td>11 年</td> <td>広島市南区で、アルゼンチンアリの生息を確認</td> </tr> <tr> <td>12 年</td> <td>広島市佐伯区で、アルゼンチンアリの生息を確認</td> </tr> <tr> <td>13 年</td> <td>山口県岩国市及び山口県柳井市で、アルゼンチンアリの生息を確認</td> </tr> <tr> <td>14 年</td> <td>広島市東区及び安芸郡府中町で、アルゼンチンアリの生息を確認</td> </tr> <tr> <td>16 年</td> <td>広島県大竹市及び広島市西区で、アルゼンチンアリの生息を確認</td> </tr> <tr> <td>17 年 10 月</td> <td>広島市中区及び広島市安佐南区で、アルゼンチンアリの生息を確認</td> </tr> <tr> <td>18 年 11 月</td> <td>広島県呉市で、アルゼンチンアリの生息を確認</td> </tr> <tr> <td>20 年 4 月</td> <td>山口県宇部市で、アルゼンチンアリの生息を確認</td> </tr> <tr> <td>20 年</td> <td>広島県安芸郡坂町で、アルゼンチンアリの生息を確認</td> </tr> <tr> <td>21 年 6 月</td> <td>山口県光市で、アルゼンチンアリの生息を確認</td> </tr> <tr> <td>22 年 8 月</td> <td>徳島県徳島市で、アルゼンチンアリの生息を確認。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 廿日市市のホームページ並びに中国四国管区行政評価局及び四国行政評価支局の調査結果による。</p> <p>中国四国地方環境事務所は、平成 18 年度及び 19 年度に、アルゼンチンアリ防除モデル事業（事業費：5,900 千円）において、広島県及び山口県（主に広島県呉市から山口県柳井市の間）におけるアルゼンチンアリの生息分布状況調査を実施し、その結果を分布図に整理し、公表している。また、当該事業の終了後は、</p>	時 期	生息確認状況	平成 5 年 7 月	広島県廿日市市で、日本で初めてアルゼンチンアリの生息を確認	11 年	広島市南区で、アルゼンチンアリの生息を確認	12 年	広島市佐伯区で、アルゼンチンアリの生息を確認	13 年	山口県岩国市及び山口県柳井市で、アルゼンチンアリの生息を確認	14 年	広島市東区及び安芸郡府中町で、アルゼンチンアリの生息を確認	16 年	広島県大竹市及び広島市西区で、アルゼンチンアリの生息を確認	17 年 10 月	広島市中区及び広島市安佐南区で、アルゼンチンアリの生息を確認	18 年 11 月	広島県呉市で、アルゼンチンアリの生息を確認	20 年 4 月	山口県宇部市で、アルゼンチンアリの生息を確認	20 年	広島県安芸郡坂町で、アルゼンチンアリの生息を確認	21 年 6 月	山口県光市で、アルゼンチンアリの生息を確認	22 年 8 月	徳島県徳島市で、アルゼンチンアリの生息を確認。	<p>図表 1 -(1)-① (再掲)</p>
時 期	生息確認状況																										
平成 5 年 7 月	広島県廿日市市で、日本で初めてアルゼンチンアリの生息を確認																										
11 年	広島市南区で、アルゼンチンアリの生息を確認																										
12 年	広島市佐伯区で、アルゼンチンアリの生息を確認																										
13 年	山口県岩国市及び山口県柳井市で、アルゼンチンアリの生息を確認																										
14 年	広島市東区及び安芸郡府中町で、アルゼンチンアリの生息を確認																										
16 年	広島県大竹市及び広島市西区で、アルゼンチンアリの生息を確認																										
17 年 10 月	広島市中区及び広島市安佐南区で、アルゼンチンアリの生息を確認																										
18 年 11 月	広島県呉市で、アルゼンチンアリの生息を確認																										
20 年 4 月	山口県宇部市で、アルゼンチンアリの生息を確認																										
20 年	広島県安芸郡坂町で、アルゼンチンアリの生息を確認																										
21 年 6 月	山口県光市で、アルゼンチンアリの生息を確認																										
22 年 8 月	徳島県徳島市で、アルゼンチンアリの生息を確認。																										

通 知	説明図表番号
<p>両県及び生息地の市町が、防除の取組に関する情報共有を図る場として組織しているアルゼンチンアリ対策広域行政協議会（以下「協議会」という。）の総会（年1回）にオブザーバーとして出席し、協議会の会員である市町から生息情報等を入手している。</p>	<p>図表1-(3)-ア-①</p>
<p>しかしながら、中国四国地方環境事務所は、協議会の会員となっていない市町のうち、広島県1市町で平成20年にアルゼンチンアリの生息が確認され、22年度から自治会を主体とした一斉防除が行われていることについて、十分に把握していない。</p>	<p>図表1-(3)-ア-②</p>
<p>環境省が作成した「アルゼンチンアリ防除の手引き」（平成25年7月改訂）によると、「新しく侵入が確認された場合、侵入の初期段階での速やかな対応が被害の未然防止の鍵であり、根絶への近道です。早期に対応できた場合ほど、根絶の可能性が高まり、対策費用を抑えることができる」とされていることから、中国四国地方環境事務所は、地方公共団体から生息に係る情報を継続的に把握・整理し、提供することが重要である。</p>	
<p>なお、同手引きをみると、2013年（平成25年）時点の我が国におけるアルゼンチンアリの生息市町村から、広島県の1市町が漏れている。</p>	<p>図表1-(3)-ア-②（再掲）</p>
<p><b>イ 防除の取組状況</b></p>	
<p>現在、アルゼンチンアリの生息が確認されている前述の11市町においては、全ての市町で、アルゼンチンアリが3年間以上定着（最長は、広島県廿日市市の20年）している。環境省は、アルゼンチンアリ防除の手引きにおいて、このような生息が定着した地域においては、発見の都度、発見場所のみの防除を行ったとしても、その周囲に生息していれば、再侵入を起こしてしまうため、生息のおそれのある地域全体で同時に実施する「一斉防除」による手法を示している。</p>	
<p>これら11市町のうち、広島県3市町、山口県3市町及び徳島県1市町の7市町では、県や自治会等を中心とした一斉防除が行われている。</p>	<p>図表1-(3)-イ-①</p>
<p>また、これら7市町のうち、広島県1市町及び山口県2市町の3市町は、平成20年度から22年度の間、環境省の生物多様性保全活動支援事業の採択を受け、アルゼンチンアリ防除モデル事業（事業主体は協議会）を実施し、モデル事業終了後も防除を継続して実施している。</p>	
<p>特に、広島県1市町では、毎年度、アルゼンチンアリの防除説明会を開催して防除の必要性について周知に努めていることから、平成23年度以降、一斉防除に参加する町内会・自治会が年々増加しており、25年度の一斉防除後のモニタリング調査の結果をみても、生息域の8割以上で駆除されているなど、成果を上げている。</p>	
<p>一方で、中国四国地方環境事務所では、上記の11市町を対象に、同事務所が作成した「アルゼンチンアリ防除の手引き（平成20年8月）」等の説明会を開催（平成20年9月及び23年5月）し、一斉防除の必要性等について周知啓発を行っているが、広島県3市町及び山口県1市町の4市町においては、一斉防除の必</p>	<p>図表1-(3)-イ-②</p>

通 知	説明図表番号
<p>要性に対する理解が不十分であることなどから、一斉防除の取組が行われていない。これら4市町のうち、広島県1市町では、生息域が拡大し続けている状況が認められる。</p> <p><b>ウ 公共工事に伴う生息域拡大防止の取組</b></p> <p>環境省は、アルゼンチンアリの防除の手引きにおいて、アルゼンチンアリは、既に国内に侵入しているため、国内での分布拡大の防止が必要としており、土木工事等による物資等を生息区域外に持ち出す等の場合にアルゼンチンアリの有無を確認し、生息が確認された場合は完全な駆除を行うよう記載している。</p> <p>また、調査対象市町の中には、次のとおり、上記の手引きの趣旨に沿った取組を行っているものがみられる。</p> <p>① 広島県1市町は、同市が事業主体となっている公共工事が土砂の搬出を伴う場合で、かつアルゼンチンアリ生息地区で実施される場合は、独自に作成した内規（平成25年1月策定、同年7月改定）により、事前にアルゼンチンアリの生息調査を行い、生息が確認された場合は、防除実施後に土砂を搬出することとしている。</p> <p>② 山口県1市町は、アルゼンチンアリの生息区域内で独立行政法人等が実施した大規模な2施設の移転に伴う解体工事において、建設廃材等の移動によるアルゼンチンアリの他地域への分布拡大を防止するため、両施設に対し、事前に分布の拡大防止の対応を依頼している。</p> <p>また、同市町は、国等が実施する公共工事等に関する情報を全て事前に入手できるとは限らないことから、工事に伴いアルゼンチンアリの分布拡大のおそれがある場合には、国において工事の実施主体に対し分布拡大防止をとるような対策を講じてもらいたいと要望している。</p> <p>しかし、中国四国地方環境事務所は、協議会において、上記の分布拡大防止措置を把握しながらも、アルゼンチンアリの生息地を有する他の市町に対して、分布拡大防止措置の実施を働きかけていない。</p> <p><b>【所見】</b></p> <p>したがって、中国四国地方環境事務所は、アルゼンチンアリの防除を推進する観点から、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① アルゼンチンアリの生息が確認されている地方公共団体や生息のおそれのある地方公共団体の協力を得て、生息に係る情報を継続的に漏れなく入手して生息箇所に係る地理的情報等を整理し、これを活用するなどにより、新しく侵入が確認された地方公共団体に対し、初期対応を促すなどの取組を実施すること。</p> <p>② アルゼンチンアリが既に定着しているにもかかわらず、一斉防除の取組を行っていない地方公共団体に対しては、先進的な取組事例を紹介するなどにより、普及啓発を実施し、一斉防除の取組を推進させること。</p> <p>③ アルゼンチンアリの生息が確認された所在地を管轄する地方公共団体、個別に</p>	<p>図表1-(3)-ウ</p>

通 知	説明図表番号
<p>相談のあった団体等に対し、先進的な取組事例の情報提供を行うなどして、土木工事等に伴う土砂をアルゼンチンアリの生息区域外へ持ち出す場合の分布拡大防止措置を講ずるよう、技術的助言を行うこと。</p>	

図表 1-(3)-ア-① アルゼンチンアリ対策広域行政協議会の開催状況

年度	開催月日	開催場所	参加機関	
			会 員	オブザーバー
22	5. 31	広島県庁	広島県、広島県内3市町の4県市町	中国四国地方環境事務所、山口県内1市町
			山口県、山口県内2市町の3県市町	
	3. 18	広島県庁	広島県、広島県内3市町の4県市町	中国四国地方環境事務所、山口県内1市町
			山口県、山口県内2市町の3県市町	
23	6. 15	広島県庁	広島県、広島県内3市町の4県市町	中国四国地方環境事務所、山口県内1市町、1事業所
			山口県、山口県内2市町の3県市町	
24	6. 18	岩国市役所	広島県、広島県内4市町の5県市町	中国四国地方環境事務所、広島県内1市町
			山口県、山口県内4市町の5県市町	
25	6. 10	岩国市役所	広島県、広島県内4市町の5県市町	中国四国地方環境事務所
			山口県、山口県内4市町の5県市町	

(注) 中国四国管区行政評価局の調査結果による。

図表 1-(3)-ア-② Bm市町におけるアルゼンチンアリ生息情報及び防除実施状況

i) 生息情報、行政協議会参加状況及び一斉防除実施状況

年度	生息情報	協議会への参加状況	一斉防除実施状況
20	10月31日:住民から自宅にアルゼンチンアリが大量発生との情報入手 11月6日:広島県庁にアルゼンチンアリの同定依頼(県から中国四国地方環境事務所への情報提供状況は、県に記録が残っておらず、不明)	協議会未加入・同総会不参加	未実施
21	10月13日:住民から自宅にアルゼンチンアリが大量発生との情報入手 10月14日:市町が広島県庁にアルゼンチンアリ対策について相談 ・アルゼンチンアリ防除の手引き入手 ・県から、国の予算は、既に満額に近く新たな協議会の申請は受け付けることができないと説明を受ける。	協議会未加入・同総会不参加	未実施
22	引き続き生息	協議会未加入・同総会不参加	市町の単独予算で生息域のBm-a地区で年2回一斉防除実施(春:6町内会参加、秋:10町内会参加)
23	引き続き生息	協議会未加入・同総会不参加	同上(13町内会参加)
24	引き続き生息	広島県から協議会加入について勧誘を受けるが、町は被害減少傾向及び独自に対応しているとして未加入、総会不参加	同上(同上)
25	引き続き生息	協議会未加入・同総会不参加	同上(同上)

(注) 中国四国管区行政評価局の調査結果による。

ii) モニタリング等の実施状況

区分	実施状況	備考
防除効果の判定	未実施	—
モニタリング	未実施	平成22年10月の防除(10町内会が実施)については、1町内会のみでアンケート実施(ただし、結果は保存されておらず、内容不明)。

(注) 中国四国管区行政評価局の調査結果による。

iii) 環境省作成「アルゼンチンアリ防除の手引き」における日本の各地域におけるアルゼンチンアリ  
発見状況

下表のとおり、アルゼンチンアリ防除の手引きには、平成 20 年（2008 年）アルゼンチンアリの生息が確認されている広島県 B w 市町の掲載が漏れている。

No	年	地 域
1	1993	広島県：廿日市市
2	1999	広島県：広島市
3	1999	兵庫県：神戸市
4	2001	山口県：岩国市
5	2001	山口県：柳井市
6	2002	広島県：安芸郡府中町
7	2004	広島県：大竹市
8	2005	愛知県：田原市
9	2006	広島県：呉市
10	2007	神奈川県：横浜市
11	2007	岐阜県：各務ヶ原市
12	2007	大阪府：大阪市
13	2008	山口県：宇部市
14	2008	京都府：京都市
15	2009	山口県：光市
16	2009	静岡県：静岡市
17	2010	徳島県：徳島市
18	2010	東京都：大田区
19	2011	静岡県：浜松市
20	2012	岡山県：岡山市

(注)「アルゼンチンアリ防除の手引き」P67 による。

図表 1-(3)-イ-① 広島県、山口県及び徳島県においてアルゼンチンアリの生息が確認されている市町における一斉防除の取組状況

区分	市町	一斉防除の有無	取組状況									
広島県	B n 市町	○	<p><b>1 防除実施体制</b>                      B n 市町 B n - a 地域では、平成 23 年度は同地域の地区町内会連合会、平成 24 年度からは B n 市町公衆衛生推進協議会及び各地区町内会連合会と町内会・自治会が協力してアルゼンチンアリの一斉防除を行っている。                      B n 市町は、B n 市町公衆衛生推進協議会に対して、平成 24、25 年度は 620 万円の団体補助（市町単独事業。防除の補助ではなく、運営補助）を行っており、補助金の一部が、薬剤購入費の補助に充てられている。                      また、B n - b 地域の一部地区においても、一斉防除を実施している。</p> <p><b>2 防除区域の決定方法</b>                      B n 市町公衆衛生推進協議会が、毎年、B n - a 地域にある町内会・自治会に対して、一斉防除への参加の意向を確認している。同地域の町内会・自治会数（平成 24 年度は 269、25 年度は 268）に対し、参加した町内会・自治会数は、平成 23 年度 53、24 年度 90、25 年度約 130 と年々増加している。                      近年は、隣接する B n - b 地域にも分布が広がっており、一部地区が一斉防除を行っている。</p> <p><b>3 防除の手順（平成 24、25 年度）</b>                      ① B n - a 地域にある町内会・自治会長に対して、一斉防除への参加の意向を確認                      ② 参加の意向を示した町内会・自治会長に対し、回覧「実施案内&amp;薬剤購入申し込みと代金支払い方法」により周知                      ③ 薬剤購入代金の集金・支払い                      ④ 職場、空き地・駐車場の地主等に対して一斉防除へ参加を案内                      ⑤ 国有施設（堤防）・県有施設（県立高校、警察署、合同庁舎等）への防除依頼                      ⑥ 市有施設（保育園、小中学校、商工保健会館、市民活動センター、中央市民センター、公園等）への薬剤設置                      ⑦ モニタリングの実施                      ※ ④～⑥は町内会・自治会から、各管理者に依頼している。</p> <p><b>4 モニタリングの実施方法</b>                      地域住民に対し、①防除前、②防除直後、③防除 2 週間後、④防除 1 か月後に、屋外・屋内の別に、目視によって「行列をみかける」、「数匹見かける」、「なし」についてのアンケート調査を実施している。</p> <p style="text-align: center;"><b>表 1 モニタリング調査結果</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成 24 年度</th> <th>25</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>B n - a 地区</td> <td>屋外：防除 1 か月後、行列を見かけないとの回答が 80% 屋内：防除 1 か月後、行列を見かけないとの回答が 98%</td> <td>屋外：防除 1 か月後、行列を見かけないとの回答が 83% 屋内：防除 1 か月後、行列を見かけないとの回答が 99%</td> </tr> <tr> <td>B n - a 地区以外の地域</td> <td>防除 1 か月後、行列、数匹見かけたが大幅に減少したとの回答が 73%</td> <td>防除 1 か月後、行列、数匹見かけたが減少したとの回答が 83%</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>5 専門家の意見の活用状況</b>                      協議会が専門家の意見等を取り入れて、「アルゼンチンアリー斉防除マニュアル」を平成 23 年に作成した。                      平成 23 年度には、専門家を招いて、当該マニュアルの説明会を行い、24、25 年度は、市町職員が出前トークを開催して、地域住民に説明を行っている。</p>	区 分	平成 24 年度	25	B n - a 地区	屋外：防除 1 か月後、行列を見かけないとの回答が 80% 屋内：防除 1 か月後、行列を見かけないとの回答が 98%	屋外：防除 1 か月後、行列を見かけないとの回答が 83% 屋内：防除 1 か月後、行列を見かけないとの回答が 99%	B n - a 地区以外の地域	防除 1 か月後、行列、数匹見かけたが大幅に減少したとの回答が 73%	防除 1 か月後、行列、数匹見かけたが減少したとの回答が 83%
	区 分	平成 24 年度	25									
B n - a 地区	屋外：防除 1 か月後、行列を見かけないとの回答が 80% 屋内：防除 1 か月後、行列を見かけないとの回答が 98%	屋外：防除 1 か月後、行列を見かけないとの回答が 83% 屋内：防除 1 か月後、行列を見かけないとの回答が 99%										
B n - a 地区以外の地域	防除 1 か月後、行列、数匹見かけたが大幅に減少したとの回答が 73%	防除 1 か月後、行列、数匹見かけたが減少したとの回答が 83%										
	B i 市町	○	<p>B i 市町の全行政区のうち、下表の 7 区でアルゼンチンアリの生息が確認されており、このうち 3 区の町内会が一斉防除の取組を行っている。                      B i 市町では、町内会等の実施する一斉防除への参加し、必要な助言等を行っている。</p> <p style="text-align: center;"><b>表 2 B i 市町における一斉防除の取組状況</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区役所名</th> <th>一斉防除の有無</th> <th>一斉防除の取組状況 (町内会名、着手時期、防除の方法 等)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① i 区</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区役所名	一斉防除の有無	一斉防除の取組状況 (町内会名、着手時期、防除の方法 等)	① i 区	×				
区役所名	一斉防除の有無	一斉防除の取組状況 (町内会名、着手時期、防除の方法 等)										
① i 区	×											

区分	市町	一斉防除の有無	取組状況																																							
			② ii 区	○ 一町内会が、関係団体から1戸当たり1本1,000円の薬剤（インパスSC）を購入（平成22年7月、11月、23年5月、11月、24年5月、10月、25年5月）。 市町では噴霧器を貸出し（平成25年は3台）																																						
			③ iii 区	×																																						
			④ iv 区	○ 一地区町内会と関係団体が連携して実施（平成21年度）。現在は中断中。																																						
			⑤ v 区	×																																						
			⑥ vi 区	×																																						
			⑦ vii 区	— (vii区ではアルゼンチンアリの生息は確認されていない。)																																						
			⑧ viii 区	○ 一町内会（平成22年5月、11月） 町内会費又は自己負担（500円/世帯）で薬剤（オプティガード）を購入 事前に防除マニュアルを配布し、事前説明会を開催している。																																						
	B k 市町	×	<p>B k 市町は、環境省のモデル事業（平成20年度～22年度）が終了した翌年度の23年度以降、自治会主体の一斉防除は中断している。同市町は、モデル事業の最終年度である平成22年度の防除終了後に開催した住民説明会で、一斉防除に参加した4自治会に対して、23年度以降の一斉防除の実施の是非について意見聴取を行った結果、次の理由から、一斉防除を中断することとした。</p> <p>① 3年間モデル事業を実施した結果、被害の発生に係る苦情が寄せられていないこと。 ② モデル事業では、住民の薬剤費負担が無料（環境省とB k 市町が負担）であったが、事業終了後は有料となること。</p> <p>一斉防除が中断されて2年以上が経過しているが、その後、アルゼンチンアリの生息状況を確認するためのモニタリング調査も行われておらず、被害が拡大しているおそれがある。</p>																																							
	B j 市町	×	<p>B j 市町は、住民から、市町が管理する公園や街路樹升等に発生しているアルゼンチンアリの駆除依頼があれば、職員自らが薬剤を撒いたり、駆除業者に業務委託して、防除を行っている。</p> <p>しかしながら、下表のとおり、住民から寄せられる被害の発生に係る苦情に増加傾向がみられないことから、一斉防除を行うまでには至っていない。</p> <p style="text-align: center;"><b>表 B j 市町に寄せられたアルゼンチンアリに係る苦情件数の推移</b> (単位：件)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">総 数</td> <td>7</td> <td>13</td> <td>8</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">内 訳</td> <td>アルゼンチンアリと思われるもの</td> <td>2</td> <td>6</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>アルゼンチンアリでないもの</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>不明</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)平成25年度は4月から8月までの実績である。</p>		区 分		H20	H21	H22	H23	H24	H25	総 数		7	13	8	4	1	3	内 訳	アルゼンチンアリと思われるもの	2	6	4	1	0	2	アルゼンチンアリでないもの	3	3	2	3	1	0	不明	2	4	2	0	0	1
区 分		H20	H21	H22	H23	H24	H25																																			
総 数		7	13	8	4	1	3																																			
内 訳	アルゼンチンアリと思われるもの	2	6	4	1	0	2																																			
	アルゼンチンアリでないもの	3	3	2	3	1	0																																			
	不明	2	4	2	0	0	1																																			
	B o 市町	×	<p>B o 市町では、平成14年にアルゼンチンアリの生息が初めて確認されている。しかし、同市町では、一斉防除は行っておらず、庁舎敷地内での防除しか実施していない。</p>																																							
	B m 市町	○	<p>1 B m 市町におけるアルゼンチンアリ発生の発端は、平成20年10月にB m - a 地区住民から、自宅にアルゼンチンアリが大量に発生しているとの通報があったことによる。</p> <p>翌年21年10月にも複数の住民から同様の通報があったことから、B m 市町では、広島県自然環境課に相談に行くなど関係情報の収集を行った結果、22年度から、薬剤の提供は市町が行い、B m - a 地区住民福祉協議会が実施主体となり一斉防除を実施することとなった。</p> <p>2 現在でも、B m 市町でアルゼンチンアリの生息・被害が確認されているのは、B m - a 地区だけであり、その原因は不明である。</p> <p>3 平成22年6月の最初の一斉防除の際には、事業者から専門家を招へいし、「駆除説明会」を開催し、アルゼンチンアリの特徴や薬剤散布の方法を記載したチラシを配布している。その後、同年10月、24年6月・11月、25年6月・9月と、年2回のペー</p>																																							

区分	市町	一斉防除の有無	取組状況																										
			<p>スで、Bm-a 地区住民福祉協議会が実施主体となった一斉防除を継続実施している。</p> <p>4 薬剤（液剤（1.8L）：約 800 円）は、Bm-a 地区住民福祉協議会が、一斉防除の前に、各町内会に必要本数（一帯 1 本）の取りまとめを依頼し、それを Bm 市町が、町内の薬剤業者から見積り合わせを行って、調達している。</p> <p>5 薬剤の購入実績は、下表のとおりで、年々、必要（調達）本数が減少しているため、Bm 市町の担当者は、一斉防除の効果によって、年々被害が減少していると判断している。</p> <p>これに対し、町内会役員は、「希望する世帯に対し一律 1 世帯 1 本（1.8L 入り）の提供を受けているが、被害が少ない世帯は使い切らないで、次回に回す、保管する世帯もあり、一概に調達本数の減が、被害の減を表しているものでもない。」と説明している。</p> <p style="text-align: center;"><b>表 4 Bm-a 地区住民福祉協議会による薬剤の調達本数の推移</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">平成 22 年度</th> <th colspan="2">23</th> <th colspan="2">24</th> <th colspan="2">25</th> </tr> <tr> <th>6 月</th> <th>10 月</th> <th>6 月</th> <th>10 月</th> <th>6 月</th> <th>11 月</th> <th>6 月</th> <th>9 月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調達本数</td> <td>631 本</td> <td>338 本</td> <td>872 本</td> <td>635 本</td> <td>550 本</td> <td>499 本</td> <td>398 本</td> <td>334 本</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 平成 22 年 6 月の一斉防除は、Bm-a 地区内の 6 町内会が実施  2 同年 10 月の一斉防除には、4 町内会も新たに参加  3 平成 23 年 6 月の一斉防除からは、3 町内会も参加し、Bm-a 地区の 13 町内会が全て参加している。</p>	区分	平成 22 年度		23		24		25		6 月	10 月	6 月	10 月	6 月	11 月	6 月	9 月	調達本数	631 本	338 本	872 本	635 本	550 本	499 本	398 本	334 本
区分	平成 22 年度		23		24		25																						
	6 月	10 月	6 月	10 月	6 月	11 月	6 月	9 月																					
調達本数	631 本	338 本	872 本	635 本	550 本	499 本	398 本	334 本																					
山口県	Cc 市町	○	Cc 市町は、平成 24 及び 25 年度、自治会が実施するアルゼンチンアリの一斉防除活動で使用する薬剤の一部支給を行っている。																										
	Ce 市町	○	Ce 市町では、平成 24 及び 25 年度、自治会が実施するアルゼンチンアリ一斉防除に対する薬剤配布、また、公共用地への薬剤の設置を行っている。 平成 25 年度の予算は、176 千円である。																										
	Cf 市町	×	Cf 市町は、平成 20 年 4 月にアルゼンチンアリの生息が初めて確認され、20 年及び 22 年に実施した生息調査においてもその生息が確認されているが、i) 市町の調査結果では、アルゼンチンアリの生息区域の拡大が確認されていないこと、ii) 市町の調査以外に、住民から目撃情報が寄せられていないこと、iii) 防除の実施について住民から要望がまったくないことから、防除予算を確保することが難しいとして、一斉防除を実施していない。																										
	Cg 市	○	Cg 市町では、住民からの通報を契機に、平成 21 年 5 月に市町内でアルゼンチンアリの生息を初めて確認している。 また、同市町は、平成 23 年 10 月 29 日に、アルゼンチンアリの最初の発見場所である Cg-a 自治会と、その周辺の Cg-b 自治会、Cg-c 自治会及び Cg-d 自治会の 3 自治会内の 22 か所、これら 4 自治会の周辺 4 か所において、防除区域の確定のための生息区域調査を実施している。 当該調査の結果、4 自治会でアルゼンチンアリの生息が確認された。 これにより、Cg 市町は、4 自治会を防除区域として、平成 24 年度以降、年 2 回（6 月及び 9 月）防除が行っているが、21 年 5 月の発見後に早期の防除を行っていれば、生息区域の拡大が防げた可能性を指摘している。																										
徳島県	Da 市町	○	Da 市町の木材団地で平成 22 年度にアルゼンチンアリの生息が確認されて以降、25 年度まで、徳島県は、Da 市町、土地所有者等と合同で、単独事業で薬剤等を散布し、防除を行っている。 これにより、現時点で隣接の住宅地への侵入はみられず、木材団地内のみ生息に抑えられている。 現在も徳島県は、木材団地に 40 か所のトラップを仕掛け、生息の確認を実施しているが、今後、新たな生息場所の確認なども考えられ、県が主体的に防除を行うことにも予算的・人的な限界があることから、土地所有者又は管理者等による自主的な防除を希望している。																										

(注) 中国四国管区行政評価局及び四国行政評価支局の調査結果による。

図表 1-(3)-イ-② B j 市町におけるアルゼンチンアリ生息情報及び防除実施状況

i) 生息情報、行政協議会参加状況及び一斉防除実施状況

年度	生息情報	アルゼンチンアリ対策広域行政協議会への参加状況	一斉防除実施状況
18	環境省の特定外来生物防除等推進事業のアルゼンチン防除モデル事業により、B j 市町内の3公園で新規に生息の発見		未実施
19	環境省の上記事業により、B j 市町内の2公園で新たな生息地の発見	オブザーバー参加	未実施
20	アルゼンチンアリに係る住民相談(7件、うちアルゼンチンアリと思われるもの2件)	総会未参加 (補足説明) 環境省の生物多様性保全活動支援事業により、協議会が実施主体となつてのアルゼンチンアリ防除事業を開始するに当たって、事業参加の打診があつたが、B j 市町は予算化できないとして断る。	未実施
21	同上(13件、うちアルゼンチンアリと思われるもの6件)	総会未参加	未実施
22	同上(8件、うちアルゼンチンアリと思われるもの4件)	総会未参加	未実施
23	同上(4件、うちアルゼンチンアリと思われるもの1件)	総会未参加	未実施
24	同上(1件、うちアルゼンチンアリと思われるもの0件)	広島県から協議会加入について勧誘を受けるが、B j 市町はオブザーバーとして総会参加	未実施
25	同上(3件、うちアルゼンチンアリと思われるもの2件)	B j 市町は、協議会総会の開催案内が来なかつたとして、総会未参加	未実施

(注) 中国四国管区行政評価局の調査結果による。

ii) B j 市町におけるアルゼンチンアリの防除と生息拡大状況

アルゼンチンアリの防除	生息拡大状況
<p>B j 市町は、住民からの相談に対し、次のとおり対応している。</p> <p>① 駆除方法の教示</p> <p>② 必要に応じて現地調査の実施</p> <p>③ 市町管理の公園及び街路樹木などアルゼンチンアリ発生場所が市と関係する場合は、関係する市町公園緑地課が当該公園及び街路樹木でスポット的に駆除を実施</p>	<p>B j 市町は、アルゼンチンアリに係る相談件数は減少傾向にあるが、相談か所等から判断して生息域は年々拡大していると説明している。</p>

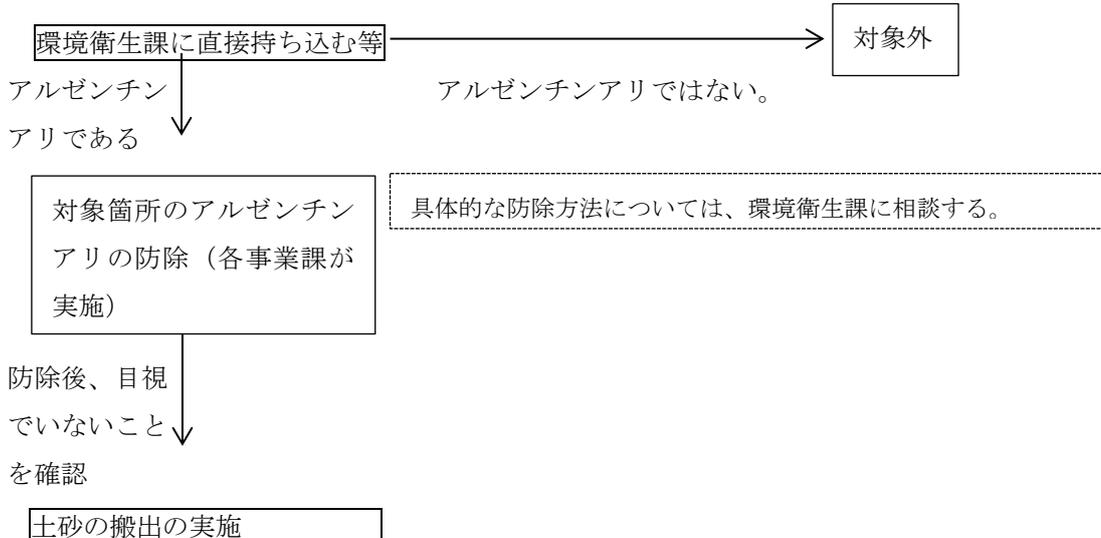
(注) 中国四国管区行政評価局の調査結果による。

iii) B j 市町の意見要望等

<p>① アルゼンチンアリ防除に係る国からの情報</p> <p>平成20年度の協議会が実施主体となつてのアルゼンチンアリ防除事業を開始後、B j 市町は事業に参加しなかつたことから、協議会総会に出席しておらず、国からの情報は途絶えた。</p> <p>ただし、中国四国地方環境事務所が作成した「アルゼンチンアリ防除の手引き」の説明会(平成20年9月12日開催)、及び協議会が作成した「アルゼンチンアリー斉防除マニュアル」の説明会(平成23年5月開催)には、出席した。</p> <p>② 国の支援</p> <p>B j 市町は、アルゼンチンアリの防除について、「B j 市町単独では、財政的にも人員的にも、一斉防除できる体勢にない。完全防除を目指すのであれば、国を挙げた対応が必要と考える。」としている。</p>
--

図表 1-(3)-ウ アルゼンチンアリの拡散防止対策

区分	拡散防止対策の取組内容
B i 市町	<p><b>1 アルゼンチンアリ対策の着手</b>                      B i 市町は、平成 23 年 12 月の議会での質疑を契機に、協議会の加入を希望し、公共工事におけるアルゼンチンアリ拡散防止対策に着手することとしている。</p> <p><b>2 公共工事における拡散防止対策</b>                      B i 市町は、市内全ての区において、アルゼンチンアリの生息地を有している。                      B i 市町は、同市町が事業主体となっている公共工事（道路新設工事、道路維持工事、公園樹木移植工事、法面防災工事及び下水管敷設工事）が、アルゼンチンアリの生息域拡大源になることを防止するため、独自に作成した内規（当初作成は H25.1）により、土砂の搬出を伴う市町公共工事実施箇所がアルゼンチンアリ生息地区にある場合は、事前にアルゼンチンアリの生息調査を行い、生息が確認された場合は、防除を実施した後に土砂の運搬をすることとしている。この取組について、B i 市町は、H25.6.10 に開催された協議会で発表している。                      B j 市町における公共工事におけるアルゼンチンアリ拡散防止対策の事務の流れは、次図のとおりである。</p> <p style="text-align: center;"><b>公共工事での土砂搬出におけるアルゼンチンアリ対策フロー図</b></p> <pre>                     graph TD                         Q1[アルゼンチンアリの分布地域に該当しているかどうか。] --&gt; していない  OOS1[対象外]                         Q1 --&gt; している  Q2[土砂を場外に搬出する土砂があるかどうか。]                         Q2 --&gt; ない  OOS2[対象外]                         Q2 --&gt; ある  Q3[裸地があるかどうか。 (道路の舗装等により土砂が覆われ、ひび割れがなく、アリが入り込める余地がない場合は裸地なしと見なす。)]                         Q3 --&gt; ない  OOS3[対象外]                         Q3 --&gt; ある  Q4[トラップ調査の必要あり]                         Q4 --&gt; Q5[トラップ調査の実施（各事業課が実施）]                         Q5 --&gt; Q6[アリが見つかった場合]                         Q6 --&gt; Q7[環境政策課に調査表をメール送付]  Note1[注：トラップは、25%の砂糖水を脱脂綿に含ませたものである。]                         Note2[1 トラップ調査箇所にそれぞれ番号をつけ、アリが発見された際には、場所が特定できるようにする。 2 アリが見つかった箇所のみ、箇所ごとに回収し、殺虫剤を噴霧し死滅した後、ビニール袋の口を結ぶ。]                         Note3[アルゼンチンアリトラップ調査票をメール送付 ※送付先：環境政策課（組織メールへ）]                     </pre>

区 分	拡散防止対策の取組内容
	
C c 市町	<p><b>1 アルゼンチンアリ生息地における建物移転とC c市町の措置</b></p> <p>平成 25 年度に、C c 市町に所在する病院及び老人ホーム（以下、2 施設を総称して「病院等」という。）が、施設等を取り壊した上で、同市町内の他地区（アルゼンチンアリ未生息地）に移転する計画があった。</p> <p>C c 市町は、議会において、アルゼンチンアリの拡散の懸念について質問があったことから、病院等に対して、次のとおり、アルゼンチンアリの調査・防除を依頼した。</p> <p>ア 病院 解体工事に伴う建設廃材等の移動については、消毒等の適切な措置を実施し、アルゼンチンアリの他地域への拡散防止について配慮するよう、平成 25 年 3 月 13 日に文書で通知した。</p> <p>イ 老人ホーム 会議の場で、老人ホームに対して調査等を依頼したほか、社会福祉団体の長に対し、病院への通知と同内容の依頼を平成 25 年 4 月 4 日に文書で通知している。 なお、C c 市町は、同ホームから調査・防除を実施するとの回答を得ており、具体的な実施内容は事業完了後に報告を受けることとなっている。</p> <p>これに対し、病院等からC c 市町に対応方法に関する問合せがあったことから、C c 市町は、中国四国地方環境事務所に照会するように回答するとともに、平成 25 年 6 月 10 日の会において、中国四国地方環境事務所に対し、対応方法を病院等に連絡するよう依頼している。</p> <p><b>2 環境事務所の対応</b></p> <p>これを受けて、中国四国地方環境事務所は、平成 25 年 6 月 14 日病院等に対し、電話により、「目視等でアルゼンチンアリが確認された場合は、薬剤散布を行い、駆除後に土砂などを移動する」よう要請している。</p> <p>なお、環境本省作成の「アルゼンチンアリ防除の手引き」（H25.7 改訂）6 ページには、「国内での分布拡大防止」（土木工事等における土砂の移動についての配慮）が記載されているが、中国四国地方環境事務所は、「アルゼンチンアリ生息地の市町村に対し、この件に対する指導は、特に行っていない。」と説明している。</p>

（注）中国四国行政評価局及び山口行政評価事務所の調査結果による。

#### (4) オオキンケイギク等の防除

##### ア 地方環境事務所

通 知	説明図表番号
<p><b>【調査結果】</b></p> <p>特定外来生物のうち、陸生植物の5種（オオキンケイギク、オオハンゴンソウ、ナルトサワギク、アレチウリ及びオオカワヂシャ。以下「オオキンケイギク等」という。）については、平成18年2月に特定外来生物に指定された。</p> <p>これを受けて、環境省及び国土交通省は、法第11条に基づき、オオキンケイギク等による生態系等に係る被害を防止するため、その採取又は処分等の防除の内容等を定めた「オオキンケイギク等の防除に関する件」（平成18年国土交通省・環境省告示第1号。以下「オオキンケイギク等の防除の公示」という。）を公示している。</p> <p>オオキンケイギク等の防除の公示では、「全国的な生育状況及び被害状況を把握するため、環境大臣及び国土交通大臣は、情報の収集に努めるとともに、収集した情報の整理及び提供を行う。」こととされており、また、防除主体は、地域の状況に応じ、効果的な手法で採取等（採取し、又は枯死させることをいう。以下同じ。）を行うこととし、その際、事前に関係地域住民等への周知を図るとともに、法に基づく防除を実施していることを証する書類の携帯をするものとされているほか、防除により採取等した個体の処分については、防除実施者の責任の下、運搬又は保管時に逸出することのないよう適切に処分することとし、従事者等による個人的な持ち帰り及び野外への放置のないものとされている。</p> <p><b>(ア) 生育状況等の把握及び整理状況（地方整備局の取組は後述イ参照）</b></p> <p>今回、調査対象とした鳥取県、広島県、山口県、徳島県及び香川県の5県において、国が管理する河川及び国道や、県が管理する河川及び道路の沿線を中心に、オオキンケイギク等の生育状況を確認したところ、オオキンケイギクが河川敷や路傍に繁茂している箇所が少なからずみられた。</p> <p>このようなオオキンケイギク等の生育状況については、生育箇所を管理する地方整備局や一部の地方公共団体、又はボランティアとして参加している民間団体等が防除の一環で把握している。</p> <p>しかし、中国四国地方環境事務所は、監視体制が脆弱であること等を理由に、生育に係る情報収集を行っていない上、地方整備局等が把握しているオオキンケイギク等の生育に係る情報を共有する取組についても行っていない。</p> <p><b>(イ) 防除等の取組状況（地方整備局の取組は後述イ参照）</b></p> <p><b>a 地方公共団体</b></p> <p>オオキンケイギク等は、法第4条及び同法施行令第3条により、生きたままの個体や器官、種子を運搬することは禁止されている。このため、地方公共団体が、その所管する河川及び道路の管理行為等に伴って、オオキンケイギク等を運搬する場合、防除の確認を受ける必要がある。</p>	<p>図表1-(1)-① (再掲)</p> <p>図表1-② (再掲)</p>

通 知	説明図表番号
<p>今回、調査対象とした5県38市町においてオオキンケイギクの生育が確認された5県36市町のうち、3県14市町におけるオオキンケイギクの防除等の取組状況をみると、1県6市町がオオキンケイギクの防除（オオキンケイギクを含む草の除草を除く。）を行っていた。</p> <p>また、3県14市町の中には、次のとおり、法制度の認識不足のため、オオキンケイギクの適正な防除等が行われていない例がみられた。</p> <p>① 管理する道路等に生育しているオオキンケイギクの防除を行っているが、法制度の認識不足のため、防除の確認を受けないで、抜き取ったオオキンケイギクを枯死させないまま焼却処分場まで運搬している（山口県2市町）。</p> <p>② 河川や道路の除草作業を実施した箇所の中には、法制度の周知不足のため、オオキンケイギクの種子が結実するとされている時期にオオキンケイギクを含む草を刈り取り、防除の確認を受けないで、種子が付着している可能性がある状態で焼却処分場まで運搬している（広島県）。</p> <p>③ 出先機関に対し、道路の除草作業の際にオオキンケイギクを発見した場合、可能な限り抜き取り、運搬し、焼却処分を行うよう指示しているが、根から抜き取ったオオキンケイギクを枯死させる旨は指示されておらず、また、防除の確認も受けていない（鳥取県）。</p> <p>前述(ア)のとおり、調査対象とした鳥取県、広島県、山口県、徳島県及び香川県の5県では、河川及び道路の沿線を中心に、オオキンケイギク等の生育が少なからず確認されていることから、上記①から③のような例は、他の地方公共団体においても発生している可能性が高いと考えられる。</p> <p>一方、鳥取県1市町では、平成24年度以降、市町が所有又は管理する土地に、オオキンケイギクが生育している場合は、根から掘り起こして採取し、枯らした後に、可燃ごみとして処分するよう関係各課に指導しており、法の規制に則って、1市町全体でオオキンケイギクの防除に取り組んでいる。</p>	<p>図表1-(4)-ア-①</p> <p>図表1-(4)-ア-②</p> <p>図表1-(4)-ア-③</p>
<p><b>b 民間団体等</b></p> <p>広島県1市町の八幡高原周辺では、約10年前から、特定外来生物のオオハンゴンソウの生育が拡大している（原因は不明）。この状況に対し、八幡高原を拠点に、西中国山地の自然の研究・啓発・保護に関する活動を行っているNPO法人では、八幡高原内にある市町が管理運営する自然公園関係施設と連携して、八幡高原で最大の群落を形成している千町原のオオハンゴンソウについて、平成16年から毎年1回、八幡地域の住民とともに防除活動を実施している。</p> <p>オオハンゴンソウは多年草であるため、地上部だけを刈り取るだけでは再生することから、防除方法として、根から抜き取る方法がより防除効果が高いとされている。しかし、当該NPO法人及び市町が管理運営する自然公園関係施設では、防除体制が脆弱であるため、ボランティアの協力を得て、作業経費が</p>	<p>図表1-(4)-ア-④</p>

通 知	説明図表番号
<p>比較的安価な刈取りによる防除方法を採用している。</p> <p><b>(ウ) 法制度の普及啓発</b></p> <p>調査対象とした鳥取県の6市町、広島県の14市町、山口県の8市町、徳島県の2市及び香川県の8市町の計38市町のうち、36市町（全体の94.7%）でオオキンケイギクの生育が確認されている。これらの地域の住民が、法で禁止されているオオキンケイギクの栽培を防止するためには、中国四国地方環境事務所の広報手段のみならず、地方公共団体の持つ広報手段をも活用することが効果的であることから、地域の事情に精通した地方公共団体による法制度の普及啓発が重要と考えられる。</p> <p>今回、これら36市町において、オオキンケイギクの栽培防止に係る普及啓発の実施状況を調査したところ、ホームページや広報誌等で広く注意喚起を行っているものは、8市町（全体の22.2%）に留まっていた。</p> <p>このような状況であることから、中国四国管区行政評価局がオオキンケイギクの生育状況を調査したところ、個人の庭先等で、法第4条で禁止されている栽培行為を行っている例がみられた（7事例）。</p> <p>しかし、中国四国地方環境事務所は、管内の地方公共団体に対して、地域住民に向けたオオキンケイギクの栽培防止に係る普及啓発を要請するなどの取組は行っていない。</p> <p><b>【所見】</b></p> <p>したがって、中国四国地方環境事務所は、オオキンケイギク等の防除の推進を図るため、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① オオキンケイギク等の防除の取組を行っている地方整備局、地方公共団体等の協力を得て、これらが把握している生育に係る情報を収集するとともに、継続的に共有する仕組みを構築すること。</p> <p>② 河川及び道路その他敷地の管理行為に伴って、オオキンケイギク等の防除等を行っている地方公共団体に対し、改めて法制度の周知を徹底するとともに、法を遵守させ、かつ効果的な防除を推進する観点から、防除の確認の導入を促すこと。その際、地域の実情に応じ、防除効果が高いとされている抜取りによる方法を積極的に取り入れるよう、働きかけること。</p> <p>③ 地方公共団体等の協力を得て、地方公共団体等が認識している防除活動を行っている民間団体等の取組を把握し、効果的な防除が実施されるよう、必要な技術的助言を行うなどの支援を行うこと。</p> <p>④ 地方公共団体の協力を得て、地域住民に対するオオキンケイギク等の栽培防止に係る普及啓発の徹底を要請すること。</p>	<p>図表1-(4)-ア-⑤</p> <p>図表1-(4)-ア-⑥</p>

図表 1-(4)-ア-① 山口県 C d 市町及び同県 C h 市町によるオオキンケイギクの防除の取組状況

区分	防除の取組内容																		
山口県 C d 市 町	<p><b>1 防除の取組状況</b> C d 市町は、市民から教育施設付近の市町道の法面にオオキンケイギクが群生しているとの情報提供を受けたことを契機に、同市町道の維持管理工事（除草作業）の中で、オオキンケイギクの防除を、毎年度、行っている（開始時期は不明）。 オオキンケイギクの防除方法については、平成 22 年度頃から、i) オオキンケイギクを抜き取り、ii) 直ちにトラックに積載し、飛散防止シートで被って、清掃工場まで運搬、iii) 清掃工場で焼却処分となっており、同市町道において継続して実施している以外には、他の地域での防除の実績はない。 なお、毎年、同じ場所でオオキンケイギクの抜き取りによる防除を行っているが、翌年には、再び生育している。</p> <p><b>2 防除の確認の有無</b> C d 市町は、根から抜き取ったオオキンケイギクを枯死させないで、そのまま運搬していることから、法第 18 条第 1 項に基づく防除の確認を受けるか、法第 5 条第 1 項に基づく飼養等の許可を受ける必要があり、本件のように、毎年、継続して防除を行う場合は、通常、防除の確認を受けることとなる。 しかし、防除を実施している C d 市町道路河川管理課では、法制度の認識不足から、防除の確認を受けていなかった。C d 市町環境政策課では、今後、防除の確認を受ける必要性について検討しなければならないとの認識を有している。</p>																		
山口県 C h 市 町	<p><b>1 防除の取組状況</b> C h 市町は、市民からの情報提供や議会での一般質問を契機に、表 1 のとおり、これまでに 3 回、抜き取りによるオオキンケイギクの防除を実施している。</p> <p style="text-align: center;"><b>表 1 オオキンケイギクの防除に係る C h 市町の対応状況等</b></p> <table border="1" data-bbox="336 1037 1388 1592"> <thead> <tr> <th>年月日</th> <th>オオキンケイギクに関する情報提供等</th> <th>防除の実施状況等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H21. 6. 17</td> <td>議会一般質問 (議員から、オオキンケイギクの生育箇所指摘のほか、防除及び住民への普及啓発の必要性について指摘あり。)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>H21. 7. 9 7. 14</td> <td>市町職員によるオオキンケイギクの生育状況調査を実施</td> <td>調査中に偶然居合わせた土地所有者の了解を得て、1 か所で抜き取り</td> </tr> <tr> <td>H21. 8. 15</td> <td>公報に掲載 (特定外来生物であること、運搬等の禁止、庭に植えないこと、自宅に生育している場合、根から除去し、枯死させることを周知)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>H22. 6. 3</td> <td>議員から市町立小学校敷地内の法面に生育との情報提供</td> <td>市職員及び教育委員会職員により、抜き取り及び焼却処分</td> </tr> <tr> <td>H24. 6. 25</td> <td>市民（山口県希少野生動植物種保護支援員）から、湖付近の残土処理場へ至る市町道沿いに群生しているとの情報提供あり。</td> <td>民間業者への委託による抜き取りを実施 詳細は後述 2 参照</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 山口行政評価事務所の調査結果による。</p> <p>平成 21 年 6 月の議会一般質問では、主としてオオキンケイギクについて質疑が行われており、首長が「現場を見ながらどのような対処をしていくか検討する。」と回答している。</p> <p><b>【市町議会での質疑】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 議員が指摘した C h 市町内のオオキンケイギクの生育箇所 県営住宅の入口花壇、国道歩道及び向かい側の県道、国道の法面、河川上流、河川護岸及び住民の家庭の花壇</li> <li>② 議員の要望 今のうち、早いうちに、住民なり自治体も県も国も早急に除去していただき、これは栽培しないように啓蒙活動を進めていただきたい。</li> <li>③ 首長の回答 早急に庁内で検討して、現場を見ながらどのように対処していくか検討してまいります。</li> </ol>	年月日	オオキンケイギクに関する情報提供等	防除の実施状況等	H21. 6. 17	議会一般質問 (議員から、オオキンケイギクの生育箇所指摘のほか、防除及び住民への普及啓発の必要性について指摘あり。)	—	H21. 7. 9 7. 14	市町職員によるオオキンケイギクの生育状況調査を実施	調査中に偶然居合わせた土地所有者の了解を得て、1 か所で抜き取り	H21. 8. 15	公報に掲載 (特定外来生物であること、運搬等の禁止、庭に植えないこと、自宅に生育している場合、根から除去し、枯死させることを周知)	—	H22. 6. 3	議員から市町立小学校敷地内の法面に生育との情報提供	市職員及び教育委員会職員により、抜き取り及び焼却処分	H24. 6. 25	市民（山口県希少野生動植物種保護支援員）から、湖付近の残土処理場へ至る市町道沿いに群生しているとの情報提供あり。	民間業者への委託による抜き取りを実施 詳細は後述 2 参照
年月日	オオキンケイギクに関する情報提供等	防除の実施状況等																	
H21. 6. 17	議会一般質問 (議員から、オオキンケイギクの生育箇所指摘のほか、防除及び住民への普及啓発の必要性について指摘あり。)	—																	
H21. 7. 9 7. 14	市町職員によるオオキンケイギクの生育状況調査を実施	調査中に偶然居合わせた土地所有者の了解を得て、1 か所で抜き取り																	
H21. 8. 15	公報に掲載 (特定外来生物であること、運搬等の禁止、庭に植えないこと、自宅に生育している場合、根から除去し、枯死させることを周知)	—																	
H22. 6. 3	議員から市町立小学校敷地内の法面に生育との情報提供	市職員及び教育委員会職員により、抜き取り及び焼却処分																	
H24. 6. 25	市民（山口県希少野生動植物種保護支援員）から、湖付近の残土処理場へ至る市町道沿いに群生しているとの情報提供あり。	民間業者への委託による抜き取りを実施 詳細は後述 2 参照																	

区 分	防除の取組内容						
	<p>平成 24 年 6 月に住民(山口県希少野生動植物種保護支援員)から湖付近の残土処理場に向かう市町道沿いにオオキンケイギクが群生しているとの情報提供を受け、環境推進課が土木課に防除を依頼したところ、平成 25 年度の土木課予算で対応することとなり、25 年 7 月に民間業者に委託し、防除を実施している。</p> <p>委託業務の内容は、i) オオキンケイギクを抜き取り、ii) 袋詰めによる飛散防止を行い、iii)トラックでクリーンセンターまで運搬し、iv) クリーンセンターで焼却処分となっている。</p> <p>なお、今回の除草と一般除草による単価は、表 2 のとおりであり、土木課において特定外来生物の処分方法を調べて実施し、作業場所が急勾配の法面も含むこともあり、一般除草単価より高くなっている。</p> <p style="text-align: center;"><b>表 2 除草単価の比較</b></p> <table border="1" data-bbox="339 573 1161 678"> <thead> <tr> <th data-bbox="339 573 884 611">区 分</th> <th data-bbox="884 573 1161 611">1 m<sup>2</sup>当たりの単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="339 611 884 645">湖付近のオオキンケイギクの除草</td> <td data-bbox="884 611 1161 645">102 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="339 645 884 678">一般除草</td> <td data-bbox="884 645 1161 678">83 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) C h 市町の試算による。</p> <p><b>2 防除の確認の有無</b></p> <p>C h 市町は、根から抜き取ったオオキンケイギクを枯死させないで、そのまま運搬していることから、法第 18 条第 1 項に基づく防除の確認を受けるか、法第 5 条第 1 項に基づく飼養等の許可を受ける必要があり、本件のように、毎年、継続して防除を行う場合は、通常、防除の確認を受けることとなる。</p> <p>防除を実施している C h 市町では、オオキンケイギクを抜き取った場合、法律上、運搬は禁止されていることは承知しているが、大規模な防除ではないので、防除の確認を受ける必要はないものと解釈していた。</p> <p>同市町は、小規模なオオキンケイギクの防除については、飛散防止措置を講ずることを前提に、防除の確認を受けなくても運搬できるようにしてほしいとの意見を有していた。</p>	区 分	1 m <sup>2</sup> 当たりの単価	湖付近のオオキンケイギクの除草	102 円	一般除草	83 円
区 分	1 m <sup>2</sup> 当たりの単価						
湖付近のオオキンケイギクの除草	102 円						
一般除草	83 円						

(注) 山口行政評価事務所の調査結果による。

図表 1-(4)-ア-② 鳥取県がオオキンケイギクの防除について下部機関に対して指示した文書の内容

区 分	防除の取組内容			
鳥取県	<p><b>1 防除の取組状況</b> 鳥取県は、出先機関である県内の5総合事務所等に対し、次表のとおりの内容の通知文書を発出し、道路除草作業において道路区域内にオオキンケイギクを発見した場合は、可能な限り抜取りを行い、運搬し、焼却処分を行うよう指示している。</p> <p><b>表 1 道路除草作業におけるオオキンケイギクの対応について（通知）（抜粋）</b></p> <table border="1" data-bbox="300 427 1426 719"> <tr> <td data-bbox="300 427 1426 584"> <p>1 除草方法等 除草作業に併せて、抜き取り又は刈り取り（以下「刈り取り作業等」という。）する。 可能な限り抜き取りとすることが好ましいが、抜き取りすることにより多大な労力を要する場合は、刈り取りとすることで拡散を防止する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="300 584 1426 719"> <p>2 処分方法等 刈り取り作業を行った個体及びその根は、一般廃棄物として焼却処分すること。 運搬する場合は、シート等を覆い被せる等により、種子及び根が飛散しないよう、十分に配慮すること。</p> </td> </tr> </table> <p>また、通知を受けた県内の5総合事務所等のうち4総合事務所等については、口頭又は指示書により、上記の通知文書の内容を委託業者に説明し、残りの1総合事務所については、年度当初の定例会議で、次表の内容を記載した資料を配布し、説明している。</p> <p><b>表 2 平成 25 年度 第 1 回道路維持工事定例会議における委託業者への指示内容（会議次第より抜粋）</b></p> <table border="1" data-bbox="300 943 1426 1227"> <tr> <td data-bbox="300 943 1426 1227"> <p>○ 2 道路維持担当者からの事務連絡</p> <p>1 道路維持工事 年間の大まかな流れ 7月～9月 除草作業</p> <p>※ 除草は7月から開始し、お盆までには完了すること。 ※ 道路線視距を悪くしている箇所を優先して刈るなど作業順序を工夫すること ※ 県道に接続する交差点等で、県道側の雑草が視距を妨げている場合は、状況に応じ余分に除草すること。 ※ オオキンケイギク（特定外来生物）を発見した場合は、抜き取り焼却処分してください。</p> </td> </tr> </table> <p>（注）下線は鳥取行政評価事務所が付した。</p> <p><b>2 防除の確認の有無</b> 鳥取県の通知文書を見ると、「根から抜き取ったオオキンケイギクを枯死させる」と記載されていないことから、これを直ちに運搬する場合、法第18条第1項に基づく防除の確認を受けるか、法第5条第1項に基づく飼養等の許可を受ける必要がある。 しかし、鳥取県では、防除の確認等の必要性について検討を行った形跡はみられるものの、結果として、これを受けていない。</p>	<p>1 除草方法等 除草作業に併せて、抜き取り又は刈り取り（以下「刈り取り作業等」という。）する。 可能な限り抜き取りとすることが好ましいが、抜き取りすることにより多大な労力を要する場合は、刈り取りとすることで拡散を防止する。</p>	<p>2 処分方法等 刈り取り作業を行った個体及びその根は、一般廃棄物として焼却処分すること。 運搬する場合は、シート等を覆い被せる等により、種子及び根が飛散しないよう、十分に配慮すること。</p>	<p>○ 2 道路維持担当者からの事務連絡</p> <p>1 道路維持工事 年間の大まかな流れ 7月～9月 除草作業</p> <p>※ 除草は7月から開始し、お盆までには完了すること。 ※ 道路線視距を悪くしている箇所を優先して刈るなど作業順序を工夫すること ※ 県道に接続する交差点等で、県道側の雑草が視距を妨げている場合は、状況に応じ余分に除草すること。 ※ オオキンケイギク（特定外来生物）を発見した場合は、抜き取り焼却処分してください。</p>
<p>1 除草方法等 除草作業に併せて、抜き取り又は刈り取り（以下「刈り取り作業等」という。）する。 可能な限り抜き取りとすることが好ましいが、抜き取りすることにより多大な労力を要する場合は、刈り取りとすることで拡散を防止する。</p>				
<p>2 処分方法等 刈り取り作業を行った個体及びその根は、一般廃棄物として焼却処分すること。 運搬する場合は、シート等を覆い被せる等により、種子及び根が飛散しないよう、十分に配慮すること。</p>				
<p>○ 2 道路維持担当者からの事務連絡</p> <p>1 道路維持工事 年間の大まかな流れ 7月～9月 除草作業</p> <p>※ 除草は7月から開始し、お盆までには完了すること。 ※ 道路線視距を悪くしている箇所を優先して刈るなど作業順序を工夫すること ※ 県道に接続する交差点等で、県道側の雑草が視距を妨げている場合は、状況に応じ余分に除草すること。 ※ オオキンケイギク（特定外来生物）を発見した場合は、抜き取り焼却処分してください。</p>				

図表 1-(4)-ア-③ 鳥取県 A a 市町によるオオキンケイギクの防除の取組状況（推奨事例）

区 分		防除の取組内容
鳥取県	A a 市 町	<p><b>1 防除の取組状況</b></p> <p>平成 24 年 6 月 13 日の A a 市町議会において、オオキンケイギクの防除の取組状況についての質疑が行われた。これを契機に、A a 市町は、平成 24 年度から、特定外来生物の主管課である環境政策課が中心となり、関係各課等に対し、公有管理地におけるオオキンケイギクの生育状況調査の実施と、生育が確認された場合の防除を依頼している。</p> <p>この結果、平成 24 年度は 3 施設、25 年度は 10 施設においてオオキンケイギクが確認され、関係課等による防除が行われている。</p> <p>加えて、平成 25 年度からは、公有管理地のみならず、職員が自宅の庭や畑等でオオキンケイギクを確認した場合、防除するよう、A a 市町庁内掲示板において依頼している。</p> <p><b>2 防除の方法</b></p> <p>オオキンケイギクの防除の方法については、掲示文書により、できるだけ根から掘り起こして駆除し、その場で 2～3 日天日に干すなどして枯らした後、可燃ゴミとして処分するよう周知していることから、当該文書に従って防除が行われている場合、法違反のおそれはないものとなっている。</p>

（注）鳥取行政評価事務所の調査結果による。

図表 1-(4)-ア-④ 広島県 B 1 市町の八幡高原千町原におけるオオハンゴンソウの防除活動

**1 実施主体**

特定非営利活動法人

**2 実施場所**

広島県 B 1 市町の八幡（やわた）高原の千町原（せんちょうばら）

**3 駆除活動の概要**

広島県 B 1 市町の八幡高原周辺では、約 10 年前から、特定外来生物のオオハンゴンソウの生育が拡大している（原因は不明）。

この状況に対し、八幡高原を拠点に西中国山地の自然の研究・啓発・保護に関する活動を行っている特定非営利活動法人では、八幡高原内にある B 1 市町の自然公園関係施設と連携して、八幡高原で最大の群落を形成している千町原のオオハンゴンソウについて、毎年 1 回、八幡地域の住民とともに駆除活動を実施している（平成 25 年で 10 回目）。

なお、八幡高原は、次の①から③の状況から、国の防除の告示に規定されている「地域的な観点から希少な生物の生息地若しくは生育地又は地域特有の生物相を有する地域」に該当すると考えられる。

① 八幡高原は、西中国山地国定公園（臥竜山地区）内にあり、周辺には、学術的価値の高いとされている八幡湿原がある。

② 複数の湿原からなる八幡湿原のうち、「霧が谷湿原」においては、広島県が、平成 19 年度から 21 年度までの間、自然再生推進法（平成 14 年法律第 148 号）第 2 条に基づく自然再生事業（事業費 114,600 千円。うち補助金 51,570 千円）を実施し、湿原の再生を行っている。

③ 八幡湿原は、広島県が、広島県自然環境保全条例（昭和 47 年 12 月制定）に基づき、自然環境の適正な保全を総合的に推進する地域として、昭和 59 年 3 月 31 日に県自然環境保全地域に指定している。

**4 駆除の効果**

オオハンゴンソウが種を結実する前に、茎と花を除草することにより、生育の拡大を抑えることができる。また、開花時期には、栄養が茎や花に偏っているため、根を弱らせることができる。平成 25 年は、昨年と比べて生育の密度が薄くなった箇所もみられた。（自然公園関係施設の B 1 市町の職員の説明）

**5 法第 18 条第 2 項に基づく認定の有無**

認定は受けていない。

（理由）法に基づく認定制度の存在を承知していない。

**5 中国四国地方環境事務所の関与状況**

なし

**6 課題**

本来は、オオハンゴンソウを根から抜き取ることが望ましいが、経費、人手等の面から困難であるため、主として除草による防除を行っている。

除草作業に投入される人手や時間が限られることから、国定公園区域全体の徹底した防除が困難な状況にある。

（注）中国四国管区行政評価局の調査結果による。

図表 1-(4)-ア-⑤ 調査対象市町のオオキンケイギク等の栽培防止に係る普及啓発の実施状況

1 オオキンケイギク等の栽培防止に係る普及啓発を実施している市町村

(単位：市町村、%)

区分	実地調査を行った市町村数	左のうち、オオキンケイギクの生育が確認されている市町村数 ①	左のうち、オオキンケイギクの栽培防止に係る普及啓発を実施している市町村数 ②	②/①
鳥取県	6	6	4	66.7
広島県	14	13	2	15.4
山口県	8	8	2	25.0
徳島県	2	2	0	0.0
香川県	8	7	0	0.0
計	38	36	8	22.2

(注) 本表の「普及啓発」は、ホームページや広報誌等により、広く住民に周知する方法を採っているものとした。

2 オオキンケイギク等の栽培防止に係る普及啓発の例

区分	取組内容
B b 市町	<p>「B b 市町環境会議」の会員から、市内の河川や道路沿いのあちこちに生育しているオオキンケイギクは、特定外来生物であり、防除が必要な植物であることを市民に普及啓発すべきではないかとの意見を受けて、平成 25 年 6 月 26 日に、市のホームページにおいて、以下のとおり掲載したもの</p> <p><b>【特定外来生物「オオキンケイギク」について】</b></p> <p>5 月から 7 月ごろに土手や河原などでよく見かける「オオキンケイギク」は繁殖力が強く、生態系などに被害を及ぼすものとして特定外来生物に指定され、飼育・栽培・保管・運搬・販売・輸入などが禁止されています。</p> <p style="text-align: center;">○</p>
B g 市町	<p>○ 平成 23 年頃、B g 市町運営の博物館が国定公園内で、山野草の観察活動をしていた時に、特定外来生物に指定されているオオハンゴンソウが生育していることが判明</p> <p>○ 防除の必要性を感じた同博物館の館長は、平成 24 年 7 月、宿泊施設の関係者に、周辺に生育しているオオハンゴンソウの防除の必要性について注意喚起を実施</p> <p>○ 市町の広報誌に、博物館からの情報を定期的に掲載する機会があることから、以下のとおり、注意喚起を行うこととしたもの</p> <p><b>【栽培してはいけない花】</b></p> <p><b>オオキンケイギクとオオハンゴンソウ</b></p> <p>オオキンケイギクが市内で爆発的に増えています。車に種子がくっついて運ばれるからなのか、道路の周辺に多く見られます。草丈は 30cm ～ 1m、種子で増え数年で大きな株になります。花はキバナコスモスに似ていて、花びらも中心の部分も濃い黄色です。5 月から 7 月に咲く花で、今の時期はほとんどの花は散り、倒れかけているような状態になっています。</p> <p>オオハンゴンソウは少し寒いところで生える植物で、Bg-a 町や Bg-b 町で多く見ることができます。草丈が 1.5 ～ 3m になり沢筋や河原などに群生しています。黄色い花で、中心部の盛り上がり垂れ気味の花びらが特徴です。7 月から 9 月頃まで咲く花なので、今が最盛期です。キクイモにも似ていて、葉っぱの形を見ればすぐ分かります。</p> <p><b>栽培が禁じられている花</b></p> <p>この 2 種類の花が群生する範囲には他の植物は何も生えなくなるため、生態系に悪影響を与える侵略的な外来生物として国が指定しています。オオキンケイギクはきれいな花なので、草を刈るときにわざわざ残している人を見受けられます。それが基点となって周辺に急速に広がってきます。どちらも身近なところに生えていれば必ず引き抜きましょう。</p> <p>もし、この 2 つを栽培してしまうと、懲役または罰金刑が課せられます。このことが十分周知されていないので、全国的に拡大しているのです。</p> <p>どちらも明治の中頃に観賞用として輸入されたので花に責任はなく、「きれいな花だから良いじゃないか」という人もいますが、決して栽培してはいけません。</p> <p>○ 広報誌での注意喚起の後、地域の住民から、オオハンゴンソウ等を除草したとの情報が寄せられており、その効果を確認</p>

(注) 中国四国管区行政評価局の調査結果による。

図表 1-(4)-ア-⑥ 広島県内の直轄国道や一級河川の近隣で、個人や自治会がオオキンケイギクを栽培している例

	場 所	栽培の状況	写真
①	芦田川河川敷	占有許可を受けたB e市町が花壇を整備し、地元自治会等がオオキンケイギクを栽培	
②	小瀬川河川管理区域	河川管理区域内に整備された花壇に、地元自治会等がオオキンケイギクを栽培	
③	B i市町管理公園	B i市町が管理する公園の花壇に地元団体がオオキンケイギクを栽培	
④	個人宅(B i市町内)	個人宅の花壇でオオキンケイギクを栽培	
⑤	個人宅(B i市町内)	個人宅の花壇でオオキンケイギクを栽培	
⑥	個人宅(B i市町内)	個人宅の花壇でオオキンケイギクを栽培	

(注) 1 中国四国管区行政評価局の調査結果による。  
 2 本表の他、鳥取行政評価事務所が、鳥取県A d市町の町営住宅の庭先で、個人がオオキンケイギクを栽培している例を把握している(写真なし)。

## イ 地方整備局

通 知	説明図表番号
<p><b>【調査結果】</b></p> <p>オオキンケイギク等の防除の公示に基づき、国土交通省河川局（現在は「水管理・国土保全局」。以下同じ。）は、各地方整備局、北海道開発局及び沖縄総合事務局（以下「各地方整備局等」という。）に対し、「第2次指定の特定外来生物に係る防除の告示について」（平成18年1月31日付け河川環境課、治水課、砂防部砂防計画課、同部保全課、同部保全課海岸室連名の事務連絡。以下「河川局事務連絡」という。）を發出し、また、国土交通省道路局も同様に、各地方整備局等に対し、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づく特定外来生物防除に関する告示について」（平成20年3月14日付け国道・防災課、同課道路保全企画室、地方道・環境課道路環境調査室連名の事務連絡。以下「道路局事務連絡」という。）を發出している。</p> <p>両事務連絡において、オオキンケイギク等に係る河川管理行為又は道路管理行為等については、法第11条に基づく防除に位置付けられることから、オオキンケイギク等の防除の公示の内容を踏まえ、オオキンケイギク等の分布確認や関係地域住民等への事前周知及び防除従事者証の携帯等について留意しつつ、国土交通省の直轄河川又は直轄国道における防除を行うよう通知している。</p> <p>今回、中国四国管区行政評価局が中国地方整備局を、四国行政評価支局が四国地方整備局を対象として、オオキンケイギク等の生育の把握状況及び防除の取組状況を調査した結果は、以下のとおりである。</p>	<p>図表1-(4)-イ-①</p> <p>図表1-(4)-イ-②</p>
<p><b>(ア)中国地方整備局</b></p> <p><b>a 生育状況の把握</b></p> <p><b>(河川部局)</b></p> <p>中国地方整備局河川部は、河川局事務連絡を受けて、管内の河川等関係事務所に対し、「第2次指定の特定外来生物に係る防除についての補足・運用について」（平成18年3月14日付け水政課、河川計画課、河川工事課、河川管理課連名の事務連絡。以下「平成18年中国地方整備局河川部事務連絡」という。）を發出し、河川水辺の国勢調査等により、オオキンケイギク等の生育状況を把握するよう指示している。</p> <p>河川水辺の国勢調査において、オオキンケイギク等の植物の生育状況は、植物調査（調査頻度は10年に1回以上）、所掌する5植物以外の特定外来生物（オオクチバス、ブルーギル、ヌートリア、ウシガエル等）の生息状況は、魚類調査、底生動物調査（以上、調査頻度は5年に1回以上）、鳥類調査、両生類・爬虫類・哺乳類調査及び陸上昆虫类等調査（以上、調査頻度は10年に1回以上）によって、把握することとしている。</p> <p>また、中国地方整備局河川部は、「中国地方整備局平常時河川巡視規程」（平成23年6月29日付け国中整河管第34号）に定めた「河川巡視項目」の「河川</p>	<p>図表1-(4)-イ-③</p> <p>図表1-(4)-イ-④</p> <p>図表1-(4)-イ-⑤</p>

通 知	説明図表番号
<p>の自然環境に関する情報収集」の中で、「特定外来種の生育状況等」について把握し報告することを掲げ、適正な河川管理を行うよう指示している。</p>	
<p>今回、調査した中国地方整備局管内の5河川国道事務所（鳥取、倉吉、福山、三次及び山口）及び2河川事務所（日野川及び太田川）（以下「7河川関係事務所」という。）では、河川巡視及び河川水辺の国勢調査によりオオキンケイギク等の生育状況を把握することとしており、河川巡視を実施する業者を決定するための公募において、業務内容の説明資料として中国地方整備局平常時河川巡視規程を添付し、特定外来生物の生育状況の把握・報告が業務の一つであることを示している。</p>	<p>図表1-(4)-イ-⑥</p>
<p>しかし、7河川関係事務所におけるオオキンケイギク等の生育の把握状況をみると、河川巡視の一環として、委託業者にオオキンケイギクの生育状況の把握を指示し、その把握結果に基づき地域的分布や繁茂の規模等が分かるように整理しているもの（鳥取河川国道事務所及び倉吉河川国道事務所）がみられる一方、次のとおり中国地方整備局平常時河川巡視規程が遵守されておらず、生育状況の把握及び優先的に防除を実施すべき堤防における把握結果の整理が不十分な状況がみられた。</p>	<p>図表1-(4)-イ-⑦</p>
<p>① 河川巡視業務の委託業者に対して、特定外来生物の生育状況について報告することを指示しているが、オオキンケイギクが繁茂しているにもかかわらず、同業者からオオキンケイギクの生育状況の報告が全くない又は報告漏れがあるもの（福山河川国道事務所及び三次河川国道事務所並びに太田川河川事務所の2出張所）</p> <p>② 委託業者からオオキンケイギク等の生育状況についての報告はあるが、優先的に防除を実施すべき堤防における報告結果を地域的分布や繁茂の規模等が分かるように整理していないもの（福山河川国道事務所）</p>	<p>図表1-(4)-イ-⑧</p>
<p><b>（道路部局）</b></p>	
<p>中国地方整備局道路部は、道路局事務連絡を受けて、管内の道路等関係事務所に対し、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づく特定外来生物防除に関する告示について」（平成20年4月17日付け道路計画課、道路工事課、道路管理課、交通対策課連名の事務連絡。以下「平成20年中国地方整備局道路部事務連絡」という。）を発出し、通常の道路管理行為等の範囲内において、特定外来生物の生育状況に関する情報の収集に努めるよう指示している。</p>	<p>図表1-(4)-イ-⑨</p>
<p>しかし、通常の道路巡回は、中国地方整備局が作成した「道路保守工事巡回実施要領（案）」に基づき各国道事務所等が定めた「道路保守工事巡回実施要領」に基づき実施することとされているが、同要領には、オオキンケイギク等の生育状況を把握することについて規定していない。</p>	

通 知	説明図表番号
<p>今回、調査対象とした中国地方整備局管内の5河川国道事務所（鳥取、倉吉、福山、三次及び山口）及び1国道事務所（広島）（以下「6国道関係事務所」という。）におけるオオキンケイギク等の生育の把握状況をみると、道路巡回の一環として、委託業者にオオキンケイギクの生育状況についての把握を指示し、その把握結果に基づき地域的分布や繁茂の規模等が分かるように整理しているもの（倉吉河川国道事務所の1出張所、広島国道事務所の1出張所など）がみられる一方、次のとおり把握及び整理が不十分な状況がみられた。</p>	図表1-(4)-イ -⑩
<p>① オオキンケイギクが繁茂しているにもかかわらず、委託業者からオオキンケイギクの生育状況の報告が全くない又は把握漏れがあるもの（三次河川国道事務所及び福山河川国道事務所並びに広島国道事務所の3出張所）</p>	図表1-(4)-イ -⑪
<p>② 道路巡回業務の委託業者が提出した道路巡回計画書に基づき、委託業者は、特定外来生物の生育状況を報告することとされているが、オオキンケイギクが繁茂しているにもかかわらず、把握漏れ等の理由から、報告漏れがあるもの（山口河川国道事務所）</p>	図表1-(4)-イ -⑫
<p>③ オオキンケイギクの生育状況について委託業者から報告があり把握しているが、地域的分布や繁茂の規模等が分かるように整理していないもの（福山河川国道事務所）</p>	図表1-(4)-イ -⑬
<p><b>b 防除の取組状況</b></p>	
<p>中国地方整備局河川部では、オオキンケイギク等の防除の公示及び河川局事務連絡を受けて、管内の河川等関係事務所に対し、平成18年中国地方整備局河川部事務連絡を発出し、適切に対応するよう指示しており、オオキンケイギク等を含むと考えられる植物に係る河川管理行為等については、法第11条に基づく防除に位置付け、オオキンケイギク等の防除の公示の内容を踏まえ、通常管理行為等では、河川管理施設である堤防の除草（防除）を優先的に行うこととしている。</p> <p>一方、同局道路部では、オオキンケイギク等の防除の公示及び道路局事務連絡を受けて、管内の道路等関係事務所に対し、平成20年中国地方整備局道路部事務連絡を発出し、道路管理行為としての除草又は工事等のうち、オオキンケイギク等の刈り払いや運搬などの行為については、オオキンケイギク等の防除の公示に係る防除の一環とみなされるので、本公示の内容を十分に踏まえ、適切に対応するよう指示している。</p>	図表1-(4)-イ -③（再掲） 図表1-(4)-イ -⑬
<p><b>(a) 通常管理行為等の範囲外の区域における防除の取組</b></p>	
<p>中国地方整備局の河川部局及び道路部局では、上記のとおり、河川局事務連絡及び道路局事務連絡に基づき、原則として、通常管理行為等の範囲でオオキンケイギク等の防除を行っている。</p>	図表1-(4)-イ -⑨（再掲） 図表1-(4)-イ -⑭
<p>しかし、中国四国管区行政評価局の調査の結果、通常管理行為等の範囲以外（除草範囲外）としている区域であっても、オオキンケイギクが広範囲に群</p>	図表1-(4)-イ -⑮

通 知	説明図表番号
<p>生している箇所において、周辺の生態系等への影響を考慮し、通常予算の範囲内で、計画的な防除に取り組んでいる箇所（広島国道事務所の可部国道出張所）がみられる一方で、防除を行うことが望ましいが、通常管理行為（除草）の範囲外等であるため、防除が行われていない箇所が、次のとおりみられた。</p> <p>① 道路の切土の法面のうち、法尻から上方 1.5メートル以内の部分は、除草対象としてオオキンケイギクの防除を実施しているが、除草対象部分より高位置に生育しているオオキンケイギクについては除草対象外として防除していないため、オオキンケイギクの種子が落下するおそれがある箇所（広島国道事務所及び山口河川国道事務所）</p> <p>② 道路の盛土の法面のうち、法肩から下方 1メートル以内の部分は、除草対象として通常の道路管理行為により除草を実施しているが、除草対象部分より低位置に生育しているオオキンケイギクについては除草対象外として防除していないため、オオキンケイギクの種子が下方の私有地（畑）に落下し、生育範囲が拡大するおそれがある箇所（広島国道事務所）</p>	<p>図表 1-(4)-イ -⑯</p>
<p><b>(b) 管理区域周辺の土地と一体となって繁茂している箇所の防除の取組</b></p> <p>今回、調査対象とした 7 河川関係事務所及び 6 国道関係事務所が管理している河川又は道路におけるオオキンケイギクの生育状況を現地調査した結果、オオキンケイギクが河川又は道路の管理区域のみならず、周辺の土地と一体となって繁茂している状況が 7 か所で確認された。（河川部局：三次河川国道事務所 2 か所、道路部局：倉吉河川国道事務所 1 か所、福山河川国道事務所 2 か所、広島国道事務所 1 か所及び山口河川国道事務所 1 か所）</p>	<p>図表 1-(4)-イ -⑰</p>
<p><b>(c) オオキンケイギクの抜取りによる防除の取組</b></p> <p>オオキンケイギクは多年草であり、地上部を刈り取るだけでは再生するため、防除方法として、根から抜き取る方法がより防除効果が高いとされている。（注）</p> <p>（注）国土交通省の国土技術政策総合研究所環境研究部緑化生態研究室の研究結果「特定外来生物の代替植生に関する調査」（平成 18 から 22 年度）及び四国地方整備局四国技術事務所が作成した「四国地整管内の外来植物ポケットブック」（平成 23 年 4 月 1 日）によると、オオキンケイギクの防除方法として、抜取りによる防除効果が認められているほか、中部地方整備局中部技術事務所環境共生課の広報誌第 1 号（平成 24 年 6 月発行）、環境省の中国四国地方環境事務所が作成したリーフレット「特定外来生物オオキンケイギク」、九州地方環境事務所のホームページに掲載されている「オオキンケイギクの生育を確認した際の対処方法」（行政担当者等向け参考資料）等によると、地上部を刈り取るより根から抜き取る方法がより防除効果が高いとして抜取りによる防除が推奨されている。</p> <p>今回、調査とした河川部局 7 河川関係事務所及び道路部局 6 国道関係事務所における防除の実施方法をみると、下記①及び②のとおり、一般的な除草作業である刈取りによる防除を実施しているものがみられる一方、下記③及び④のとおり、防除効果を考慮し、抜取りによる防除に取り組んでいるものが河川部局 6 事務所、道路部局 3 事務所で見られた。</p> <p>① 刈取りのみによる防除を実施しているもの（河川部局：1 事務所及び道路</p>	<p>図表 1-(4)-イ -⑱</p>

通 知	説明図表番号
<p>部局：2事務所)</p> <p>② 小規模な繁茂については抜取りによる防除を実施し、広範囲に繁茂しているものについては刈取りによる防除を実施しているが、生育範囲が拡大している状況がみられるもの（道路部局：1事務所）</p> <p>③ 一部の出張所等のみが抜取りによる防除を実施しているもの（河川部局：2事務所及び道路部局：1事務所）</p> <p>④ 原則、抜取りによる防除（一部刈取りを含む。）を実施しているもの（河川部局：4事務所及び道路部局：2事務所）</p>	<p>図表 1-(4)-イ -⑱</p>
<p><b>(d) オオキンケイギクの防除の適正化</b></p> <p>今回、調査した7河川関係事務所及び6国道関係事務所におけるオオキンケイギクの防除の実施状況をみると、次のとおり、防除は行っているが、防除の公示等に基づく平成18年中国地方整備局河川部事務連絡又は平成20年中国地方整備局道路部事務連絡に則った適正な防除を行っていない状況がみられた。</p> <p><b>(河川部局)</b></p> <p>① 刈り取ったオオキンケイギクを焼却処分するよう委託業者に指示していないため、他の刈草と一緒に農家等へ無償提供しているもの（三次河川国道事務所）</p> <p>② 抜き取ったオオキンケイギクを運搬する際、シートを被せる等の飛散防止措置を講じていないもの（福山河川国道事務所）</p> <p>③ オオキンケイギク等を防除する委託業者に対し、法に基づく防除を実施していることを証する書類（防除従事者証）を発行していないもの（倉吉河川国道事務所）</p> <p>④ 看板等の設置により事前の関係地域住民等への周知を図っていないもの（倉吉河川国道事務所）</p> <p><b>(道路部局)</b></p> <p>① オオキンケイギク等を防除する委託業者に対し、法に基づく防除を実施していることを証する書類（防除従事者証）を発行していないもの（三次河川国道事務所及び福山河川国道事務所並びに広島国道事務所の3出張所）</p> <p>② 看板等の設置により事前の関係地域住民等への周知を図っていないもの（三次河川国道事務所、福山河川国道事務所、広島国道事務所の3出張所） また、看板を設置し、関係地域住民等へ周知を図っているが、防除を行う種の名称を記載していないもの（鳥取河川国道事務所）</p>	<p>図表 1-(4)-イ -⑲</p> <p>図表 1-(4)-イ -⑳</p> <p>図表 1-(4)-イ -㉑</p>
<p><b>(イ) 四国地方整備局</b></p> <p>四国地方整備局は、管理する河川に繁茂する外来種に対応するため、平成19年1月15日に「四国地方整備局管内外来種対策（案）」（国土交通省四国地方整備局河川管理課道路管理課及び四国技術事務所）を作成し、その後、23年4月1日に道路管理にも適用することを目的に改訂し、局内及び関係者へ配布している。こ</p>	<p>図表 1-(4)-イ -㉒</p>

通 知	説明図表番号
<p>の中には、防除の公示に則った対応方法が掲載されており、除草作業中に特定外来生物の群落が確認された場合、防除の公示により処分を行うとされている。</p> <p><b>(河川部局)</b></p> <p>香川河川国道事務所では、上記の他に、土器川上流・下流維持工事特記仕様書の第7条に「特定外来種の対応について」を定め、この中で特定外来種が確認された場合の報告と対応方法を示し、特定外来生物の生育を把握し、防除を行っている。</p> <p>また、徳島河川国道事務所においては、吉野川右岸下流堤防維持工事特記仕様書等で特定外来生物の防除について定めている他、「吉野川流域ホテイアオイ等対策連絡会」を主催し、特定外来生物の発生状況の情報を徳島県及び吉野川流域市町の河川管理者と共有して防除を行っている。</p> <p><b>(道路部局)</b></p> <p>香川河川国道事務所では、四国地方整備局が作成した「道路巡回支援業務共通仕様書及び特記仕様書」に基づき、道路巡回業務の委託契約書を締結している。</p> <p>しかし、四国地方整備局では、前記仕様書に特定外来生物の生育状況を把握することについて規定しておらず、香川河川国道事務所では、道路巡回業務の委託契約書にも特定外来生物の把握に関する条項を盛り込んでいない。</p> <p>今回、四国行政評価支局が現地（国道11号線路側帯及び32号中央分離帯）で確認した特定外来生物（オオキンケイギク）の生育も把握できていない。</p> <p>オオキンケイギク等の防除の公示に基づく防除の実施状況をみると、香川河川国道事務所は、国道の維持管理（除草作業）において、工事特記仕様書に、法を遵守するよう義務付けているものの、委託業者から特定外来生物（オオキンケイギク）についての報告がなく、また、同事務所も特定外来生物の生育を確認していないことから、委託業者に対する適切な指導が行われておらず、防除の公示に基づく委託業者への防除実施証の交付及び防除実施時期に設置する看板等による関係地域住民への周知も行われていない。</p> <p>同事務所は、今回、四国行政評価支局が確認した箇所においては開花時に刈取りを実施していたが、同事務所の管理延長を考えると、結実したオオキンケイギクを他の植物と一緒に刈取り、また、飛散防止措置等を取らずに運搬することにより特定外来生物の生育域を拡大させたおそれがある。</p> <p><b>【所見】</b></p> <p>したがって、中国地方整備局は、オオキンケイギク等の防除の推進を図るため、管内の河川国道事務所等に対し、以下の措置を講ずるよう指導する必要がある。</p> <p><b>(河川部局)</b></p> <p>① 河川巡視業務の委託業者に対し、中国地方整備局平常時河川巡視規程に則って、オオキンケイギク等の生育状況を的確に把握し、報告させること。</p> <p>また、把握した結果については、河川水辺の国勢調査結果と合わせ、優先的に</p>	<p>図表1-(4)-イ -23</p> <p>図表1-(4)-イ -24</p>

通 知	説明図表番号
<p>防除を実施すべき堤防における全体的な分布や規模の状況が分かるように整理し、次年度以降の河川巡視及び防除に活用すること。</p> <p><b>(道路部局)</b></p> <p>② 特定外来生物の生育状況の把握・報告が道路巡回業務の一つであることを委託業者に示すことが重要であることから、契約書類（特記仕様書等）にその旨を明記すること。</p> <p>③ 道路巡回業務の委託業者に対し、オオキンケイギク等の生育状況について収集した結果を的確に報告させること。</p> <p>また、把握した結果については、全体的な分布や繁茂の規模が分かるように整理し、次年度以降の道路巡回及び防除に活用すること。</p> <p>④ 通常の管理行為等の範囲以外の区域においても防除に取り組み効果を挙げている例を参考にして、オオキンケイギク等が広範囲に群生している箇所、防除範囲を拡大することにより高い防除効果が見込まれる箇所等を対象に、効果的な防除に努めること。</p> <p><b>(河川部局・道路部局共通)</b></p> <p>⑤ オオキンケイギク等が管理区域周辺の土地と一体となって繁茂している箇所については、必要に応じて中国四国地方環境事務所と連携を図るなどにより、隣接地の管理者に対し、防除の内容、必要性等について周知し、防除の取組を促進すること。</p> <p>⑥ 防除の方法については、地域の状況に応じ、防除効果が高いとされている抜取りによる方法を積極的に採り入れること。</p> <p>⑦ 管内の河川国道事務所等に対して、オオキンケイギク等の防除の公示に則った適正な防除が確実に行われるよう、除草の委託業者に対する指示・監督を徹底するよう、改めて指導すること。</p> <p>また、四国地方整備局（道路部局）は、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 「道路巡回支援業務共通仕様書の特記仕様書」に特定外来生物の生育状況を把握することについて具体的に規定するとともに、管内国道事務所等に対し、道路巡回業務の委託契約書に特定外来生物の把握に関する条項を盛り込むよう指導すること。また、道路維持管理（除草作業）の委託業者に対して、特定外来生物の効率的な把握を行うよう指導すること。</p> <p>② 国道維持工事の委託業者に対し、四国地方整備局管内外来種対策（案）について説明するとともに、特定外来生物を確認した場合、当該委託業者に対し、防除の公示に基づいた防除方法により防除を行うよう指導すること。</p>	

図表 1-(4)-イ-① 「第2次指定の特定外来生物に係る防除の告示について」(平成18年1月31日付け  
国土交通省河川局河川環境課、治水課、砂防部砂防計画課、同部保全課、同部保全課  
海岸室連名の事務連絡) による防除における留意事項等の内容

項 目	内 容
<p><b>1 河川管理行為等にあたっての留意事項(国、地方公共団体共通)</b></p>	<p>特定外来生物である前述の5種(オオキンケイギク、オオハンゴンソウ、ナルトサワギク、アレチウリ及びオオカワヂシャをいう。以下同じ。)が含まれていると考えられる植物に係る河川管理行為等(河川管理行為、砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊危険防止施設の工事等、海岸保全区域及び一般公共海岸区域の管理等をいう。以下同じ。)については、外来生物法第11条に基づく防除と位置付けられるところである。については、公示の内容を踏まえ、以下の点に留意すること。</p> <p>一 特定外来生物である前述の5種が含まれていると考えられる植物を運搬する際の配慮事項</p> <p>(1) 可能な限り運搬距離が短くなるように努めること(一般廃棄物処理場への運搬やリサイクルの取組として運搬する場合等も含む)</p> <p>二 前述の5種の種子又は法の政令で定める器官が含まれていると考えられる土砂を運搬する際の配慮事項</p> <p>(2) 同一現場内における土砂流用に努めるなど、可能な限り運搬距離が短くなるように努めること</p> <p>(3) 運搬する際には、可能な限り逸出防止に努めること</p> <p>三 その他</p> <p>(1) 河川管理行為等に関する工事等を請け負う者に対して、できるだけ法の理解の促進に努めること</p> <p>(2) 河川法又は海岸法に基づく占用許可を与える際(更新を含む)には、占有者に対し、できるだけ法の理解の促進に努めること</p> <p>(3) 河川管理行為等と連携した取り組みを実施する市民団体等に対して、できるだけ外来生物法の理解の促進に努めること</p> <p>(4) 河川水辺の国勢調査を実施している場合は、その調査結果をもとに、前述の5種の分布を確認しておくこと</p>
<p><b>2 地方公共団体が行う河川管理行為等(飼養等禁止の適用除外)について</b></p>	<p>地方公共団体が河川管理行為等に伴って特定外来生物の運搬等を行う場合、法第18条第1項の規定により、防除の公示の内容に適合する旨の主務大臣の確認を受けることで飼養等の禁止の適用除外となるか、法第5条の規定により主務大臣の許可を受ける必要がある。</p> <p>ただし、地方公共団体が行う河川管理行為等について、これまで行ってきた行為と同一の内容である場合、外来生物法施行規則第2条第3号に基づき、特定外来生物の指定の日から1年間は飼養等の禁止の適用除外とすることとされており、上記の許可又は確認を受ける必要はないとされている。</p> <p>今後、平成19年1月31日までのできるだけ早い時期に、防除の確認申請もしくは飼養等の許可等に係る必要な手続を済ませるよう、貴管内の都道府県ならびに市町村の関係部局に助言されたい。なお、法第18条第1項の防除の確認の申請書等の記載例については、今年度中に別途送付する予定としている。</p>

図表 1-(4)-イ-② 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づく特定外来生物防除に関する告示について」（平成 20 年 3 月 14 日付け国道・防災課、同課道路保全企画室、地方道・環境課道路環境調査室連名の事務連絡）による防除における留意事項等の内容

項 目	内 容
<p><b>2 道路管理行為等にあたっての留意事項</b></p> <p>(2) 国が行う道路管理行為等（飼養等禁止の適用除外）について</p>	<p>管理行為としての除草又は工事等のうち、特定外来生物に指定された陸生植物 5 種類の刈り払いや運搬などの行為については、告示に係る防除の一環としてみなされるので、飼養等の許可は不要である。ついては、告示の内容を十分に踏まえた上で適切に対応されたい。【本法第 11 条】</p>
<p>(3) 告示に関する留意事項について</p>	<p>道路管理行為、地域住民からの情報提供等によって、特定外来生物の存在を認識し得た場合は、以下の点に留意しつつ、通常の道路管理行為等の範囲内において防除を行う。</p> <p>1) 4 防除の目標 希少植物の生息地で既に蔓延している場合又は希少植物の生息地周辺で分布域を拡大しており放置すればそれらの地域に侵入する恐れがある場合には、被害及び分布域の状況に応じて「完全排除」「分布域拡大の防止」等の適切な目標を定めて防除を実施する。</p> <p>2) 5 防除の内容 — 防除の方法 イ 調査 通常の道路管理行為等の範囲内において、生育状況及び被害状況に関する情報の収集に努めることとする。</p> <p>3) 5 防除の内容 — 防除の方法 ロ 採取等 「関係地域住民等への事前周知」については、関係地域住民等の関心、影響の程度等を考慮の上、原則事前に防除の時期や目的、内容などの情報を看板等、適切な方法により提供する。 また、防除を行う際には、本法に基づく防除を実施していることを証する書類として、防除従事者証を携帯する。</p> <p>4) 5 防除の内容 — 防除の方法 ニ モニタリング 通常の道路管理行為等の範囲内において、生育状況及び被害の状況のモニタリング及び防除の進捗状況の点検として、被害及び分布域の状況を観察する。</p>

図表 1-(4)-イ-③ 「第 2 次指定の特定外来生物に係る防除についての補足・運用について」(平成 18 年 3 月 14 日付け中国地方整備局河川部水政課、河川計画課、河川工事課、河川管理課連名の事務連絡)による中国地方整備局管内における第 2 次指定の特定外来生物に係る防除についての補足・運用の内容

内 容	
1	防除の対象種は「オオキンケイギク」、「オオハンゴンソウ」、「ナルトサワギク」、「アレチウリ」、「オオカワヂシャ」(以下「オオキンケイギク等」という。)とする。
2	各事務所及び管理所が防除を行う区域は、それぞれの管内とする。
4	防除の目標は以下のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ オオキンケイギク等による被害の拡大防止</li> <li>・ その他事務所長または管理所長が定めるもの</li> </ul>
5	防除の内容は以下のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 河川水辺の国勢調査、河川環境保全モニター活動による生息状況及び被害の把握</li> <li>・ 工事及び調査に伴い採取した個体、種子、器官の処分</li> <li>・ 河川水辺の国勢調査、河川環境保全モニター活動によるモニタリング</li> <li>・ 占用許可申請者への注意喚起</li> <li>・ その他、事務所長又は管理所長が定めるもの</li> </ul>
6	オオキンケイギク等を採取する場合の事前に関係地域住民等への周知を図る方法は、工事及び調査の看板に「本工事(業務)では特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づきオオキンケイギク、オオハンゴンソウ、ナルトサワギク、アレチウリ、オオカワヂシャ(該当種のみ記載)の防除(5の具体的内容を記載)を行います。」と記載することとする。工事又は調査以外で採取する場合は、同様の内容を記した看板を設置することとする。
7	オオキンケイギク等を採取する場合の特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づく防除を実施していることを証する書類は、採取しようとする工事(業務)受注者又は職員に対し「以下の工事(業務、職員)は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づきオオキンケイギク、オオハンゴンソウ、ナルトサワギク、アレチウリ、オオカワヂシャ(該当種のみ記載)の防除(5の具体的内容を記載)を行うものであることを証する。」との証明書を事務所長又は管理所長名で発行し、現場での責任者に携帯させることとする。
8	採取した個体、種子、器官の処分は焼却処分とし、受注者又は職員に対して「採取した個体、種子、器官は運搬又は保管時に逸出することのないようにし焼却処分すること。従業者等による個人的な持ち帰り及び野外への放置は厳に慎むこと」と指示・徹底するものとする。なお、処分の確認は書類等により行うものとする。
9	防除に該当する場合とは、工事又は調査の範囲について河川環境検討シート、河川水辺の国勢調査成果等既知情報によりオオキンケイギク等が確認されている場合及び現地においてオオキンケイギク等が確認された場合とする。
12	その他、平成 18 年 1 月 31 日付け事務連絡「第 2 次指定の特定外来生物に係る防除の公示について」に基づき適切に対応するものとする。

図表 1-(4)-イ-④ 調査対象 7 河川事務所等における河川水辺の国勢調査における特定外来生物の生息  
(生育) 状況 (総括表)

区分	巡目	鳥取河川事務所		倉吉河川事務所		日野川河川事務所		福山河川事務所		三次河川事務所		太田川河川事務所		山口河川事務所		確認河川数 <sup>a</sup>	未確認河川数 <sup>b</sup>	確認率 <sup>a</sup> / <sub>a+b</sub> %				
		千代川		天神川		日野川		芦田川		江の川		太田川	小瀬川	佐波川								
		調査年度	確認状況	調査年度	確認状況	調査年度	確認状況	調査年度	確認状況	調査年度	確認状況	調査年度	確認状況	調査年度	確認状況				調査年度	確認状況		
植物調査	オオキンケイギク	1	—	—	7	×	—	—	5	×	7	○	—	—	6	○	7	×	2	3	40	
		2	9	○	12	○	8	×	10	×	12	○	9	○	11	○	12	○	6	2	75	
		3	14	○	17	○	13	○	14	○	17	○	14	○	16	○	17	○	8	0	100	
		4	18	○	—	—	19	○	20	○	22	○	18	○	22	○	22	○	7	0	100	
	ミズヒマワリ	1	—	—	×	—	—	—	×	—	×	—	—	—	×	—	×	—	×	0	5	0
		2	同上	×	同上	×	同上	×	同上	×	同上	×	同上	×	同上	×	同上	×	×	0	8	0
		3	同上	×	同上	×	同上	×	同上	×	同上	×	同上	×	同上	×	同上	×	×	0	8	0
		4	同上	×	同上	—	—	×	同上	×	同上	×	同上	×	同上	×	同上	×	×	0	7	0
	オオハンゴンソウ	1	—	—	×	—	—	—	×	—	×	—	—	—	×	—	×	—	×	0	5	0
		2	同上	×	同上	×	同上	×	同上	×	同上	○	同上	×	同上	×	同上	×	×	1	7	13
		3	同上	×	同上	×	同上	○	同上	×	同上	×	同上	×	同上	×	同上	×	×	1	7	13
		4	同上	×	同上	—	—	×	同上	×	同上	×	同上	×	同上	×	同上	×	×	0	7	0
	ナルトサワギク	1	—	—	×	—	—	—	×	—	×	—	—	—	×	—	×	—	×	0	5	0
		2	同上	×	同上	×	同上	×	同上	×	同上	×	同上	×	同上	×	同上	×	×	0	8	0
		3	同上	×	同上	×	同上	×	同上	×	同上	×	同上	×	同上	×	同上	×	×	0	8	0
		4	同上	×	同上	—	—	×	同上	×	同上	×	同上	×	同上	×	同上	×	×	0	7	0
	オオカワヂシャ	1	—	—	×	—	—	—	×	—	×	—	—	—	×	—	×	—	×	0	5	0
		2	同上	×	同上	○	同上	×	同上	○	同上	○	同上	○	同上	×	同上	×	×	4	4	50
		3	同上	×	同上	○	同上	×	同上	○	同上	○	同上	○	同上	×	同上	×	×	4	4	50
		4	同上	×	同上	—	—	○	同上	○	同上	○	同上	○	同上	×	同上	×	○	4	3	57
	ナガエツルノゲイトウ	1	—	—	×	—	—	—	×	—	×	—	—	—	×	—	×	—	×	0	5	0
		2	同上	×	同上	×	同上	×	同上	×	同上	×	同上	×	同上	×	同上	×	×	0	8	0
		3	同上	×	同上	×	同上	×	同上	×	同上	×	同上	×	同上	×	同上	×	×	0	8	0
		4	同上	×	同上	—	—	×	同上	×	同上	×	同上	×	同上	×	同上	×	×	0	7	0
	ブラジルチドメグサ	1	—	—	×	—	—	—	×	—	×	—	—	—	×	—	×	—	×	0	5	0
		2	同上	×	同上	×	同上	×	同上	×	同上	×	同上	×	同上	×	同上	×	×	0	8	0
		3	同上	×	同上	×	同上	×	同上	×	同上	×	同上	×	同上	×	同上	×	×	0	8	0
		4	同上	×	同上	—	—	×	同上	×	同上	×	同上	×	同上	×	同上	×	×	0	7	0
	アレチウリ	1	—	—	○	—	—	—	○	—	○	—	—	—	×	—	×	—	×	3	2	60
		2	同上	○	同上	○	同上	○	同上	○	同上	○	同上	○	同上	×	同上	○	○	7	1	88
		3	同上	○	同上	○	同上	○	同上	○	同上	○	同上	○	同上	×	同上	○	○	8	0	100
		4	同上	○	同上	—	—	○	同上	○	同上	○	同上	○	同上	×	同上	○	○	6	1	86
	オオフサモ	1	—	—	×	—	—	—	○	—	○	—	—	—	×	—	×	—	○	3	2	60
		2	同上	×	同上	×	同上	×	同上	○	同上	○	同上	×	同上	×	同上	○	○	3	5	38
		3	同上	×	同上	×	同上	×	同上	○	同上	○	同上	×	同上	×	同上	○	○	3	5	38
		4	同上	×	同上	—	—	×	同上	○	同上	○	同上	×	同上	○	同上	○	○	4	3	57
	スバルテイナ・アングリカ	1	—	—	×	—	—	—	×	—	×	—	—	—	×	—	×	—	×	0	5	0
		2	同上	×	同上	×	同上	×	同上	×	同上	×	同上	×	同上	×	同上	×	×	0	8	0
		3	同上	×	同上	×	同上	×	同上	×	同上	×	同上	×	同上	×	同上	×	×	0	8	0
		4	同上	×	同上	—	—	×	同上	×	同上	×	同上	×	同上	×	同上	×	×	0	7	0
ボタンウキクサ	1	—	—	×	—	—	—	×	—	×	—	—	—	×	—	×	—	×	0	5	0	
	2	同上	×	同上	×	同上	×	同上	×	同上	×	同上	×	同上	×	同上	×	×	0	8	0	
	3	同上	×	同上	×	同上	×	同上	○	同上	○	同上	○	同上	×	同上	×	×	3	5	38	
	4	同上	×	同上	—	—	×	同上	×	同上	×	同上	×	同上	×	同上	×	×	0	7	0	
アゾラ・クリスタータ	1	—	—	×	—	—	—	×	—	×	—	—	—	×	—	×	—	×	0	5	0	
	2	同上	×	同上	×	同上	×	同上	×	同上	×	同上	×	同上	×	同上	×	×	0	8	0	
	3	同上	×	同上	×	同上	×	同上	×	同上	×	同上	×	同上	×	同上	×	×	0	8	0	
	4	同上	×	同上	—	—	×	同上	×	同上	×	同上	×	同上	×	同上	×	×	0	7	0	
魚類調査	ブルーギル	1	7	×	5	×	6	×	—	—	5	○	7	×	—	—	6	×	1	5	17	
		2	12	×	10	×	11	×	8	○	10	○	12	×	9	○	11	×	3	5	38	
		3	17	×	15	×	16	×	13	○	15	○	17	○	14	○	16	×	4	4	50	
		4	22	○	19	×	21	×	18	○	20	○	21	×	19	○	21	×	4	4	50	
	オオクチバス	1	—	×	—	×	—	×	—	—	○	—	—	—	×	—	○	—	○	2	4	33
		2	同上	×	同上	×	同上	×	同上	○	同上	○	同上	×	同上	×	同上	○	○	3	5	38
		3	同上	○	同上	×	同上	×	同上	○	同上	○	同上	×	同上	×	同上	×	×	3	5	38
		4	同上	×	同上	×	同上	×	同上	○	同上	○	同上	×	同上	○	同上	×	×	3	5	38

底生動物調査	コクチバス	1		×		×		×		—		×		×		—		×	0	6	0
		2	同上	×	0	8	0														
		3		×		×		×		×		×		×		×		×	0	8	0
		4		×		×		×		×		×		×		×		×	0	8	0
	チャンネルキャットフィッシュ	1		×		×		×		—		×		×		—		×	0	6	0
		2	同上	×	0	8	0														
		3		×		×		×		×		×		×		×		×	0	8	0
		4		×		×		×		×		×		×		×		×	0	8	0
	カダヤシ	1		×		×		×		—		×		○		—		×	1	5	17
		2	同上	×	同上	×	同上	×	同上	○		×		×		×		×	1	7	13
		3		×		×		×		×		×		×		×		×	0	8	0
		4		×		×		×		○		×		×		×		×	1	7	13
底生動物調査	カワヒバリガイ	1	7	×	5	×	6	×	—	—	①	—	7	×	—	—	6	×	0	5	0
		2	12	×	10	×	11	×	8	×	10	×	12	×	9	×	11	×	0	8	0
		3	17	×	15	×	16	×	13	×	15	×	17	×	14	×	16	×	0	8	0
		4	21	×	20	×	22	×	②	×	21	×	22	×	18	×	20	×	0	8	0
	ウチダザリガニ	1		×		×		×		—		×		×		—		×	0	5	0
		2	同上	×	0	8	0														
		3		×		×		×		×		×		×		×		×	0	8	0
		4		×		×		×		×		×		×		×		×	0	8	0
鳥類調査	ガビチョウ	1	3	×	6	×	7	×	6	×	—	—	3	×	7	×	5	×	0	7	0
		2	—	—	11	×	12	×	11	×	8	×	8	×	12	×	10	×	0	7	0
		3	13	×	16	×	17	×	16	×	13	×	13	×	17	×	15	×	0	8	0
		4	20	×	—	—	—	—	21	×	19	×	20	×	—	—	—	—	0	4	0
	カオジロガビチョウ	1		×		×		×		×		—		×		×		×	0	7	0
		2	同上	—	同上	×	0	7	0												
		3		×		×		×		×		×		×		×		×	0	8	0
		4		×		—		—		×		×		×		—		—	0	4	0
	カオグロガビチョウ	1		×		×		×		×		—		×		×		×	0	7	0
		2	同上	—	同上	×	0	7	0												
		3		×		×		×		×		×		×		×		×	0	8	0
		4		×		—		—		×		×		×		—		—	0	4	0
	ソウシチョウ	1		×		×		×		×		—		×		×		×	0	7	0
		2	同上	—	同上	×	0	7	0												
		3		×		×		×		×		×		×		×		×	0	8	0
		4		○		—		—		×		×		○		—		—	2	2	50
両生類・爬虫類・哺乳類調査	ウシガエル	1	6	○	—	—	5	×	7	○	—	—	6	○	5	×	—	—	3	2	60
		2	11	○	9	○	10	×	12	○	9	○	11	○	10	×	8	○	6	2	75
		3	16	○	14	○	15	○	17	○	14	○	16	○	15	×	13	○	7	1	88
		4	—	—	21	○	—	—	—	—	18	○	—	—	20	×	19	○	3	1	75
	カミツキガメ	1		×		—		×		×		—		×		×		—	0	5	0
		2	同上	×	0	8	0														
		3		×		×		×		×		×		×		×		×	0	8	0
		4		—		×		—		—		×		—		×		×	0	4	0
	タイワンザル	1		×		—		×		×		—		×		×		—	0	5	0
		2	同上	×	0	8	0														
		3		×		×		×		×		×		×		×		×	0	8	0
		4		—		×		—		—		×		—		×		×	0	4	0
	タイワンリス	1		×		—		×		×		—		×		×		—	0	5	0
		2	同上	×	0	8	0														
		3		×		×		×		×		×		×		×		×	0	8	0
		4		—		×		—		—		×		—		×		×	0	4	0
	ヌートリア	1		×		—		○		○		—		○		×		—	3	2	60
		2	同上	×	同上	○	同上	×	同上	×	5	3	63								
		3		○		○		○		○		○		○		×		×	6	2	75
		4		—		○		—		—		○		—		×		×	2	2	50
	アライグマ	1		×		—		×		×		—		×		×		—	0	5	0
		2	同上	×	0	8	0														
		3		×		×		×		×		×		×		×		×	0	8	0
		4		—		×		—		—		×		—		×		×	0	4	0
	ミンク(アメリカミンク)	1		×		—		×		×		—		×		×		—	0	5	0
		2	同上	×	0	8	0														
		3		×		×		×		×		×		×		×		×	0	8	0
		4		—		×		—		—		×		—		×		×	0	4	0
陸上昆虫類等調査	セイヨウオオマルハナバチ	1	③	×	—	—	—	—	—	6	×	5	×	⑥	×	⑦	×	0	5	0	
		2	10	×	8	×	9	×	—	—	11	×	11	×	8	×	9	×	0	7	0
		3	④	×	⑤	×	14	×	15	×	16	×	15	×	13	×	14	×	0	8	0
		4	19	×	18	×	20	×	22	×	—	—	19	×	—	—	—	—	0	5	0

- (注) 1 本表は、河川環境データベースのホームページ（国土交通省が実施した河川水辺の国勢調査結果）による。
- 2 特定外来生物の種目欄の右欄に記載している巡目の「1」は河川水辺の調査の1巡目（平成3から7年度）、「2」は2巡目（平成8から12年度）、「3」は3巡目（平成13から17年度）、「4」は4巡目（平成18から22年度）の期間中に調査を実施したものである。
- 3 「○」は確認、「×」は未確認、1から3巡目の「-」は種名等について真正化されていないもの（河川環境データベースに未格納）、4巡目の「-」は調査未実施である。
- 4 調査年度欄の「①」は河川環境データベースのホームページに年度の記載なし、「②」は平成18年度及び22年度、「③」は平成5年度及び6年度、「④」は平成15年度及び16年度、「⑤」は平成13年度及び14年度、「⑥」は平成3年度及び4年度、「⑦」は平成4年度及び5年度に調査実施。
- 5 調査対象とした三次河川国道事務所の管轄は江の川上流であるが、本表は、浜田河川国道事務所が管轄する江の川下流における調査結果についても江の川の欄に記載している。
- 6 下線は、国土交通省が環境省と防除を共管している特定外来生物である。
- 7 確認率は、 $\frac{\text{確認河川数 } a}{\text{確認河川数 } a + \text{未確認河川数 } b} \times 100$  で算出した（小数点第1位を四捨五入）。

図表 1-(4)-イ-⑤ 「中国地方整備局平常時河川巡視規程」(別表-4)による河川巡視項目の内容

項目	内容
<b>(4) 河川の自然環境に関する情報収集</b>	河川巡視は河川区域内の自然環境を適切に整備・保全するため、その基礎情報として、河川の自然環境に関わる特筆されるべき事象(代表的な植物の開花、特定外来種の生育状況、大麻草・ケシ等の薬物に類する法律違反の栽培、渡り鳥の飛来・飛去、瀬切れの発生等)について把握し報告する。
① 自然環境の状況把握	河川環境の整備と保全のため、河川区域内における自然環境の状況について情報を収集する。ここでは、特に水質事故等の危機管理の観点から巡視を行う。
c) 季節的な自然環境の変化	河川の自然環境について季節的な周期により生じる、目視にて容易に把握できる自然環境の変化について把握する。例えば、希少種の生息環境の状況、渡り鳥の渡来・飛去、集団営巣地の形成、魚の集団遡上、堤防や河川敷における菜の花や彼岸花の開花、桜の開花、紅葉の最盛期、特定外来種の生育状況等である。

図表 1-(4)-イ-⑥ 7 河川関係事務所における特定外来生物の把握に係る河川巡視業務の実施状況に関する調査結果（整理表）

把握に係る河川巡視業務の実施状況等	鳥取河川国道事務所	倉吉河川国道事務所	日野川河川事務所	福山河川国道事務所	三次河川国道事務所	太田川河川事務所	山口河川国道事務所
1 河川巡視を実施する業者を決定するための公募において、業務内容の説明資料（河川業務支援業務仕様書等）に「中国地方整備局平常時河川巡視規程」を添付し、特定外来生物の生育状況の把握・報告が業務の一つであることを明記	○	— (注3参照)	○	○	○	○	— (注3参照)
2 上記1以外（巡視計画書、個別打合せ等）における委託業者への指示	○ (個別打合せにおいて指示するとともに、前年度の調査結果及び「河川の外来種図鑑」を提供)	○ (年間巡視計画において「外来種の状況調査」を明記し指示)	○ (個別打合せにおいて前年度に引き続き把握・整理を指示)	× (河川水辺の国勢調査結果は提供済み)	× (河川水辺の国勢調査結果は提供済み)	▲ (己斐出張所のみ個別打合せにおいて口頭指示)	○ (個別打合せ等において指示するとともに、前年度の把握結果を提供)
3 河川巡視による把握結果の受理	○	○	○	▲ (報告実績があるものの把握漏れ)	× (報告実績なし)	▲ (己斐出張所は報告実績あり、大芝、小瀬川の2出張所は報告実績なし)	○
4 上記3の把握結果の整理	○ (特定外来生物生育箇所を作成)	○ (天神川水系特定外来種生育マップを作成)	○ (生育地点、面積等について経年的な推移が分かる資料を作成)	× (未整理)	× (報告がないため未整理)	▲ (大芝出張所は報告がないため未整理)	○ (オオキンケイギク植生分布図を作成)
5 把握結果の防除への活用	▲ (河原出張所は、除草時期が遅れたため、除草時にオオキンケイギクを確認できず未活用)	○	○	▲ (報告分のみ口頭で防除に活用)	× (報告がないため未活用)	▲ (小瀬川出張所は同職員による把握結果を活用、大芝出張所は報告がないため未活用)	○

(注) 1 中国四国管区行政評価局、鳥取行政評価事務所及び山口行政評価事務所の調査結果による。  
 2 「把握に係る河川巡視業務の実施状況等」の各欄に該当する事務所に「○」、該当しない事務所に「×」、一部のみ該当する事務所に「▲」を付した。  
 3 倉吉河川国道事務所及び山口河川国道事務所では、平成23年度を初年度とする3年間の河川巡視業務に係る契約の委託業者を決定するための公募において、「中国地方整備局河川巡視規程」を添付しているが、現行の「中国地方整備局平常時河川巡視規程」は平成23年6月29日に制定されたものであり、契約当時（平成23年4月1日）のものは、特定外来生物の生育状況の把握・報告について明記されたものではなかったため、「—」を記載した。

図表 1-(4)-イ-⑦ 委託業者に対し、オオキンケイギクの把握について別途指示し、その把握結果に基づき整理している事例（推奨事例）

事務所名	説明
鳥取河川国道事務所	<p>鳥取河川国道事務所では、河川巡視業務に係る委託業者を決定するための公募において、業務内容の説明資料（河川業務支援業務仕様書等）に「中国地方整備局平常時河川巡視規程」を添付し、特定外来生物の生育状況の把握・報告が業務の一つであることを明記している。</p> <p>また、同事務所は、河川巡視業務の個別打合せにおいて、特定外来生物の生育状況の報告を指示するとともに、前年度の河川巡視結果及び「河川の外来種図鑑」（財団法人リバーフロント整備センター発行）を提供している。</p> <p>河川巡視日誌により収集したオオキンケイギクの生育状況については、把握箇所を地図上に図示した「特定外来生物生育箇所」を作成し、整理している。</p>
倉吉河川国道事務所	<p>倉吉河川国道事務所では、平成 23 年度を初年度とする 3 年間の河川巡視業務に係る契約の委託業者を決定するための公募において、「中国地方整備局河川巡視規程」を添付しているが、現行の「中国地方整備局平常時河川巡視規程」は平成 23 年 6 月 29 日に制定されたものであり、契約当時（平成 23 年 4 月 1 日）のものは、特定外来生物の生育状況の把握・報告について明記されたものではなかったため、年間巡視計画において「外来種の状況調査」を明記し、特定外来生物の生育状況の報告を指示している。</p> <p>河川巡視日誌により収集したオオキンケイギクの生育状況については、把握箇所を地図上に図示した「天神川水系特定外来種生育マップ」を作成し、整理している。</p>

（注）鳥取行政評価事務所の調査結果による。

図表 1-(4)-イ-⑧

7 河川関係事務所における特定外来生物の把握状況等に係る調査結果（総括表）

問題事例の内容	鳥取河川国道事務所	倉吉河川国道事務所	日野川河川事務所	福山河川国道事務所	三次河川国道事務所	太田川河川事務所	山口河川国道事務所
① 河川巡視業務の委託業者に対して、特定外来生物の生育状況について報告することを指示しているものの、オオキンケイギクが繁茂しているにもかかわらず、委託業者からオオキンケイギクの生育状況の報告が全くない又は把握漏れがあるもの				● (把握漏れ)	● (報告なし)	● (大芝及び小瀬川出張所は報告なし)	
② オオキンケイギク等の生育状況について委託業者から報告があるものの、その結果を地域的分布や繁茂の規模等の状況が分かるように整理していないもの				●			

(注) 1 中国四国管区行政評価局、鳥取行政評価事務所及び山口行政評価事務所の調査結果による。  
 2 ●は、問題事例に該当する河川事務所等である。

図表 1-(4)-イ-⑨ 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づく特定外来生物防除に関する告示について」（平成 20 年 4 月 17 日付け中国地方整備局道路部道路計画課、道路工事課、道路管理課、交通対策課連名の事務連絡）による中国地方整備局管内における道路管理行為にあたっての留意事項の内容

項目等	内 容
本文	平成 20 年 3 月 14 日付け事務連絡により道路局国道・防災課、地方道・環境課より別紙のとおり通知されたので、特定外来生物の防除について遺憾なきよう取り計らわれたい。 なお、道路管理行為にあたっての留意事項として、関係地域住民等への事前周知の看板及び防除従事者が携帯する防除従事者証については別紙を参考とされたい。
① オオキンケイギク等の採取等を行う場合の看板等への表示例	【参考】 ※ オオキンケイギク、オオハンゴンソウ、ナルトサワギク、アレチウリ、オオカワヂシャが分布していることを確認している個所で、採取等（具体的には除草、掘削など刈る、抜く、掘るに該当する行為）を行う場合は関係地域住民等への周知を図る必要があります。 ※ 周知の方法は看板等によることとしています。 ※ 採取等した個体（部位が全て揃っている状態）、種子、器官（オオキンケイギク、オオハンゴンソウ、オオカワヂシャの根、ナルトサワギクの根及び茎）は焼却処分してください。搬出せず、焼却が難しい場合も深く埋め監視するなど再繁茂しないように留意をお願いします。
② オオキンケイギク等の採取等を行う場合の証明証の作成例	【参考】 ※ オオキンケイギク、オオハンゴンソウ、ナルトサワギク、アレチウリ、オオカワヂシャが分布していることを確認している個所で、採取等（具体的には除草、掘削など刈る、抜く、掘るに該当する行為）を行う場合は防除を実施していることを証する書類を携帯する必要があります。 ※ 採取しようとしている工事（業務）受注者又は職員に対し事務所長名で発行し現場での責任者に携帯させることとしています。 ※ 採取等した個体（部位が全て揃っている状態）、種子、器官（オオキンケイギク、オオハンゴンソウ、オオカワヂシャの根、ナルトサワギクの根及び茎）は焼却処分して下さい。搬出せず、焼却が難しい場合も深く埋め監視するなど再繁茂しないように留意をお願いします。

（注）道路局事務連絡の内容は省略した。

図表 1-(4)-イ-⑩

6 国道関係事務所における特定外来生物の把握に係る道路巡回業務の実施状況に関する調査結果（整理表）

把握に係る道路巡回業務の実施状況等	鳥取河川国道事務所	倉吉河川国道事務所	福山河川国道事務所	三次河川国道事務所	広島国道事務所	山口河川国道事務所
1 道路巡回を実施する保守工事に係る業者を決定するための公募において、業務内容の説明資料（道路の保守工事業務の特記仕様書、道路保守工事巡回実施要領等）に、特定外来生物の生育状況の把握・報告が業務の一つであることを明記	×	×	×	×	×	×
2 上記1以外（巡回計画書、個別打合せ等）における委託業者への指示	○ （年度当初に口頭で指示するとともに、前年度の防除実績を提供（郡家国道維持出張所のみ個別打合せにおいても指示））	○ （個別打合せにおいて指示するとともに、羽合国道維持出張所は前年度までの把握結果を整理した「外来種繁殖箇所」を提供、西部分室は前年度の把握結果を提供）	○ （個別打合せにおいて口頭指示）	○ （個別打合せにおいて口頭指示）	▲ （可部国道出張所のみ個別打合せにおいて指示）	○ （道路巡回計画書に特定外来生物の育成状況の把握・報告を明記し、これに基づき指示）
3 道路巡回による把握結果の受理	○	○	▲ （口頭での報告実績があるものの把握漏れ）	×	▲ （可部国道出張所は報告実績あり、呉国道、広島維持及び西条維持の3出張所は報告実績なし）	▲ （報告実績があるものの報告漏れ）
4 上記3の把握結果の整理	○	○ （羽合国道維持出張所は把握結果を整理した「外来種繁殖箇所」を作成）	×	×	▲ （呉国道、広島維持及び西条維持の3出張所は報告がないため未整理）	○
5 把握結果の防除への活用	○	○	×	×	▲ （呉国道、広島維持及び西条維持の3出張所は報告がないため未活用）	○

(注) 1 中国四国管区行政評価局、鳥取行政評価事務所及び山口行政評価事務所の調査結果による。

2 「把握に係る道路巡回業務の実施状況等」欄に該当する事務所に「○」、該当しない事務所に「×」、一部のみ該当する事務所に「▲」を付した。

図表 1-(4)-イ-⑪ 委託業者に対し、オオキンケイギクの把握について別途指示し、その把握結果に基づき整理している事例（推奨事例）

事務所名	説明
<p>倉吉河川国道事務所 （羽合国道維持出張所）</p>	<p>倉吉河川国道事務所では、道路巡回業務に係る委託業者を決定するための公募において、業務内容の説明資料（道路の保守工事に係る特記仕様書、道路保守工事巡回実施要領等）に、特定外来生物の生育状況の把握・報告が業務の一つであることを明記されていないことから、同事務所羽合国道維持出張所では、道路巡回業務の個別打合せにおいて、委託業者に対し、特定外来生物の生育状況の把握・報告について、別途、指示している。その際、昨年度までにオオキンケイギクの生育が確認された箇所をまとめた「外来種繁殖箇所」を委託業者に提供し、繁茂の状況を確認・整理するよう指示している。</p> <p>道路巡回により把握した特定外来生物の生育状況については、委託業者から、道路巡回日誌とは別に、「外来種繁殖箇所」に整理され報告を受けている。</p>
<p>広島国道事務所 （可部国道出張所）</p>	<p>広島国道事務所では、道路巡回業務に係る委託業者を決定するための公募において、業務内容の説明資料（道路の保守工事に係る特記仕様書、道路保守工事巡回実施要領等）に、特定外来生物の生育状況の把握・報告が業務の一つであることを明記されていないことから、同事務所可部国道出張所では、委託業者に対し、オオキンケイギクが開花し始める5月に開催した業務の個別打合せにおいて、平成25年度から、特定外来生物の生育状況の把握・報告について、別途、指示している。その際、インターネットにより収集したオオキンケイギクの写真等を提供し、オオキンケイギクの生育状況に関しても報告するよう指示している。</p> <p>道路巡回により把握したオオキンケイギクの生育状況については、委託業者から、道路巡回日誌とは別に、把握結果（位置、面積等）を集計した一覧表及び把握箇所ごとに写真を貼付した位置図に整理された資料の報告を受けている。</p>

（注）中国四国管区行政評価局及び鳥取行政評価事務所の調査結果による。

図表 1-(4)-イ-⑫

6 国道関係事務所における特定外来生物の把握状況等に係る調査結果（総括表）

問題事例の内容	鳥取河川国道事務所	倉吉河川国道事務所	福山河川国道事務所	三次河川国道事務所	広島国道事務所	山口河川国道事務所
① オオキンケイギクが繁茂しているにもかかわらず、委託業者からオオキンケイギクの生育状況の報告が全くない又は報告漏れがあるもの			● (把握漏れ)	● (報告なし)	● (西条、広島及び呉出張所は報告なし)	
② 道路巡回業務の委託業者が提出した道路巡回計画書に基づき、委託業者は、特定外来生物の生育状況を報告することとされているが、オオキンケイギクが繁茂しているにもかかわらず、把握漏れ等の理由から、報告漏れがあるもの						●
③ オオキンケイギクの生育状況について委託業者から報告はあるが、地域的分布や繁茂の規模等が分かるように整理していないもの			●			

(注) 1 中国四国管区行政評価局、鳥取行政評価事務所及び山口行政評価事務所の調査結果による。

2 ●は、問題事例に該当する事務所である。

図表 1-(4)-イ-13

7 河川関係事務所における特定外来生物の防除の実施状況に関する調査結果（整理表）

防除の実施状況等	鳥取河川国道事務所	倉吉河川国道事務所	日野川河川事務所	福山河川国道事務所	三次河川国道事務所	太田川河川事務所	山口河川国道事務所
1 除草に係る委託業者を決定するための公募において、業務内容の説明資料（維持工事又は堤防管理作業に係る特記仕様書等）に特定外来生物の防除を明記	○ （現場説明書追加事項において、外来生物法に基づき適切な処置を指示）	×	×	×	×	×	○ （特記仕様書及び追加仕様事項において、特定外来生物の防除を明記）
2 上記1以外（施工計画書、個別打合せ等）における委託業者への指示（特定外来生物の防除を認識した指示）	○ （千代水出張所は個別打合せにおいて、把握結果に基づき防除を指示、河原出張所は除草開始時期の遅れにより除草前の確認作業時にオオキンケイギクを確認できなかったため、河川巡視により把握したオオキンケイギクの抜取りは行えなかったが、特定外来生物の防除を認識した指示は実施）	○ （個別打合せにおいて、把握結果に基づき防除を指示）	○ （個別打合せにおいて、把握結果に基づき防除を指示）	○ （河川巡視による報告の有無にかかわらず、施工計画書に「特定外来種のある場合は、施工方法について別途協議」の記載があり、委託業者による散在塵芥（ゴミ等の除去作業）において把握されたオオキンケイギクの生育状況に基づき、個別打合せにおいて、オオキンケイギクの防除とそれ以外の除草を別々に実施するよう指示）	×	▲ （己斐及び小瀬川出張所管内は個別打合せにおいて、把握結果に基づき、オオキンケイギクの防除をそれ以外の除草に先立ち実施するよう指示、大芝出張所管内は河川巡視による報告実績がないため、特定外来生物の防除を認識した指示は行われていない）	○ （個別打合せにおいて、把握結果に基づき、6月下旬から始まる一斉除草前にオオキンケイギクの防除を指示）

(注) 1 中国四国管区行政評価局、鳥取行政評価事務所及び山口行政評価事務所の調査結果による。

2 「防除の実施状況等」欄に該当する事務所に「○」、該当しない事務所に「×」、一部のみ該当する事務所に「▲」を付した。

図表 1-(4)-イ-⑭

6 国道関係事務所における特定外来生物の防除の実施状況に関する調査結果（整理表）

防除の実施状況等	鳥取河川国道事務所	倉吉河川国道事務所	福山河川国道事務所	三次河川国道事務所	広島国道事務所	山口河川国道事務所
1 除草に係る委託業者を決定するための公募において、業務内容の説明資料（道路の保守工事に係る特記仕様書等）に特定外来生物の防除を明記	×	×	×	×	×	○ （特記仕様書において、特定外来生物の防除を明記）
2 上記1以外（施工計画書、個別打合せ等）における委託業者への指示（特定外来生物の防除を認識した指示）	○ （個別打合せにおいて、把握結果に基づき防除を指示）	○ （個別打合せにおいて、把握結果に基づき防除を指示）	×	○ （道路巡回による報告実績がないものの、個別打合せにおいて、防除を指示）	▲ （可部国道出張所は把握結果に基づき、個別打合せ及び追加施工計画書において、結実前にオオキンケイギクの防除を実施するよう指示、広島維持出張所は、道路巡回による報告実績がないものの、個別打合せにおいて、防除を指示、西条及び呉維持出張所管内は道路巡回による報告実績がないため、特定外来生物の防除を認識した指示は行われていない。）	▲ （把握結果に基づき、個別打合せ及び追加施工計画書において、①種子が付いていないことを確認した上で通常の除草を実施して処分すること、②種子が付いたもの及び抜き取りを実施したものは枯死させた後に処分することを指示しているものの、把握漏れの箇所については特定外来生物の防除を認識した指示は行われていない。）

(注) 1 中国四国管区行政評価局、鳥取行政評価事務所及び山口行政評価事務所の調査結果による。

2 「防除の実施状況等」欄に該当する事務所に「○」、該当しない事務所に「×」、一部のみ該当する事務所に「▲」を付した。

図表 1-(4)-イ-⑮ 通常の管理行為等の範囲以外の区域における防除の取組事例（推奨事例）

事務所名	説明		
広島国道事務所 （可部国道出張所）	<p>1 通常の管理行為等の範囲外の区域における防除に至った経緯                      当該区域（国道 54 号 25k680～26k100）については、通常の除草箇所でない（除草範囲外）の位置にあるものの、オオキンケイギクが 32,000 平方メートルにわたって広範囲に繁茂していることから、広島国道事務所可部国道出張所では、<u>周辺の生態系等への影響を考慮し、防除の必要性について、以前から認識していた。</u>                      このため、予算的には約 300 万円必要となるが、当初予算の効率的な執行を図ることにより対応することとし、平成 25 年度での防除の実施を決定している。</p> <p>2 防除の内容</p> <p>(1) オオキンケイギクの把握                      国道 54 号可部保守工事（道路巡回及び除草を含む。）の契約に係る公告に際し、契約関係書類（特記仕様書等）には、オオキンケイギクの把握及び防除に係る業務が含まれることを明記していなかったが、契約締結後、委託業者との打合せにおいて、当該区域を含む管内全てのオオキンケイギクの生育箇所の把握を指示し、報告を受けている。</p> <p>(2) オオキンケイギクの防除に係る指示                      上記(1)の報告のあった生育箇所について、委託業者に対し、平成 20 年中国地方整備局道路部事務連絡に基づき、表 1 のとおり、防除を指示している。このうち、通常の管理行為の範囲外の区域（測点 25k680～26k100）においては、防除面積が大きいため、<u>周辺の生態系等への影響を考慮し、影響の大きい河川に近い箇所（法面最下段）は平成 25 年度に抜取りによる防除を行い、それ以外の箇所（法面最下段以外）は 25 年度に刈取りを行い、次年度以降に予算等の状況をみながら、抜取りによる防除を行うことにより計画的な防除に取り組むこととしている。</u></p>		
表 1 オオキンケイギクの防除に係る指示内容			
指示項目	指示内容（防除の際の留意事項等）		
防除対象特定外来生物	オオキンケイギク		
防除の方法	<p>1 調査                      通常の道路管理行為等の範囲内において、生育状況及び被害状況に関する情報の収集に努めることとする。</p> <p>2 採取等                      「関係地域住民等への事前周知」については、関係地域住民等の関心、影響の程度等を考慮の上、原則事前に防除の時期や目的、内容などの情報を看板等、適切な方法により提供する。                      また、防除を行う際には、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づく防除を実施していることを証する書類として、防除従事者証を携帯する。                      採取等した個体（部位が全て揃っている状態）、種子、器官は焼却処分して下さい。</p> <p>3 モニタリング                      通常の道路管理行為等の範囲内において、生育状況及び被害状況のモニタリング並びに防除の進捗状況の点検として、被害及び分布域の状況を観察する。</p>		
防除箇所（国道 54 号）			
測点・場所	規格	防除面積	備考
13k940～14k000 中央分離帯	抜根除草 (人力)	470 m <sup>2</sup>	
14k480～14k650 中央分離帯	抜根除草 (人力)	460 m <sup>2</sup>	
14k620～14k700 下り線(余裕地)	抜根除草 (人力)	150 m <sup>2</sup>	
25k680～26k100 下り線(法面最下段)	抜根除草 (人力)	6,000 m <sup>2</sup>	通常の除草範囲外
25k680～26k100 下り線(法面最下段以外)	機械除草 (肩掛式)	26,000 m <sup>2</sup>	通常の除草範囲外 予算等の状況をみながら、次年度に抜根除草
28k300～28k420 上り線(余裕地)	抜根除草 (人力)	150 m <sup>2</sup>	

28k480～28k580 上り線(余裕地)	抜根除草 (人力)	150 m <sup>2</sup>	
28k480～28k580 下り線(余裕地)	抜根除草 (人力)	1,000 m <sup>2</sup>	

(注)本表は、広島国道事務所の提出資料「工事打合簿(平成25年6月12日発議)」による。

(3) オオキンケイギクの防除に係る施工方法

上記(2)の指示を受けた委託業者は、表2の内容の追加施工計画書を提出し、防除を実施している。

表2 オオキンケイギクの防除に係る施工方法

項目	施工方法等
工期	平成25年6月24日～7月11日
防除従事者証	広島国道事務所長の発行する許可証明書を携帯し、作業を行う。
周知看板	地域住民に特定外来生物の防除中であることの周知を図るため、作業中は看板を設置する。
抜根除草の方法	抜根除草に当たっては、人力で根元から抜き取るか、抜き取りができない場合は、鎌で刈取りを行う。抜き取り・刈取りを行ったオオキンケイギクは、種子が飛散しないようにビニール袋に入れ、ダンプトラックに積み込み、荷台をシートで覆いオオキンケイギクが飛散しないように、焼却処分場に搬出する。
機械除草の方法	機械除草は、当初施工計画に準じて行い、刈り取ったオオキンケイギクはダンプトラックに積み込み、荷台をシートで覆いオオキンケイギクが飛散しないように、焼却処分場に搬出する。
作業終了後	生殖域の拡大がないか確認できるよう資料を保管する。

(注)本表は、広島国道事務所の提出資料「工事打合簿(平成25年6月24日発議)」による。

(注)中国四国管区行政評価局の調査結果による。

図表 1-(4)-イ-⑩ 通常の管理行為等の範囲以外の区域における防除を行うことが望ましい事例

事務所名	説明
広島国道事務所	<p>広島国道事務所では、中国地方整備局が定めた土木工事設計マニュアルに基づき、道路の切土の法面のうち、法尻から上方 1.5メートル以内の部分は、除草対象として通常の道路管理行為により除草を実施しているが、1.5メートルを超えた部分は、除草対象外としている。</p> <p>このため、今回、当局が広島国道事務所管内の直轄国道を現地調査した結果、除草対象部分のオオキンケイギクの防除（刈取り）は実施しているが、除草対象部分より高位置に生育しているオオキンケイギクの防除は除草対象外として実施していないため、オオキンケイギクの種子が防除した部分に落下し、防除効果が乏しい箇所がみられた。</p> <p>除草対象部分に生育しているオオキンケイギクについて抜取りによる防除を実施したとしても、同部分より高位置に生育しているオオキンケイギクを防除しなければ、抜き取った箇所にオオキンケイギクの種子が落下し、再び発芽するため、効果的な防除の観点から、通常の管理行為の対象外であっても積極的に防除を行うことが望ましいと考えられる。</p>
山口河川国道事務所	<p>山口河川国道事務所では、通常の道路管理行為を行う場所以外は、除草対象外としている。</p> <p>このため、今回、山口行政評価事務所が現地調査により把握した山口河川国道事務所管内の直轄国道（国道 2 号、9 号（山口市より南）、188 号、190 号）のオオキンケイギクの生育箇所のうち、法面において除草対象部分より高い位置に生育していることを理由に防除を実施しない場合、オオキンケイギクの種子が防除を実施した箇所に落下することにより、防除の実施効果が乏しくなるおそれが生じている箇所がみられた。</p> <p>除草対象部分に生育しているオオキンケイギクについて抜取りによる防除を実施したとしても、除草対象部分より高位置に生育しているオオキンケイギクを防除しなければ、抜き取った箇所にオオキンケイギクの種子が落下し、再び発芽するため、効果的な防除の観点から、通常の管理行為の対象外であっても積極的に防除を行うことが望ましいと考えられる。</p>
広島国道事務所	<p>広島国道事務所では、中国地方整備局が定めた土木工事設計マニュアルに基づき、道路の盛土の法面のうち、法肩から下方 1メートル以内の部分については、通常の道路管理行為としての除草を実施しているが、1メートルを超えた部分については、除草対象外としている。</p> <p>今回、当局が広島国道事務所管内の直轄国道を現地調査した結果、除草対象部分より低位置に生育しているオオキンケイギクは除草対象外として防除していないため、オオキンケイギクの種子が下方にある民有地（畑）に落下し、オオキンケイギクの生育範囲が拡大するおそれがあるのがみられた。</p> <p>このような箇所については、拡散防止の観点から、通常の管理行為の対象以外であっても積極的に防除を行うことが望ましいと考えられる。</p>

(注) 中国四国管区行政評価局及び山口行政評価事務所の調査結果による。

図表 1-(4)-イ-⑰ 調査対象事務所におけるオオキンケイギクが管理区域周辺の土地と一体となって繁茂している箇所

区 分	河川部局		道路部局	
	管理区域周辺の土地と一体とな って繁茂している箇所数 (該当箇所の概要)	隣接地の 管理者	管理区域周辺の土地と一体とな って繁茂している箇所数 (該当箇所の概要)	隣接地の 管理者
鳥取河川国道事務所	0	——	0	——
倉吉河川国道事務所	0	——	1 (山陰道米子東 I C 付近の土地)	不明
日野川河川事務所	0	——	/	
福山河川国道事務所	0	——	2 (三原市内の広島県管理の二級 河川及び国道 2 号と広島県道と の交差点付近)	広島県
三次河川国道事務所	2 (三次市内の江の川の管理道路 の路肩付近 2 か所)	三次市	0	——
太田川河川事務所	0	——	/	
広島国道事務所	/		1 (竹原市内の国道 185 号沿線の土 地)	不明
山口河川国道事務所	0	——	1 (国道 2 号と岩国市内の岩国市 道との交差点付近)	岩国市

(注) 中国四国管区行政評価局、鳥取行政評価事務所及び山口行政評価事務所の調査結果による。

図表 1-(4)-イ-⑩ 調査対象事務所におけるオオキンケイギクの防除方法

区 分	河川部局		道路部局	
	抜取り	刈取り	抜取り	刈取り
鳥取河川国道事務所	○ (千代水出張所)	● (河原出張所)	○	
倉吉河川国道事務所	○		○ (羽合国道維持出張所) (注3)	● (羽合国道維持出張所及び西部分室) (注3)
日野川河川事務所	○			
福山河川国道事務所	○			
三次河川国道事務所		●	○	
太田川河川事務所	○ (己斐及び小瀬川出張所)	● (大芝出張所)		
広島国道事務所				
山口河川国道事務所			○	

- (注) 1 中国四国管区行政評価局、鳥取行政評価事務所及び山口行政評価事務所の調査結果による。  
 2 抜取りを実施しているものには「○」、刈取りを実施しているものには「●」を付した。  
 3 倉吉河川国道事務所羽合国道維持出張所は、オオキンケイギクの生育範囲が小規模な場合は抜取り、広範囲の場合は刈取りを実施しているため、両方の欄に記載した。

図表 1-(4)-イ-⑱ 抜取りによる効果的な防除が必要と認められる事例

事務所名	説明														
倉吉河川国道事務所	<p>倉吉河川国道事務所（道路部局）では、作業量、生育面積等を勘案し、オオキンケイギクが広範囲に生育している場合は刈取り、生育が僅かである場合は抜取りによる防除を行うこととしており、同事務所管内の山陰道米子東インターチェンジ付近においては、オオキンケイギクが広範囲に生育しているため、平成 24 年度及び 25 年度は刈取りによる防除を行っている（「広範囲」、「僅か」の基準はなく、委託業者との協議により防除方法を決定）。</p> <p>しかし、当該付近におけるオオキンケイギクの生育面積は、表 1 のとおり、前年度比で 53% 増（約 1.5 倍増）と著しく拡大している状況となっている。</p> <p>表 1 山陰道米子東インターチェンジ付近における生育面積比較 (単位：㎡)</p> <table border="1" data-bbox="416 528 1423 667"> <thead> <tr> <th data-bbox="416 528 700 595">区 分</th> <th data-bbox="705 528 940 595">平成 24 年度 (①)</th> <th data-bbox="944 528 1179 595">平成 25 年度 (②)</th> <th data-bbox="1184 528 1423 595">増加面積 (②-①)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="416 602 700 667">山陰道米子東インターチェンジ付近</td> <td data-bbox="705 602 940 667">4,398.59</td> <td data-bbox="944 602 1179 667">6,709.27</td> <td data-bbox="1184 602 1423 667">2,310.68 (前年度比 53%増)</td> </tr> </tbody> </table> <p>一方、日野川河川事務所及び鳥取河川国道事務所（鳥取国道維持出張所）では、①オオキンケイギクは多年草であるため、防除方法としては、刈り取るより抜き取る方がより防除効果が高いこと、②刈取りによる防除を続けるだけではオオキンケイギクの生育面積が拡大するため、生育面積の小さいうちに抜取りを開始する方が、より費用対効果が高いことなどから、表 2 のとおり、抜取りによる防除を実施している。</p> <p>表 2 鳥取県内の他の河川国道事務所等におけるオオキンケイギクの防除の実施状況</p> <table border="1" data-bbox="416 920 1423 1285"> <thead> <tr> <th data-bbox="416 920 703 965">事務所名</th> <th data-bbox="708 920 1423 965">防除の実施状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="416 972 703 1128">日野川河川事務所</td> <td data-bbox="708 972 1423 1128">平成 24 年度からオオキンケイギクの生育を把握し、抜取りによる防除を行っている。 平成 24 年度に抜取りを行った箇所（11 地点）における 25 年度の生育状況をみると、生育面積が 4,538.25 ㎡から 1,379 ㎡に大幅に減少（前年度比 70%減）している。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 1135 703 1285">鳥取河川国道事務所 (鳥取国道維持出張所)</td> <td data-bbox="708 1135 1423 1285">平成 24 年度までは、オオキンケイギクの生育を確認した場合は刈取りによる防除を行っていたが、平成 25 年度からは費用対効果等を考慮し効果的な防除を行うため、群生している箇所を含め、生育が確認された 28,845 ㎡全て抜取りにより防除を行っている。</td> </tr> </tbody> </table> <p>このため、倉吉河川国道事務所（道路部局）では、今後、防除方法の変更を行わなければ、オオキンケイギクの生育が拡大し、防除費用が増大することが懸念されることから、抜取りによる効果的な防除を行う必要があると認められる。</p>	区 分	平成 24 年度 (①)	平成 25 年度 (②)	増加面積 (②-①)	山陰道米子東インターチェンジ付近	4,398.59	6,709.27	2,310.68 (前年度比 53%増)	事務所名	防除の実施状況	日野川河川事務所	平成 24 年度からオオキンケイギクの生育を把握し、抜取りによる防除を行っている。 平成 24 年度に抜取りを行った箇所（11 地点）における 25 年度の生育状況をみると、生育面積が 4,538.25 ㎡から 1,379 ㎡に大幅に減少（前年度比 70%減）している。	鳥取河川国道事務所 (鳥取国道維持出張所)	平成 24 年度までは、オオキンケイギクの生育を確認した場合は刈取りによる防除を行っていたが、平成 25 年度からは費用対効果等を考慮し効果的な防除を行うため、群生している箇所を含め、生育が確認された 28,845 ㎡全て抜取りにより防除を行っている。
区 分	平成 24 年度 (①)	平成 25 年度 (②)	増加面積 (②-①)												
山陰道米子東インターチェンジ付近	4,398.59	6,709.27	2,310.68 (前年度比 53%増)												
事務所名	防除の実施状況														
日野川河川事務所	平成 24 年度からオオキンケイギクの生育を把握し、抜取りによる防除を行っている。 平成 24 年度に抜取りを行った箇所（11 地点）における 25 年度の生育状況をみると、生育面積が 4,538.25 ㎡から 1,379 ㎡に大幅に減少（前年度比 70%減）している。														
鳥取河川国道事務所 (鳥取国道維持出張所)	平成 24 年度までは、オオキンケイギクの生育を確認した場合は刈取りによる防除を行っていたが、平成 25 年度からは費用対効果等を考慮し効果的な防除を行うため、群生している箇所を含め、生育が確認された 28,845 ㎡全て抜取りにより防除を行っている。														

(注) 鳥取行政評価事務所の調査結果による。

図表 1-(4)-イ-㉔ 7 河川関係事務所におけるオオキンケイギクの防除の適正化に係る調査結果  
(総括表)

問題事例の内容	鳥取河川 国道事務所	倉吉河川 国道事務所	日野河川 事務所	福山河川 国道事務所	三次河川 国道事務所	太田河川 事務所	山口河川 国道事務所
i) 刈り取ったオオキンケイギクを焼却処分するよう委託業者に指示していないため、他の刈草と同様に農家等へ無償提供しているもの					●		
ii) 抜き取ったオオキンケイギクを運搬する際、シートを被せる等の飛散防止措置を講じていないもの				●			
iii) オオキンケイギク等を防除する委託業者に対し、法に基づく防除を実施していることを証する書類（防除従事者証）を発行していないもの		●					
iv) 看板等の設置により事前の関係地域住民等への周知を図っていないもの		●					

(注) 1 中国四国管区行政評価局、鳥取行政評価事務所及び山口行政評価事務所の調査結果による。  
2 「●」は、問題事例に該当する河川事務所等を示す。

図表 1-(4)-イ-㉑ 6 国道関係事務所におけるオオキンケイギクの防除の適正化に係る調査結果  
(総括表)

問題事例の内容	鳥取河川国道事務所	倉吉河川国道事務所	福山河川国道事務所	三次河川国道事務所	広島国道事務所	山口河川国道事務所
i) オオキンケイギク等を防除する委託業者に対し、法に基づく防除を実施していることを証する書類(防除従事者証)を発行していないもの			●	●	● (西条維持、広島維持及び呉国道出張所)	
ii) 看板等の設置により事前の関係地域住民等への周知を図っていないもの また、看板を設置し、関係地域住民等へ周知を図っているものの、防除を行う種の名前までは記載していないもの	● (名称未記載)		● (未周知)	● (未周知)	● (西条維持、広島維持及び呉国道出張所は未周知)	

(注) 1 中国四国管区行政評価局、鳥取行政評価事務所及び山口行政評価事務所の調査結果による。  
2 「●」は、問題事例に該当する国道事務所等を示す。

図表 1-(4)-イ-㉔ 「四国地方整備局管内外来種対策（案）」（国土交通省四国地方整備局河川管理、道路管理課、四国技術事務所作成、平成 23 年 4 月 1 日版）の抜粋

はじめに  
(以下略)

## 6 外来生物法に則った対応

特定外来生物の駆除および防除にあたっての対応方法は、大きく以下の 4 つに分けられる。

特定外来生物の種類、河川・道路区域害への搬出の有無、搬出する業者によって手続きが異なる。次項以降に各ケースの対応方法を述べる

(図、略)

図 6. 1 特定外来生物に対する対応フロー

- 1 : 公示に基づく防除の場合
- 2 : 外来生物法の適用除外となる場合
- 3 : ミズヒマワリ等 7 者の駆除を行う場合
- 4 : 災害復旧等の緊急時

### 6.1 《1》の場合

国土交通大臣が防除の「主務大臣等」となっているオオキンケイギク等 5 種の特定外来生物の防除で、外来生物法に基づく防除を実施する。

この場合、「飼養等」の許可申請は必要ないが、防除実施時に外来生物法に則った以下の手続きが必要である。

(図、略)

図 6. 2 「防除」実施時の対応フロー

(以下略)

図表 1-(4)-イ-㉓ 国道に生育するオオキンケイギク

事例 1 国道 11 号（香川県 E d 市町、平成 25 年 6 月撮影）



○囲い：生育するオオキンケイギク

事例 2 国道 11 号（香川県 E c 市町、平成 25 年 6 月撮影）



事例 3 国道 32 号（香川県 E g 市町、平成 25 年 5 月撮影）



図表 1-(4)-イ-㉔ 除草後の国道（四国行政評価支局）

事例 2 の除草前 国道 11 号（香川県 E c 市町、平成 25 年 6 月撮影）



○囲い：オオキンケイギクが  
生育している



事例 2 の除草後 国道 11 号（香川県 E c 市町、平成 25 年 8 月撮影）



○囲い：オオキンケイギクが  
生育していた同場所

## 2 飼養等の許可の適正化

通 知	説明図表番号
<p><b>【制度の概要】</b></p>	
<p><b>(1) 飼養等の許可</b></p>	
<p>特定外来生物の飼養等については、法第4条により、法第5条に基づく主務大臣の許可を受けた場合又はやむを得ない事由があるとして認められる場合を除き、禁止されている。主務大臣である環境大臣及び農林水産大臣は、学術研究、博物館・動物園等これに類する施設における展示、教育、生業の維持、特定外来生物に指定の際に現に飼養等をしている当該特定外来生物に係る愛がん又は観賞等の目的に適合して飼養等をするものであって、特定外来生物を飼養等する際の施設（以下「特定飼養等施設」という。）を有することなど適切に取り扱うことができる」と認められる場合に、法第5条に基づき、特定外来生物の飼養等の許可を行っている。</p>	<p>図表1-① (再掲)</p>
<p>また、飼養等の許可に当たっては、特定外来生物の遺棄や逸出等を起こさない適正な取扱いを確保するため、必要に応じ、条件を付すものとしており、定型的な条件については、法第5条第4項及び規則第7条により、以下のとおり定められている。</p>	<p>図表2-①</p>
<p>① 特定外来生物の種類に応じ、許可に主務大臣の定める有効期間（哺乳類、鳥類及び爬虫類は5年で、これら以外は3年）を設けること。</p> <p>② 特定外来生物の種類ごとに譲渡し等を行った等の事由により飼養等に係る特定外来生物の数量に変更があった場合は、30日以内等、主務大臣があらかじめ定める期間内に、数量変更の事由等を主務大臣に届け出ること。</p>	
<p>以上の条件については、「環境大臣及び農林水産大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件」（平成17年5月農林水産省・環境省告示第4号）及び「環境大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件」（平成17年5月環境省告示第42号。以下、両告示を「基準の細目告示」と総称する。）において特定外来生物ごとに定められている。</p>	<p>図表2-② 図表2-③</p>
<p>また、主務大臣は、法第6条第1項に基づき、許可を受けた者が法第5条第5項の規定（後述参照）に違反し、又は付された条件に違反した場合において、必要があると認めるときは、措置命令を行うことができる。また、法第6条第2項に基づき、法若しくは法に基づく命令の規定又は法に基づく処分に違反した場合において、生態系等に係る被害が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、許可を取り消すことができるとされている。</p> <p>（注）上記の主務大臣（農林水産大臣の権限のうち、ブルーギル、コクチバス及びオオクチバスを除く。）の権限は、規則第36条に基づき、それぞれ地方環境事務所長及び地方農政局長に委任されている。</p>	<p>図表1-① (再掲)</p>
<p><b>(2) 飼養等の許可手続</b></p>	
<p>環境大臣が所管する特定外来生物の飼養等の許可を受けようとする者は、法第5条第2項及び規則第4条に基づき、必要な申請書及び添付書類を地方環境事務</p>	<p>図表1-① (再掲)</p>

所に提出してその申請を行うこととされている。また、環境大臣及び農林水産大臣が共管する特定外来生物に係る申請書等の提出については、手続の簡素化及び合理化を図るため、規則第 35 条に基づき、地方環境事務所のみに行うことができるよう措置されており、本措置に基づき地方環境事務所に申請書の提出がなされた場合には、申請内容に不備がないか確認した後、速やかに農林水産省に回付するものとされている。

図表 2-①  
(再掲)

なお、環境大臣及び農林水産大臣の共管種のうち、農林水産大臣の許可権限が地方農政局に委任されているヌートリア、アライグマ等については、地方農政局に回付されており、権限委任が行われていないオオクチバス、ブルーギル等については水産庁に回付されている。

また、申請書が提出されてからの標準処理期間は、施行通知により、原則 1 か月を目途として、申請に係る処理を迅速に行うものとされている。

### (3) 特定飼養等施設基準及び特定外来生物の取扱方法

特定飼養等施設の基準は、法第 5 条第 3 項第 2 号及び規則第 5 条に基づき、以下のとおり規定されている。

図表 1-①  
(再掲)

- ① 特定外来生物の種類に応じ、その逸出を防止できる構造及び強度とすること。
- ② 人の生命又は身体に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある特定外来生物（カミツキガメ等）については、当該特定外来生物に係る取扱者以外の者が容易に当該特定外来生物に触れるおそれがない構造及び強度とすること。

図表 2-①  
(再掲)

以上の基準に加え、基準の細目告示において、特定外来生物ごとに施設の類型等の基準を定めている。特に、セイヨウオオマルハナバチの基準の細目告示においては、次のとおり規定されている。

図表 2-②  
(再掲)

- ① おり型の施設等から特定外来生物が通り抜けることのできないものであること。
- ② 外部との出入口の戸は、二重以上となっていること。
- ③ 特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出すること。

図表 2-③  
(再掲)

また、特定外来生物の飼養等をするためには、法第 5 条第 5 項及び規則第 8 条に基づき、以下を遵守して取り扱わなければならない。

- ① 許可に係る特定外来生物の飼養等の状況の確認及び特定飼養等施設の保守点検を定期的に行うこと。
- ② 特定飼養等施設の点検方法、飼養等が困難となった場合の対処方法及び運搬の際の逸出防止措置について、申請時に提出した管理体制を遵守すること。

以上に加え、マイクロチップのその皮下への埋込み等の方法で識別措置を講じ、当該措置内容を地方環境事務所及び地方農政局に届け出ること等が必要であり、これは、特定外来生物ごとに基準の細目告示で定められている。

## 【調査結果】

中国四国地方環境事務所及び中国四国農政局の管内における平成25年7月末現在の有効な飼養等の許可件数は2,342件で、その目的別の内訳は、件数の多いものから順に、生業の維持2,201件、展示46件、教育36件、愛がん又は観賞32件及び学術研究27件となっている。このうち最も件数の多い生業の維持2,201件のほとんどは、園芸施設農家がトマト等の野菜の受粉作業にセイヨウオオマルハナバチを利用するためのものである。これについて、中央環境審議会は、「外来生物法の施行状況等を踏まえた今後講ずべき必要な措置について（意見具申）」（平成24年12月13日中央環境審議会）により、平成21年以降、環境省が実施している抽出調査で、調査対象の2から3割程度の施設で不適切な管理状況が確認されていることから、環境省及び農林水産省が連携して指導監督を強化する必要性を指摘している。

図表2-④

図表2-⑤

今回、中国四国管区行政評価局及び四国行政評価支局が、中国四国地方環境事務所及び中国四国農政局が行った飼養等の許可について、許可を受けた者による特定飼養等施設の管理状況、特定外来生物の飼養等の取扱状況、許可申請書の審査に要した事務処理期間等について調査した結果は、以下のとおりであった。

### (1) 特定飼養等施設の管理状況等

#### ア セイヨウオオマルハナバチ

中国四国地方環境事務所は、平成22年度16件、23年度15件及び24年度10件の計41件の飼養等農家を抽出し、その飼養状況について現地調査を実施しており、このうち、不適切な管理状況が確認された20件（48.8%）に対して、改善指導を行っている。また、同事務所では、前述の中央環境審議会による意見具申を受けて、平成25年度から、中国四国農政局と合同の現地調査を実施している。

しかし、当該現地調査は、四国地方に飼養等の許可者が多いとの理由から、四国地方の4県で実施されており、中国地方では実施されていない。

そこで、平成25年7月末現在、有効なセイヨウオオマルハナバチに係る飼養等の許可2,200件の中から、飼養中のもの又は25年度中に飼養予定のものについて、鳥取県内で2件（5施設）、広島県内で7件（14施設）、山口県内で6件（6施設）及び香川県内で5件（5施設）の計20件（30施設）を任意に抽出し、現地調査を行ったところ、調査日現在、セイヨウオオマルハナバチを飼養中であった10件（16施設）の中には、四国地方はもとより、中国地方においても次のような不適切な状況がみられた。

- ① 施設の天窓、側窓等の施設開口部にネットは展張されているが、不完全な展張が行われていたり、当該ネットや施設の一部に破損箇所がみられ、セイヨウオオマルハナバチが逸出するおそれがあるもの（鳥取県内1件（1施設）、広島県内3件（3施設）、香川県内1件（1施設）、計5件（5施設））
- ② 施設の外部との出入口の戸が二重以上になっておらず、セイヨウオオマルハナバチが逸出するおそれがあるもの（広島県内1件（1施設）、香川県内1件（1施設）、計2件（2施設））

図表2-⑥

- ③ セイヨウオオマルハナバチが逸出可能な構造の給排水施設に、ネットの展開等の措置が講じられておらず、セイヨウオオマルハナバチが逸出するおそれがあるもの（広島県内1件（1施設））
- ④ 飼養等の開始後に施設前に許可証のコピーを掲出する等の識別措置が講じられていないもの（鳥取県内2件（3施設）、広島県内1件（1施設）、計3件（4施設））
- ⑤ 識別措置は行っているが、当該措置内容を中国四国地方環境事務所に届け出ていないもの（広島県内2件）

中国四国地方環境事務所では、飼養等の許可有効期限が到来する前に、許可更新申請のとりまとめを行っている農業協同組合に対して、許可更新申請書類及び事務連絡「セイヨウオオマルハナバチの許可更新申請について」を送付し、許可有効期限までに更新手続を行うよう要請している。この際、農業協同組合及び飼養等許可者に対してリーフレット「セイヨウオオマルハナバチの取扱いについての注意点」を配布し、適正な飼養管理に関する周知啓発を行っている。

しかし、以上のとおり、飼養管理上の不適切な例がみられた飼養等の許可者では、セイヨウオオマルハナバチに関する規制について、正しく理解していない状況がうかがえた。

## イ その他の特定外来生物

中国四国地方環境事務所は、セイヨウオオマルハナバチ以外の特定外来生物については、飼養等の許可を行った特定飼養等施設に対する現地調査等は行っていない。

そこで、広島県内及び香川県内で、平成25年7月末現在、セイヨウオオマルハナバチ以外の特定外来生物に係る有効な飼養等の許可51件の中から、広島県内で6件（5施設）及び香川県内で17件（7施設）の計23件（12施設）を任意に抽出し、現地調査を行ったところ、次のような状況がみられた。

- ① 飼養等が行われる特定外来生物にマイクロチップ等の埋込みによる識別措置を行っていないもの（香川県内3件）
- ② 識別措置は行っているが、当該措置内容を中国四国地方環境事務所に届け出ていないもの（香川県内9件）
- ③ 飼養等が行われる特定外来生物の数量に変更があったにもかかわらず、数量変更の事由等を中国四国地方環境事務所に届け出ていないもの（広島県内1件及び香川県内10件の計11件）
- ④ 特定飼養等施設の基準の細目告示に定められた施設基準（飼養等をする特定外来生物の体が触れない場所に施設が設けられていること）に適合していないもの（香川県内2件（2施設））

図表2-⑦

また、飼養等の許可は受けていないものの、当該施設の性格から特定外来生物を飼養等している可能性が想定される2施設について、特定外来生物の飼養等の有無を確認したところ、1施設において、許可の必要性は承知していたが、許可申請を行わず、特定外来生物であるカダヤシを飼養しているものがみられ

図表2-⑧

た。

## (2) 事務処理期間

中国四国地方において、平成 22 年度から 25 年度（7 月末まで）の間に新規の飼養等の許可が行われた 185 件のうち、38 件を抽出して、許可申請書の審査に要した事務処理期間をみたところ、標準処理期間の 1 か月を超過しているもの（34 日間から 71 日間）が 8 件（21.1%）みられた。

図表 2-⑨

これら 8 件について超過した理由を確認したところ、ウシガエルを除く 6 件（環境大臣及び農林水産大臣が共管するヌートリア、オオクチバス又はブルーギル）のうち、中国四国地方環境事務所及び水産庁が飼養許可を行っているオオクチバス又はブルーギルの 5 件は、具体的な理由は明らかでないが、同事務所及び水産庁の審査に長期を要したことが原因となっている（今回、水産庁の審査状況については、調査していない。）。また、同事務所及び中国四国農政局が飼養許可を行っているヌートリアの 1 件は、当該許可を行うに当たって適切かどうかを審査するための追加資料の提出等及びその確認のために、標準処理期間を 15 日超経過したものであり、その理由が明らかになっている。

図表 2-⑩

残るウシガエルの 2 件は、同事務所の審査の遅れによるものである。

なお、標準処理期間を超過している 8 件（許可対象者 5 者）のうち、6 件に係る許可対象者 3 者から、超過による支障を聴取したところ、結果的に関係業務に支障は生じなかったが、そのおそれがあったことから、迅速な審査を要望するとの意見が聴かれた。

図表 2-⑪

### 【所見】

したがって、中国四国地方環境事務所は、飼養等の許可の運用の適正化を図るため、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① セイヨウオオマルハナバチの飼養等の許可を受けた者及びこれらの更新許可申請のとりまとめを行っている農業協同組合に対し、許可の更新時期を捉えて、その取扱いに関する規制の周知啓発を強化すること。また、四国地方の飼養等の許可者に対して行っている現地調査に加えて、中国地方においても計画的に実施すること。
- ② セイヨウオオマルハナバチ以外の特定外来生物の飼養等の許可を受けた者に対しても、その適正な飼養の管理を推進するため、計画的な現地調査を実施すること。
- ③ 特定外来生物の飼養等には許可が必要であること及び無許可での飼養等には罰則が伴うことをより一層周知・啓発すること。
- ④ 飼養等の許可申請書の提出がなされてからの事務処理が遅延することのないよう、必要な対応措置を講ずるとともに、特に、環境省と農林水産省との共管種であるオオクチバス及びブルーギルについては、標準処理期間を遵守できるよう、中国四国地方環境事務所と水産庁との間の進行管理を行う仕組みを構築し、これを徹底すること。

図表2-① 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成17年農林水産省・環境省令第2号）最終改正：平成25年農林水産省・環境省令第1号

（用語）

第一条（略）

（飼養等の禁止の適用除外）

第二条 法第四条第二号の主務省令で定めるやむを得ない事由は、次の各号に掲げる事由とする。

- 一 非常災害に対する必要な応急措置としての行為に伴って飼養等をするものであること。
- 二 警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第二条第一項に規定する警察の責務として飼養等をするものであること。
- 三 検察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）第四条に規定する検察官の職務として飼養等をするものであること。
- 四 特定外来生物の指定の際現に行っている国又は地方公共団体による当該特定外来生物の防除又は当該指定後に行われる当該防除と同一の内容の防除であって、当該特定外来生物について当該指定の日から一年を超えない範囲で実施されるものに伴って飼養等をするものであること。
- 五 農林水産省又は環境省の職員が法に係る業務に伴って飼養等をするものであること。
- 六 厚生労働省、都道府県、地域保健法（昭和二十二年法律第一号）第五条第一項の規定に基づく政令で定める市、特別区又は食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十三条第一項の規定により厚生労働大臣の登録を受けた登録検査機関の職員が同法の規定に基づく検査その他これらに類する検査に伴って保管又は運搬をするものであること。
- 七 植物防疫官が植物防疫法（昭和二十五年法律第五十一号）第八条又は第十条に基づく植物防疫所の業務に伴って飼養等をするものであること。
- 八 家畜防疫官が狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）第七条、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第四十条若しくは第四十五条又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第十四号）第五十五条に基づく動物検疫所の業務に伴って飼養等をするものであること。
- 九 税関職員が関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第七十条に基づく税関の業務に伴って飼養等をするものであること。
- 十 法第五条第一項の許可を受けた者が第十条各号のいずれかに該当するに至った場合で、それぞれ当該各号に定める者が、当該各号に該当するに至った日（同条第一号の場合にあっては、その事実を知った日）から六十日を超えない範囲で、その許可に係る特定外来生物の飼養等をするものであること。
- 十一 第四号の業務を補助するため主務大臣が定める者が行う業務に伴って飼養等をするものであること。
- 十二 地方公共団体の職員がその職務の遂行に伴い、緊急に引き取り、処分するために一時的に保管又は運搬をするものであること。
- 十三 獣医師法（昭和二十四年法律第八十六号）第四章の規定による業務に伴って飼養等をするものであること。
- 十四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）その他の関係法律及びこれらの規定に基づく命令の規定により行う廃棄物の処理に伴って保管又は運搬をするものであること。
- 十五 食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第三十五条第一号に規定する飲食店営業について食品衛生法第五十二条第一項の許可を受けた者が、食用に供するために、特定飼養等施設とともに譲り受け、当該施設内において保管をするものであること。
- 十六 特定外来生物の指定の際現に当該特定外来生物の飼養等をしている者であって、当該飼養等について法第五条第一項の許可がなされていないものが当該指定の日から六月（その期間が終了するまでに当該飼養等に係る許可の申請がなされた場合において、その期間を経過したときは、その申請に対し許可をするかどうかの処分がある日まで）を超えない範囲で当該特定外来生物の飼養等をするものであること。
- 十七 特定外来生物の指定の際現に行っている国及び地方公共団体以外の者による当該特定外来生物の防除又は当該指定後に行われる当該防除と同一の内容の防除であって、当該特定外来生物について当該指定の日から一年を超えない範囲で鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第九条第一項、第十一条第一項又は第十三条第一項の規定に基づいて実施されるものに伴って飼養等をするものであること。

（飼養等の目的）

第三条 法第五条第一項の主務省令で定める目的は、次に掲げる目的とする。

- 一 博物館、動物園その他これに類する施設における展示
- 二 教育
- 三 生業の維持
- 四 特定外来生物の指定の際現に飼養等をしている当該特定外来生物に係る愛がん又は観賞
- 五 前各号に掲げるもののほか、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止その他公益上の必要があると認められる目的

（飼養等の許可の申請）

第四条 法第五条第二項の規定による許可の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

- 一 申請者の住所、氏名及び職業（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び主たる事業）
- 二 飼養等をしようとする特定外来生物に係る次に掲げる事項
  - イ 特定外来生物の種類
  - ロ 数量
- 三 飼養等をする目的
- 四 飼養等施設に係る次に掲げる事項
  - イ 施設の所在地
  - ロ 施設の規模及び構造
- 五 特定外来生物の管理方法に係る次に掲げる事項
  - イ 飼養等の主たる取扱者の住所、氏名及び職業（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
  - ロ 飼養等に係る管理体制
    - (1) 特定飼養等施設の点検方法
    - (2) 許可後に特定外来生物の飼養等が困難となった場合の対処方法
    - (3) 特定外来生物を運搬する場合にあっては、その運搬の際の当該特定外来生物の逸出防止措置
- 六 申請に係る特定外来生物の飼養等を既に行っている場合には、当該特定外来生物の数量及び当該特定外来生物に係る第八条第二号に規定する措置内容に係る情報
- 2 前項の申請書には、飼養等をしようとする施設の規模及び構造を明らかにした図面及び写真、申請者（申請者が法人である場合にあっては、その法人及びその法人の役員）が第六条第三号から第五号までに該当しないことを証明する書類その他主務大臣が必要と認める事項を記載した書類を添付しなければならない。
- 3 主務大臣は、法第五条第一項の許可をしたときは、許可証を交付しなければならない。
- 4 前項の許可証の様式は、様式第一のとおりとする。
- 5 法第五条第一項の許可を受けた者は、第三項の許可証を亡失し、若しくはその許可証が滅失したとき又は第七項の届出をしたときは、主務大臣に申請をして、その許可証の再交付を受けることができる。
- 6 前項の規定による許可証の再交付の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。
  - 一 申請者の住所、氏名及び職業（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び主たる事業）
  - 二 許可証の番号及び交付年月日
  - 三 許可証を亡失し、又は許可証が滅失した事情
- 7 許可証の交付を受けた者は、第一項第一号又は同項第五号イに掲げる事項に変更があったときは、三十日以内にその旨を主務大臣に届け出なければならない。
- 8 許可証の交付を受けた者は、当該許可証を亡失したときは、書面をもって遅滞なくその旨を主務大臣に届け出なければならない。ただし、第五項の申請をした場合は、この限りでない。
- 9 許可証の交付を受けた者は、主務大臣に対し、許可証の写しの交付を申請することができる。
- 10 法第五条第一項の許可を受けた者（第二号に掲げる場合にあっては、その相続人、消滅した法人の役員又は清算人若しくは破産管財人）は、次に掲げる場合は、その日（第二号に掲げる者が死亡した場合にあっては、その事実を知った日）から起算して六十日を経過する日までの間に、許可証を主務大臣に返納しなければならない。
  - 一 許可を取り消されたとき。
  - 二 許可を受けた者が死亡、合併若しくは分割（その許可を受けた者の地位が承継されなかった場合に限る。）し、又は解散したとき。
  - 三 第五項の規定により許可証の再交付を受けた後において亡失した許可証を発見し、又は回復したとき。

(特定飼養等施設の基準)

第五条 法第五条第三項第二号の主務省令で定める基準は、次に掲げる基準とする。

- 一 特定外来生物の種類に応じ、その逸出を防止できる構造及び強度とすること。
- 二 人の生命又は身体に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある特定外来生物については、当該特定外来生物に係る取扱者以外の者が容易に当該特定外来生物に触れるおそれがない構造及び強度とすること。
- 2 前項に定めるもののほか、基準の細目は、特定外来生物の種類ごとに主務大臣が告示で定める。

(飼養等の許可の基準)

第六条 法第五条第三項第二号に規定するその他の事由は、次に掲げる事由をいう。

- 一 飼養等をする者が特定飼養等施設を有しないこと。
- 二 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のためにその飼養等をしようとする特定外来生物の管理方法が不相当と認められること。
- 三 法又は法に基づく命令の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者であること。
- 四 法第六条第二項の規定により許可を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者であること。
- 五 法人であって、その法人の役員のうち前二号のいずれかに該当する者があること。

(飼養等の許可の条件)

第七条 法第五条第四項の規定による条件は、次の各号によるものとする。

- 一 特定外来生物の種類に応じ、許可に主務大臣の定める有効期間を設けること。
  - 二 特定外来生物の種類ごとに主務大臣が定める事由により飼養等に係る特定外来生物の数量に変更があった場合は、特定外来生物の種類ごとに主務大臣が定める期間内に、次に掲げる事項を主務大臣に届け出ること。
    - イ 数量の変更があった特定外来生物の種類及びその変更後の数量
    - ロ 数量の変更があった年月日
    - ハ 数量の変更の事由
  - ニ 譲渡し等を行った場合にあつては、当該譲渡し等を行った相手方の住所、氏名、職業（相手方が法人の場合にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び主たる事業）及び許可番号及び許可年月日
  - ホ 輸入を行った場合にあつては、その旨
  - ヘ 許可番号及び許可年月日
  - ト 数量の変更があった特定外来生物に係る次条第二号に規定する措置内容に係る情報
  - チ その他主務大臣が必要と認める事項
- 三 みだりに繁殖させることにより適正な飼養等に支障が生じるおそれがある特定外来生物について、繁殖を制限することその他の適切な措置を講ずること。
- 四 前各号に掲げるもののほか、主務大臣が付するその他の条件は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のために特に必要と認める事項とする。

(特定外来生物の取扱方法)

第八条 法第五条第五項の主務省令で定める方法は、次の各号に掲げる方法とする。

- 一 許可に係る特定外来生物の飼養等の状況の確認及び特定飼養等施設の保守点検を定期的に行うこと。
- 二 特定外来生物の個体又は器官について飼養等を開始したときは、特定外来生物の種類ごとに主務大臣が定める期間内に、当該特定外来生物の個体又は器官について、マイクロチップ（国際標準化機構が定めた規格第一一七八四号及び第一一七八五号に適合するものに限る。）のその皮下への埋込み、タグ又は脚環の取付け、標識又は写真の掲示その他の当該特定外来生物について法第五条第一項の許可を受けていることを明らかにするための措置であつて、特定外来生物の種類ごとに主務大臣が定めるものを講じ、主務大臣の定めるところにより当該措置内容を主務大臣に届け出ること（既に当該措置が講じられている場合を除く。）。
- 三 第四条第一項第五号ロに規定する管理体制を遵守すること。
- 四 前各号に掲げるもののほか、特定外来生物の種類ごとに主務大臣が定める取扱方法によること。

(第五種共同漁業権に係る特例)

第九条（略）

(飼養等の許可の失効)

第十条 法第五条第一項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、その許可は効力を失う。この場合において、それぞれ当該各号に定める者は、当該各号に該当するに至った日（第一号の場合にあつては、その事実を知った日）から三十日以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

- 一 死亡したときその相続人
- 二 法人が合併により消滅したときその法人を代表する役員であつた者
- 三 法人が破産手続開始の決定により解散したときその破産管財人
- 四 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したときその清算人

(譲渡し等の禁止の適用除外)

第十一条 第八条の主務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- 一 法第四条第一号に該当して飼養等をし、又はしようとする者の間においてその飼養等に係る特定外来生物の譲渡し等をする場合
- 二 法第四条第一号に該当して飼養等をし、又はしようとする者と同条第二号に該当して飼養等をし、又はしようとする者の間においてその飼養等に係る特定外来生物の譲渡し等をする場合
- 三 法第四条第二号に該当して飼養等をし、又はしようとする者の間においてその飼養等に係る特定外来生物の譲渡し等をする場合
- 四 法第四条第一号又は第二号に該当して飼養等をし、又はしようとする者が、その飼養等に係る特定外来生物の譲受け又は引取りを同条各号に該当しない者から行う場合
- 五 法第四条各号に該当しない者が、同条第一号又は第二号に該当して飼養等をし、又はしようとする者に対し、その飼養等に係る特定外来生物の譲渡し又は引渡しを行う場合

(法第十条第二項の証明書の様式等)

第十二条～第十三条（略）

(関係都道府県の意見聴取)

第十四条 主務大臣等は、防除の公示をしようとするときは、あらかじめ、当該防除の公示の案を関係都道府県に送付するものとする。

2 関係都道府県は、前項の送付があった場合において、法第十一条第二項の規定により主務大臣等に意見を述べよ  
うとするときは、主務大臣等が指定する期日までに意見を提出するものとする。

(公示事項)

第十五条 法第十一条第二項第四号の主務省令で定める事項は、防除の目標その他防除に際し必要な事項とする。

(防除の公示)

第十六条 法第十一条第二項の規定による公示は、同項各号に掲げる事項を、官報に掲載して行うものとする。

(法第十三条第三項の証明書の様式等)

第十七条～第二十二条 (略)

(防除の確認の申請)

第二十三条 地方公共団体は、法第十八条第一項の確認を受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した  
申請書を主務大臣に提出しなければならない。

- 一 地方公共団体の名称
- 二 防除の対象となる特定外来生物の種類
- 三 防除を行う区域及び期間
- 四 特定外来生物の捕獲等その他の防除の内容の概要

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる事項を記載した防除実施計画書（以下単に「防除実施計画書」という。）を  
添付しなければならない。ただし、緊急に防除を行う必要があると主務大臣が認める場合は、この限りでない。

- 一 特定外来生物の捕獲等その他の防除の内容
- 二 防除の目標
- 三 前二号に掲げるもののほか、防除の従事者に関する事項その他の法第十一条第二項の規定により公示された事  
項に適合することを証する情報

(防除の確認等)

第二十四条 主務大臣は、地方公共団体により提出された前条第一項の申請書及び同条第二項の防除実施計画書（同  
項ただし書の規定により緊急に防除を行う必要があると主務大臣が認める場合にあっては、同条第一項の申請書に  
限る。）が法第十一条第二項の規定により公示された事項に適合していると認めるときは、法第十八条第一項の確認  
をするものとする。

2 防除の確認を受けた者は、前条第一項第一号に掲げる事項に変更があったときは、三十日以内にその旨を主務大  
臣に届け出なければならない。

(防除の認定の申請)

第二十五条 国及び地方公共団体以外の者は、法第十八条第二項の認定を受けようとするときは、次の各号に掲げる  
事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

- 一 申請者の住所、氏名及び職業（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び主たる事業）
- 二 防除の対象となる特定外来生物の種類
- 三 防除を行う区域及び期間
- 四 特定外来生物の捕獲等その他の防除の内容の概要

2 前項の申請書には、防除実施計画書及び申請者の略歴を記載した書類（法人にあっては、現に行っている業務の  
概要を記載した書類、定款又は寄附行為、登記事項証明書並びにその役員の氏名及び略歴を記載した書類）を添付  
しなければならない。

(防除の認定等)

第二十六条 主務大臣は、国及び地方公共団体以外の者により提出された前条第二項の書類によりその者が適正かつ  
確実に特定外来生物の防除を実施することができ、かつ、その者により提出された同条第一項の申請書及び同条第  
二項の防除実施計画書が法第十一条第二項の規定により公示された事項に適合していると認めるときは、法第十八  
条第二項の認定をするものとする。

2 防除の認定を受けた者は、前条第一項第一号に掲げる事項に変更があったときは、三十日以内にその旨を主務大  
臣に届け出なければならない。

(防除の確認及び認定に係る公示)

第二十七条 法第十八条第三項前段の規定による公示は、確認を受けた地方公共団体又は認定を受けた防除を行う者  
について、それぞれ第二十三条第一項各号又は第二十五条第一項各号に掲げる事項をインターネットを利用して公  
衆の閲覧に供する方法で行うものとする。

2 法第十八条第三項後段の規定による公示は、確認を取り消された地方公共団体の名称又は認定を取り消された者  
の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）をインターネットを利用して  
公衆の閲覧に供する方法で行うものとする。

(未判定外来生物等)

第二十八条～第三十三条 (略)

(特定外来生物及び未判定外来生物に係る主務大臣)

第三十四条 法第二条第一項の政令で定める外来生物に係る主務大臣は、ミュオカストル・コイプス (ヌートリア)、プロキユオン・カンクリヴォルス (カニクイアライグマ)、プロキユオン・ロトル (アライグマ)、ヘルペステス・アウロブククタトゥス (ファイリマングース)、ヘルペステス・ヤヴァニクス (ジャワマングース)、ムンゴス・ムンゴ (シママングース)、ムンティアクス・レエヴェスイ (キョン)、レボミス・マクロキルス (ブルーギル)、ミクロプテルス・ドロミエウ (コクチバス) 及びミクロプテルス・サルモイデス (オオクチバス) については環境大臣及び農林水産大臣とし、その他の特定外来生物については環境大臣とする。

2 法第二十一条の未判定外来生物に係る主務大臣は、環境大臣及び農林水産大臣とする。

(申請書等の提出)

第三十五条 法の規定に基づき申請書その他の書類 (以下この条において「申請書等」という。) を主務大臣に提出する場合において、主務大臣が環境大臣及び農林水産大臣である生物に関する事項にあつては、環境大臣に提出することができる。

2 前項の規定により環境大臣に申請書等を提出する場合は、その写し一通を添付しなければならない。

3 環境大臣は、申請書等及びその写しを受理したときは、遅滞なく、当該写しを農林水産大臣に送付するものとする。この場合において、当該申請書等は、環境大臣が受理した日において農林水産大臣に提出されたものとみなす。

(権限の委任)

第三十六条 法及びこの省令に規定する主務大臣の権限 (農林水産大臣の権限のうち、レボミス・マクロキルス (ブルーギル)、ミクロプテルス・ドロミエウ (コクチバス) 及びミクロプテルス・サルモイデス (オオクチバス) に係るものを除く。以下同じ。) のうち、次に掲げるものは、次の表の上欄に掲げる主務大臣の権限ごとに、同表の下欄に掲げる地方支分部局の長に委任する。ただし、第二号から第四号まで、第六号及び第七号 (法第二十条第三項に規定する権限に限る。) に掲げる権限については、主務大臣が自ら行うことを妨げない。

一 法第五条第一項、第二項及び第四項に規定する権限

二 法第六条に規定する権限

三 法第十条第一項に規定する権限

四 法第十三条第一項及び第二項に規定する権限

五 法第十八条第一項から第三項までに規定する権限

六 法第十九条に規定する権限

七 法第二十条に規定する権限

八 第四条第三項、第五項及び第七項から第十項までに規定する権限

九 第八条第二号に規定する権限 (法第五条第一項の許可を受けていることを明らかにするための措置内容の届出の受理に係るものに限る。)

十 第十条に規定する権限

十一 第二十四条第二項に規定する権限

十二 第二十六条第二項に規定する権限

主務大臣の権限	地方支分部局の長
農林水産大臣の権限	地方農政局長
環境大臣の権限	地方環境事務所長

(注) 下線は当局が付した。

図表 2-② 「環境大臣及び農林水産大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件」（平成 17 年農林水産省・環境省告示第 4 号）による飼養等の許可の条件及び特定外来生物の取扱方法等

区分	ヌートリア、アライグマ	ブルーギル、コクチバス及びオオクチバス	キョン
イ 特定飼養等施設の基準の細目	おり型施設等、擁壁式施設等又は移動用施設（前条第三号ホに掲げる要件を満たさない施設を含む。）のいずれかであること。	移動用施設、水槽型施設等又は人工池沼型施設等のいずれかであること。	おり型施設等、擁壁式施設等又は移動用施設（前条第三号ホに掲げる要件を満たさない施設を含む。）のいずれかであること。
ロ 飼養等の許可の有効期間	五年間	三年間	五年間
ハ 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならない期間	<p>輸入、譲受け、引受け、繁殖、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡し、死亡、殺処分その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合にあっては、当該事由が発生した日から三十日以内に識別措置に係る情報と併せて環境大臣及び農林水産大臣に届け出ること。</p> <p>ただし、展示を目的とした飼養等をするものであって、次に掲げることを条件として付する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 飼養等に係る特定外来生物について次に掲げる情報を記載した台帳を備え付け、五年間保管するとともに、環境省職員又は農林水産省職員の求めがあったときはこれを閲覧させること。</p> <p>(i) 個体ごとの飼養等の開始年月日及び開始の事由並びに終了年月日及び終了の事由</p> <p>(ii) 飼養等をした個体の識別措置の内容（現に実施している識別措置の内容が、飼養等の開始前に実施された識別措置と異なる内容である場合は、開始前の内容と開始後の内容の対照関係について明らかであること。）</p> <p>(iii) 個体の譲渡し等を行った場合は、個体ごとに記載した譲渡し等の相手方の氏名又は名称及び飼養等の許可番号</p> <p>(2) 飼養等の許可を受けた日から一年ごとに、毎年、その許可(2)を受けた日の属する月の翌月末までに、当該一年間に飼養等をした個体に係る次に掲げる事項を記載した報告書を環境大臣及び農林水産大臣に提出すること。</p> <p>(i) 特定外来生物の種類</p> <p>(ii) 一年間に飼養等をした個体の総数量、増減した数量及び現存量</p> <p>(iii) 数量の増減に係る個体についての条件である(1)(i)から(iii)までに掲げる事項</p>	<p>輸入、譲受け、引受け、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡しその他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合にあっては、当該事由が発生した日から三十日以内に識別措置に係る情報と併せて環境大臣及び農林水産大臣に届け出ること。</p> <p>ただし、展示を目的とした飼養等をするものであって、次に掲げることを条件として付する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 飼養等に係る特定外来生物について次に掲げる情報を記載した台帳を備え付け、五年間保管するとともに、環境省職員又は農林水産省職員の求めがあったときはこれを閲覧させること。</p> <p>(i) 個体ごとの飼養等の開始年月日及び開始の事由並びに終了年月日及び終了の事由</p> <p>(ii) 飼養等をした個体の識別措置の内容（現に実施している識別措置の内容が、飼養等の開始前に実施された識別措置と異なる内容である場合は、開始前の内容と開始後の内容の対照関係について明らかであること。）</p> <p>(iii) 個体の譲渡し等を行った場合は、個体ごとに記載した譲渡し等の相手方の氏名又は名称及び飼養等の許可番号</p> <p>(2) 飼養等の許可を受けた日から一年ごとに、毎年、その許可を受けた日の属する月の翌月末までに、当該一年間に飼養等をした個体に係る次に掲げる事項を記載した報告書を環境大臣及び農林水産大臣に提出すること。</p> <p>(i) 特定外来生物の種類</p> <p>(ii) 一年間に飼養等をした個体の総数量、増減した数量及び現存量</p> <p>(iii) 数量の増減に係る個体についての条件である(1)(i)から(iii)までに掲げる事項</p>	
ニ 識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法	<p>個体の左右の肩甲骨の間の皮下にマイクロチップの埋込みを行い、当該マイクロチップの埋込みの事実及びその識別番号を証する獣医師の発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内(2)に該当する場合にあっては、特定外来生物の種類ごとに定める幼齢な期間が過ぎてから三十日以内)に環境大臣及び農林水産大臣に提出すること。</p> <p>ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(2)に該当する場合にあっては、(2)の幼齢な期間に限る。</p> <p>(1) 飼養等の許可を受ける際に飼養等をしている個体について、既にマイクロチップ（国際標準化機構が定めた規格一一七八四号又は一一七八五号に適合しないものに限る。以下この(1)及び(3)において同じ。）が埋め込まれている場合であって、当該マイクロチップの識別番号を証</p>	<p>個体又は個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識の装着又は掲出をし、かつ、当該措置の状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣及び農林水産大臣に提出すること。</p>	<p>個体の左右の肩甲骨の間の皮下にマイクロチップの埋込みを行い、当該マイクロチップの埋込みの事実及びその識別番号を証する獣医師の発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣及び農林水産大臣に提出すること。</p> <p>ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 飼養等の許可を受ける際に飼養等をしている個体について、既にマイクロチップ（国際標準化機構が定めた規格一一七八四号又は一一七八五号に適合しないものに限る。以下この及びにおいて同じ。）が埋め込まれている場合であって、当該マイクロチップの識別番号を証する獣医師又は行政機関の発行した証明書を届出書に添付し、当該許可を受けたときから三十日以内に環境大臣及び農林水産大臣に提出する場合</p>

区分	ヌートリア、アライグマ	ブルーギル、コクチバス及びオオクチバス	キョン
	<p>する獣医師又は行政機関の発行した証明書を届出書に添付し、当該許可を受けたときから三十日以内に環境大臣及び農林水産大臣に提出する場合</p> <p>(2) プロキユオン・カンクリヴォルス（カニクイアライグマ）若しくはプロキユオン・ロトル（アライグマ）にあつては四月、ミュオカストル・コイプス（ヌートリア）、ヘルペステス・ヤヴァニクス（ジャワマンダース）若しくはムンゴス・ムンゴ（シママンダース）にあつては二月に満たない幼齢な個体又はマイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない老齢、疾病等の個体であつて、当該個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真及び老齢、疾病等によりマイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない個体にあつては当該事実を証する獣医師が発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣及び農林水産大臣に提出する場合</p> <p>(3) 輸入、飼養等の許可を受けた者その他の者からの譲受け若しくは引受け又は捕獲の際、当該個体について、既にマイクロチップが埋め込まれている場合であつて、当該マイクロチップの識別番号を証する獣医師又は行政機関の発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣及び農林水産大臣に提出する場合（愛がん又は観賞の目的で飼養等をする場合を除く。）</p> <p>(4) 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十二条第一項に規定する教授、准教授、助教若しくは同条第二項に規定する講師又はこれらと同等と認められる研究者が自己の研究の用に供するために飼養等をする個体について、個体の左右の肩甲骨の間の皮下にマイクロチップの埋込みを行い、当該マイクロチップの埋込みの事実及びその識別番号を記載した書類を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣及び農林水産大臣に提出する場合</p> <p>(5) マイクロチップを使用した識別措置を当面講ずることができない事由があると環境大臣及び農林水産大臣が認める場合であつて、当該個体を収容する特定飼養等施設に許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣及び農林水産大臣に提出する場合</p>	<p>特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。</p> <p>ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外ですることとなる場合であつて、その間、複数の取扱者の立会いの下、十分な強度を有する網に入れること等の適切な逸出防止措置を講じている場合は、この限りでない。</p>	<p>(2) マイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない老齢、疾病等の個体であつて、当該個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真及び老齢、疾病等によりマイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない個体であることを証する獣医師が発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣及び農林水産大臣に提出する場合</p> <p>(3) 輸入、飼養等の許可を受けた者その他の者からの譲受け若しくは引受け又は捕獲の際、当該個体について、既にマイクロチップが埋め込まれている場合であつて、当該マイクロチップの識別番号を証する獣医師又は行政機関の発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣及び農林水産大臣に提出する場合（愛がん又は観賞の目的で飼養等をする場合を除く。）</p> <p>(4) 学校教育法第九十二条第一項に規定する教授、准教授、助教若しくは同条第二項に規定する講師又はこれらと同等と認められる研究者が自己の研究の用に供するために飼養等をする個体について、個体の左右の肩甲骨の間の皮下にマイクロチップの埋込みを行い、当該マイクロチップの埋込みの事実及びその識別番号を記載した書類を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣及び農林水産大臣に提出する場合</p> <p>(5) マイクロチップを使用した識別措置を当面講ずることができない事由があると環境大臣及び農林水産大臣が認める場合であつて、当該個体を収容する特定飼養等施設に許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合</p>
ホ 特定外来生物の取扱方法	<p>特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。</p> <p>ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外ですることとなる場合であつて、その間、複数の取扱者の立会いの下、十分な強度を有する首輪、引綱等による個体の係留等の適切な逸出防止措置を講じている場合は、この限りでない。</p>	<p>特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。</p> <p>ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外ですることとなる場合であつて、その間、複数の取扱者の立会いの下、十分な強度を有する網に入れること等の適切な逸出防止措置を講じている場合は、この限りでない。</p>	<p>特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。</p> <p>ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外ですることとなる場合であつて、その間、複数の取扱者の立会いの下、十分な強度を有する首輪、引綱等による個体の係留等の適切な逸出防止措置を講じている場合は、この限りでない。</p>

図表 2-③ 「環境大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件」（平成 17 年環境省告示第 42 号）による飼養等の許可の条件及び特定外来生物の取扱方法等

区分	セイヨウオオマルハナバチ	カミツキガメ	オオキンケイギク、オオハンゴンソウ、ナルトサワギク、オオカワヂシャ
イ 特定飼養等施設の基準の細目	おり型施設等（前条第一号ホに掲げる要件を満たさない施設を含む。）、移動用施設（前条第三号ハに掲げる要件を満たさない施設を含む。）又は水槽型施設等（前条第四号ニに掲げる要件を満たさない施設を含む。）のいずれかであること。	おり型施設等、擁壁式施設等、移動用施設又は水槽型施設等のいずれかであること。	移動用施設（前条第三号ハに掲げる要件を満たさない施設を含む。）又は屋内栽培施設のいずれかであること。
ロ 飼養等の許可の有効期間	三年間	五年間	三年間
ハ 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならない期間	輸入、譲受け、引受け、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡しその他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合にあっては、当該事由が発生した日から三十日以内に環境大臣に届け出ること。ただし、学術研究又は生業の維持を目的とした飼養等をするものであって、飼養等の許可を受けた日から一年ごとに、毎年、その許可を受けた日の属する月の翌月末までに、当該一年間に飼養等をした個体に係る次に掲げる事項を記載した報告書を環境大臣に提出することを条件として付する場合は、この限りでない。 (1) 特定外来生物の種類 (2) 一年間に飼養等をした個体に係る巢の総数量、増減した数量及び現存量 (3) 数量の増減の事実が生じた日付及びその数量、相手方の氏名又は名称並びに許可番号	輸入、譲受け、引受け、繁殖、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡し、死亡、殺処分その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合にあっては、当該事由が発生した日から三十日以内に識別措置に係る情報と併せて環境大臣に届け出ること。ただし、展示を目的とした飼養等をするものであって、次に掲げることを条件として付する場合は、この限りでない。 (1) 飼養等に係る特定外来生物について次に掲げる情報を記載した台帳を備え付け、五年間保管するとともに、環境省職員の求めがあったときはこれを閲覧させること。 (i) 個体ごとの飼養等の開始年月日及び開始の事由並びに終了年月日及び終了の事由 (ii) 飼養等をした個体の識別措置の内容（現に実施している識別措置の内容が、飼養等の開始前に付されていた識別措置と異なる内容である場合は、開始前の内容と開始後の内容の対照関係について明らかであること。） (iii) 個体の譲渡し等を行った場合は、個体ごとに記載した譲渡し等の相手方の氏名又は名称及び飼養等の許可番号 (2) 飼養等の許可を受けた日から一年ごとに、毎年、その許可を受けた日の属する月の翌月末までに、当該一年間に飼養等をした個体に係る次に掲げる事項を記載した報告書を環境大臣に提出すること。 (i) 特定外来生物の種類 (ii) 一年間に飼養等をした個体の総数量、増減した数量及び現存量 (iii) 数量の増減に係る個体についての条件である (1) (i) から (iii) までに掲げる事項	輸入、譲受け、引受け若しくは採取により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡しその他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合にあっては、当該事由が発生した日から三十日以内に環境大臣に届け出ること。
ニ 識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法	個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出すること。	個体の左後肢皮下にマイクロチップの埋込みを行い、当該マイクロチップの埋込みの事実及びその識別番号を証する獣医師の発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出すること。ただし、次のいずれかに該当している場合は、この限りでない。 (1) 飼養等の許可を受ける際現に飼養等をしている個体について、既にマイクロチップ（国際標準化機構が定めた規格——七八四号又は——七八五号に適合しないものに限る。以下この及びにおいて同じ。）が埋め込まれている場合であって、当該マイクロチップの識別番号を証する獣医師又は行政機関の発行した証明書を届出書に添付し、当該許可を受けたときから三十日以内に環境大臣に	個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出すること。

区 分	セイヨウオオマルハナバチ	カミツキガメ	オオキンケイギク、オオハンゴンソウ、ナルトサワギク、オオカワヂシャ
		<p>提出する場合</p> <p>(2) 甲長が十五センチメートルに満たない個体又はマイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない老齢、疾病等の個体であって、当該個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真及び老齢、疾病等によりマイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない個体にあつては当該事実を証する獣医師が発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合</p> <p>(3) 輸入、飼養等の許可を受けた者その他の者からの譲受け若しくは引受け又は捕獲の際、当該個体について、既にマイクロチップが埋め込まれている場合であつて、当該マイクロチップの識別番号を証する獣医師又は行政機関の発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合（愛がん又は観賞の目的で飼養等をする場合を除く。）</p> <p>(4) 学校教育法第九十二条第一項に規定する教授、准教授、助教若しくは同条第二項に規定する講師又はこれらと同等と認められる研究者が自己の研究の用に供するために飼養等をする個体について、個体の左右の肩甲骨の間の皮下にマイクロチップの埋込みを行い、当該マイクロチップの埋込みの事実及びその識別番号を記載した書類を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合</p> <p>(5) マイクロチップを使用した識別措置を当面講ずることができない事由があると環境大臣が認める場合であつて、当該個体を収容する特定飼養等施設に許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合</p>	
ホ 特定外来生物の取扱方法	<p>(1) 特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。 ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外ですることとなる場合であつて、十分な強度を有する袋に入れること等の適切な逸出防止措置を講じている場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 飼養等をしないこととした場合は、個体又は個体を収納している巣箱を密閉した袋に入れること等により、確実に殺処分すること。</p>	<p>(1) 特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。 ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外ですることとなる場合であつて、その間、複数の取扱者の立会いの下、十分な強度を有する網に入れること等の適切な逸出防止措置を講じている場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 危険な生物であり、第三者の接触等を禁止する旨の告知を、特定飼養等施設又はその周辺に標識等を掲出することにより実施すること。</p>	<p>(1) 特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。 ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外ですることとなる場合であつて、その間、袋に入れること等の適切な逸出防止措置を講じ、速やかに特定飼養等施設に収容する場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 枯損した個体若しくはその器官又は飼養等をしないこととした個体若しくはその器官については、焼却処分すること。</p>

図表2-④ 飼養等の許可の新規許可件数の推移と平成25年7月末現在の許可対象者数（特定外来生物別、県別）

(単位：件)

種類	許可期間	県別	新規許可件数の推移					許可対象者数 〔H25.7末 現在〕	許可対象者		許可の目的						
			平成22 年度	23	24	25 (7月末)	計		法人	個人	展示	研究	生業	教育	その他		
哺乳類	カニクイザル	5年間	鳥取県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			島根県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			岡山県	0	0	0	0	0	0	2	2	0	1	1	0	0	0
			広島県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			山口県	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	2	0	0	0
			徳島県	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0
			香川県	0	0	2	0	2	4	3	1	1	2	0	0	1	0
			愛媛県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			高知県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			計	0	0	2	0	2	9	8	1	2	6	0	0	0	1
	アカゲザル	5年間	鳥取県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			島根県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			岡山県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			広島県	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0
			山口県	0	1	0	0	1	2	2	0	1	1	0	0	0	0
			徳島県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			香川県	0	0	0	0	0	2	2	0	2	0	0	0	0	0
			愛媛県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			高知県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			計	0	1	0	0	1	5	5	0	4	1	0	0	0	0
	ヌートリア	5年間	岡山県	2	0	0	0	2	4	3	1	2	2	0	0	0	0
			香川県	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0
			計	2	0	0	0	2	5	4	1	3	2	0	0	0	0
	アライグマ	5年間	鳥取県	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0
			島根県	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0
			岡山県	0	0	0	0	0	3	1	2	1	0	0	0	0	2
			広島県	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	1
			山口県	0	0	0	0	0	2	2	0	2	0	0	0	0	0
			香川県	0	0	0	0	0	3	2	1	2	0	0	0	0	1
			計	0	0	0	0	0	11	7	4	7	0	0	0	0	4
鳥類	ソウシチョウ	5年間	広島県	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	0	0	0	
爬虫類	カミツキガメ	5年間	鳥取県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			島根県	0	0	0	0	0	7	1	6	1	0	0	0	0	6
			岡山県	0	0	0	0	0	6	2	4	1	0	0	0	0	5
			広島県	0	0	0	0	0	3	2	1	2	0	0	0	0	1
			山口県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			徳島県	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	1
			香川県	0	0	0	0	0	6	2	4	2	0	0	0	0	4
			愛媛県	0	0	0	0	0	4	1	3	1	0	0	0	0	3
			高知県	0	0	0	0	0	4	1	3	1	0	0	0	0	3
			計	0	0	0	0	0	31	9	22	8	0	0	0	0	23
両生類	ウシガエル	3年間	鳥取県	0	1	0	0	1	2	2	0	0	0	0	2	0	
			島根県	0	1	1	0	2	4	4	0	0	0	0	4	0	
			岡山県	0	0	0	1	1	9	9	0	0	0	0	9	0	
			広島県	1	0	1	0	2	13	12	1	0	1	2	10	0	
			山口県	0	1	1	0	2	4	4	0	2	1	0	1	0	
			徳島県	1	0	0	0	1	3	3	0	0	0	0	3	0	
			香川県	1	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	1	0	
			愛媛県	0	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	2	
			高知県	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	0	
			計	3	3	3	1	10	39	36	3	2	2	2	31	2	
魚類	カダヤシ	3年間	鳥取県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			島根県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			岡山県	2	0	0	0	2	2	2	0	1	0	0	1	0	
			広島県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			山口県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			徳島県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			香川県	0	0	0	1	1	1	1	0	1	0	0	0	0	
			愛媛県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			高知県	0	1	0	0	1	2	2	0	2	0	0	0	0	
			計	2	1	0	1	4	5	5	0	4	0	0	1	0	

(続く)

(続き)

種類	許可期間	県別	新規許可件数の推移					許可対象者数 〔H25.7末 現在〕	許可対象者		許可の目的					
			平成22 年度	23	24	25 (7月末)	計		法人	個人	展示	研究	生業	教育	その他	
魚類	ブルーギル	3年間	鳥取県	0	1	0	0	1	4	4	0	1	1	0	2	0
			島根県	1	0	0	0	1	2	2	0	2	0	0	0	0
			岡山県	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	1
			広島県	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	0	0
			山口県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			徳島県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			香川県	0	0	1	0	1	2	2	0	1	0	0	1	0
			愛媛県	0	0	1	0	1	1	1	0	1	0	0	0	0
			高知県	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	0	0	0
	計	1	1	2	0	4	12	10	2	6	2	0	3	1		
	コクチバス	3年間	広島県	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	0	0
	オオクチバス	3年間	鳥取県	2	0	0	0	2	2	2	0	1	1	0	0	0
			島根県	1	0	0	0	1	1	1	0	1	0	0	0	0
			岡山県	0	0	0	0	0	2	1	1	1	0	0	0	1
			広島県	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	0	0
			山口県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			徳島県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			香川県	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0
			愛媛県	0	0	1	0	1	1	1	0	1	0	0	0	0
高知県			0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	0	0	0	
計	3	0	1	0	4	9	6	3	5	2	0	1	1			
昆虫類	セイヨウオオマルハナバチ	3年間	鳥取県	1	0	0	0	1	15	3	12	0	0	15	0	0
			島根県	0	0	0	0	0	57	4	53	0	0	57	0	0
			岡山県	3	4	4	1	12	194	11	183	0	0	194	0	0
			広島県	1	0	0	0	1	47	6	41	0	0	47	0	0
			山口県	7	10	1	1	19	90	6	84	0	0	90	0	0
			徳島県	7	3	5	0	15	181	18	163	0	0	181	0	0
			香川県	0	0	3	0	3	139	9	130	0	0	139	0	0
			愛媛県	2	0	12	1	15	92	10	82	0	0	92	0	0
			高知県	33	16	31	9	89	1,385	29	1,356	0	1	1,384	0	0
	計	54	33	56	12	155	2,200	96	2,104	0	1	2,199	0	0		
	アルゼンチンアリ	3年間	岡山県	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0
			広島県	0	0	0	0	0	2	2	0	0	2	0	0	0
			香川県	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0
計			0	0	0	0	0	4	4	0	0	4	0	0	0	
無脊椎動物	セアカゴケグモ	3年間	広島県	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0
植物	ナガエツノゲイトウ	3年間	香川県	0	0	0	1	1	1	1	0	1	0	0	0	0
	ブラジルチドメグサ	3年間	岡山県	0	0	0	1	1	1	0	0	1	0	0	0	
	ボタンウキグサ	3年間	岡山県	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1	0	0	
	オオキンケイギク	3年間	鳥取県	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0
			岡山県	1	0	0	0	1	1	1	0	0	1	0	0	0
	計	1	0	0	0	1	2	2	0	0	2	0	0	0		
	ナルトサワギク	3年間	徳島県	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	0	0	0
	アレチウリ	3年間	香川県	0	0	0	1	1	1	1	0	1	0	0	0	
オオフサモ	3年間	香川県	0	0	0	1	1	1	1	0	1	0	0	0		
オオカワジャ	3年間	香川県	0	0	0	1	1	1	1	0	1	0	0	0		
県別	鳥取県	3	2	0	0	5	25	13	12	3	3	15	4	0		
	島根県	2	1	1	0	4	72	13	59	5	0	57	4	6		
	岡山県	8	4	4	3	19	227	35	192	7	7	194	10	9		
	広島県	2	0	1	0	3	72	25	47	4	7	49	10	2		
	山口県	7	12	2	1	22	100	16	84	5	4	90	1	0		
	徳島県	8	3	5	0	16	187	22	165	0	2	181	3	1		
	香川県	1	0	6	5	12	165	28	137	14	3	139	3	6		
	愛媛県	2	0	14	1	17	100	13	87	3	0	92	0	5		
	高知県	33	17	31	9	90	1,394	35	1,359	5	1	1,384	1	3		
合計			66	39	64	19	188	2,342	200	2,142	46	27	2,201	36	32	

(注) 1 中国四国管区行政評価局及び四国行政評価支局の調査結果による。

2 「県別」欄に、中国四国地方の県名が記載されていない特定外来生物は、許可実績のないものである。

図表2-⑤ 「外来生物法の施行状況等を踏まえた今後講ずべき必要な措置について（意見具申）」（平成24年12月13日中央環境審議会）の抜粋

1 はじめに

（略）

2 外来種対策をめぐる現状と課題

(1) 特定外来生物の選定に関する現状と課題

（略）

(2) 飼養等許可の現状と課題

平成23年度末時点で有効な特定外来生物の飼養等許可の件数は約1万6千件であるが、その大部分の1万3千件以上が生業の維持を目的としたセイヨウオオマルハナバチについてのもので、全体の傾向としては一定数が継続して更新されているため、飼養等許可の有効件数は大きく変動していない。

特定外来生物の指定に伴う代替種の利用、例えば、セイヨウオオマルハナバチの代替種としての在来種クロマルハナバチの利用は、現状では限定的である。

一方で、例えば在来種であっても、人工増殖の過程で偏った遺伝的形質をもつ集団の代替利用が進み、野外への無秩序な放出が行われた場合は、当該在来種の自然分布域外への侵入や地域集団の遺伝的攪乱のおそれがあることが指摘されている。そのように、セイヨウオオマルハナバチの飼養等許可については、関連して生じる様々なリスクを踏まえた利用方針が明確に示されていないことが問題となっている。

セイヨウオオマルハナバチの飼養状況については、平成21年度以降毎年、抽出調査が実施され、調査対象の2～3割程度で施設の不適切な管理状況が確認されている。しかし、管理状況を改善するための体制や取組は不十分である。

現在、セイヨウオオマルハナバチの定着が確認されているのは北海道のみであるが、飼養している農家のない大雪山や知床の一部地域にも分布を拡大している。

なお、外来生物法の違反による検挙件数は減少傾向にある。

（以下略）

3. 外来生物法の施行状況等を踏まえた今後講ずべき必要な措置

(1) 特定外来生物の効果的な選定

（略）

(2) 飼養等許可の適切な執行管理の推進

【短期的に講ずべき措置】

○ 外来生物法の飼養等許可については、最も件数の多いセイヨウオオマルハナバチにおいて不適切な管理が見られる。このため、特に野外での繁殖を防ぐため、女王蜂の逸出の防止を図るとともに、施設の適切な管理を徹底させるため、環境省及び農林水産省が連携して指導監督を強化する必要がある。

○ 野外に逸出しているセイヨウオオマルハナバチについては、様々な主体と連携して大雪山や知床等の生物多様性の保全上重要な地域でのモニタリングや防除を進めるべきである。

○ 特定外来生物の指定に伴い、代替種の開発を進めるとともに、在来種等の代替利用において生態系等に係る新たな被害が発生しないよう、留意すべきことを整理する必要がある。特に農業利用のニーズが高いセイヨウオオマルハナバチに関しては、在来種であるクロマルハナバチ等の代替利用により、野外へ逸出したクロマルハナバチ等の自然分布域外への侵入や遺伝的形質の異なる個体群との遺伝的攪乱の影響に留意する必要がある。こうした点を含め代替種の利用方針を整理し、それと併せてセイヨウオオマルハナバチの飼養等許可の運用方針について再検討すべきである。

○ 特定外来生物の野外への放出については、防除の推進に資する学術研究や防除を目的とする行為について、新たに被害を発生させない範囲内で、許可できる制度にすること等を検討するべきである。

（以下略）

（注）下線は当局が付した。

図表 2-⑥ セイヨウオオマルハナバチの飼養等の許可者に対する現地調査結果

(単位：件、施設)

区 分	飼養等の許可件数 (H25.7 末有効分)	うち、抽出調査件数	特定飼養等施設の管理等の状況					計 (実数)
			① 施設の 天窗、側窓 等の施設 開口部に ネットは 展張され ているが、 不完全な 展張が行 われてい たり、当該 ネットや 施設の一 部に破損 箇所がみ られるも の	② 施設の 外部との 出入口の 戸が二重 以上にな っていない もの	③ セイヨ ウオオマ ルハナバ チが逸出 可能な構 造の給排 水施設に ネットの 展張等の 措置が講 じられて いないも の	④ 飼養等 の開始後 に施設前 に許可証 のコピー を掲出す 等の識別 措置が講 じられて いないも の	⑤ 識別措 置は行っ ているが 当該措置 内容を中 国四国地 方環境事 務所に届 け出してい ないもの	
鳥取県	15	2 (5)	1 ( 1)	0 ( —)	0 ( —)	2 ( 3)	0	2 (3)
広島県	47	3 (6)	3 ( 3)	1 ( 1)	1 ( 1)	1 ( 1)	2	3 (3)
山口県	90	0 (0)	—	—	—	—	—	0 (0)
香川県	139	5 (5)	1 ( 1)	1 ( 1)	0 ( —)	0 ( —)	0	2 (2)
計	291	10 (16)	5 ( 5)	2 ( 2)	1 ( 1)	3 ( 4)	2	7 (8)

- (注) 1 中国四国管区行政評価局及び四国行政評価支局の調査結果による。  
 2 表中の「計」欄は、①から⑤の許可案件又は施設の実数を示す。  
 3 表中の( )は、特定飼養等施設(ハウス)数を示す。

図表2-⑦ セイヨウオオマルハナバチ以外の特定外来生物の飼養等の許可者に対する現地調査結果

(単位：件、施設)

区分	飼養等の許可件数 (H25.7末有効分)	うち 抽出調査案件	特定飼養等施設の管理等が不適切なもの				計	
			① 飼養等に係る特定外来生物の数量に変更があつたにもかかわらず、数量変更の事由等を届け出していないもの	② 特定飼養等施設の基準の細目告示に定められた基準(特定外来生物の体触れない場所を設置)に適合していないもの	③ 飼養等に係る特定外来生物の識別措置を行っていないもの	④ 識別措置は行つていないが、当該措置の内容を届け出していないもの		
広島県	25	①	カミツカメ (0)	1	0 (0)	0	0	1 (0)
		②	カミツカメ (1)	0	0 (0)	0	0	0 (0)
		③	ソゾウ (1)	0	0 (0)	0	0	0 (0)
		④	ソウシヨウ (1)	0	0 (0)	0	0	0 (0)
		⑤	キョン (1)	0	0 (0)	0	0	0 (0)
		⑥	アカゲザル (1)	0	0 (0)	0	0	0 (0)
		計	6 (5)	1	0 (0)	0	0	1 (0)
香川県	26	①	アカゲザル (0)	1	0 (0)	0	0	1 (0)
		②	アライグマ (0)	1	0 (0)	0	0	1 (0)
		③	カミツカメ (0)	1	0 (0)	0	0	1 (0)
		④	アカゲザル (1)	1	1 (1)	1	1	3 (1)
		⑤	アライグマ (1)	1	1 (1)	1	1	3 (1)
		⑥	ヌートリア (0)	1	0 (0)	1	1	3 (0)
		⑦	カニクイザル (1)	0	0 (0)	0	0	0 (0)
		⑧	カニクイザル (1)	0	0 (0)	0	0	0 (0)
		⑨	アルゼンチンアリ (1)	0	0 (0)	0	1	1 (0)
		⑩	オオクチバス (0)	0	0 (0)	0	0	0 (0)
		⑪	カミツカメ (1)	0	0 (0)	0	0	0 (0)
		⑫	ブルーギル (1)	0	0 (0)	0	0	0 (0)
		⑬	ブルーギル (0)	0	0 (0)	0	1	1 (0)
		⑭	ナガエツルノゲイトウ (0)	1	0 (0)	0	1	2 (0)
		⑮	アレチウリ (0)	1	0 (0)	0	1	2 (0)
		⑯	オオカワシ (0)	1	0 (0)	0	1	2 (0)
		⑰	カタヤシ (0)	1	0 (0)	0	1	2 (0)
計	17 (7)	10	2 (2)	3	9	22 (2)		
計	51	合計 (12)	23	11	2 (2)	3	9	23 (2)

(注) 1 中国四国管区行政評価局及び四国行政評価支局の調査結果による。

2 表中の( )は、特定飼養等施設数を示す。

図表 2-⑧ 飼養等の許可を受けないまま特定外来生物を飼養している例

山口県内の施設では、当該施設の周囲に生息する生物の展示及びメダカとの違いの普及啓発を図ることを目的として、特定外来生物である「カダヤシ」（魚類）の飼養を行っている。

しかし、平成 18 年 4 月から同施設の運営を行っている管理者は、17 年 6 月に法が施行され、18 年 2 月にカダヤシが特定外来生物として指定され、法第 5 条に基づく飼養等の許可が必要であることを認識していたものの、当該許可を受けていなかった。

なお、同管理者は、本調査の指導を真摯に受け止め、飼育していたカダヤシ（5 匹）の殺処分を行ったが、カダヤシの展示は、来館者への自然環境学習に有益であると考え、中国四国地方環境事務所に、法令の遵守を誓約し、新たに飼養の許可を受けカダヤシを展示している。

図表 2-⑨ 平成 22 年度以降に新規の飼養等許可を行った案件の事務処理期間

(単位：日、件)

県別	許可対象者	種類	目的	申請受理年月日①	許可年月日②	処理期間(②-①)	標準処理期間(1か月)を超過しているもの
鳥取県	A-①	オクチハス※	研究	H23. 6. 23	H23. 10. 5	71	○
	〃	オクチハス※	展示	H23. 6. 23	H23. 10. 5	71	○
	A-②	ウシガエル	教育	H23. 10. 5	H23. 10. 7	2	
	A-①	ブルーギル※	展示	H23. 6. 23	H23. 10. 5	71	○
島根県	F-①	オクチハス※	展示	H22. 9. 15	H22. 10. 5	12	
	〃	ブルーギル※	展示	H22. 9. 15	H22. 10. 5	12	
	F-③	ウシガエル	教育	H23. 4. 20	H23. 6. 13	34	○
	F-④	ウシガエル	教育	H24. 5. 28	H24. 6. 6	7	
岡山県	G-①	カダヤシ	教育	H22. 12. 14	H22. 12. 15	1	
	G-②	カダヤシ	教育	H22. 5. 26	H22. 6. 1	4	
	G-③	ヌートリア※	展示	H22. 4. 21	H22. 6. 29	45	(注 6)
	G-④	ヌートリア※	研究	H22. 10. 6	H22. 10. 20	9	
	G-⑤	オキソケイダク	研究	H22. 9. 17	H22. 9. 21	1	
	G-⑥	セイヨウオマルハナバチ	生業	H25. 6. 6	H25. 7. 4	20	
	G-⑦	ウシガエル	教育	H25. 5. 1	H25. 5. 7	2	
広島県	B-①	ウシガエル	教育	H22. 6. 23	H22. 7. 27	23	
	B-②	ウシガエル	教育	H25. 1. 29	H25. 2. 4	4	
山口県	C-①	セイヨウオマルハナバチ	生業	H25. 6. 12	H25. 6. 14	2	
	C-②	ウシガエル	展示	H23. 7. 14	H23. 7. 20	3	
	C-③	ウシガエル	展示	H24. 7. 9	H24. 7. 9	0	
徳島県	D-①	ウシガエル	教育	H23. 3. 3	H23. 3. 16	9	
香川県	E-①	ウシガエル	教育	H23. 2. 8	H23. 3. 28	32	○
	E-②	ブルーギル※	展示	H24. 4. 27	H24. 6. 7	26	

県別	許可対象者	種類	目的	申請受理年月日①	許可年月日②	処理期間(②-①)	標準処理期間(1か月)を超過しているもの
	E-③	カダヤシ	展示	H25. 7. 4	H25. 7. 11	5	
	〃	アレチウリ	展示	H25. 7. 4	H25. 7. 11	5	
	〃	オオソバモ	展示	H25. 7. 4	H25. 7. 11	5	
愛媛県	H-①	セイヨウオオマルハナバチ	生業	H25. 4. 25	H25. 5. 13	9	
	H-②	オオクチバス※	展示	H24. 6. 19	H24. 8. 31	52	○
	〃	ブルーギル※	展示	H24. 6. 19	H24. 8. 31	52	○
高知県	I-①	セイヨウオオマルハナバチ	生業	H25. 4. 2	H25. 4. 15	9	
	〃	〃	〃	H25. 4. 2	H25. 4. 15	9	
	I-②	〃	〃	H25. 4. 10	H25. 4. 17	5	
	I-③	〃	〃	H25. 4. 9	H25. 4. 17	6	
	I-④	〃	〃	H25. 4. 25	H25. 5. 13	9	
	I-⑤	〃	〃	H25. 5. 10	H25. 5. 21	7	
	I-⑥	〃	〃	H25. 5. 23	H25. 5. 30	5	
	I-⑦	〃	〃	H25. 6. 4	H25. 6. 10	4	
	I-⑧	〃	〃	H25. 6. 14	H25. 6. 26	8	
計							8

- (注) 1 中国四国管区行政評価局及び四国行政評価支局の調査結果による。
- 2 調査対象とした許可案件は、原則として、平成22年度から25年度(7月末迄)の新規の許可案件としたが、セイヨウオオマルハナバチについては許可件数が多いため、25年4月から7月までの許可案件とした。
- 3 表中※を付けた、オオクチバス、ブルーギル及びヌートリアについては、環境省と農林水産省の共管種となっており、飼養等の許可の審査事務は、オオクチバスとブルーギルについては中国四国地方環境事務所と水産庁が、ヌートリアについては中国四国地方環境事務所及び中国四国農政局が行っている。
- 4 行政手続法(平成5年法律第88号)第6条では、行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、これらの当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならないとされている。
- 5 本表の処理期間は、土曜・日曜・祝日を除いて算出した。
- 6 G-③(ヌートリア)の案件については、中国四国農政局が当該許可を行うに当たって適切かどうかを審査するための追加資料の提出等及びその確認のために、標準処理期間を15日超経過したものであり、合理的な理由を有するものであった。

図表 2-⑩ 標準処理期間（1か月）を超過している飼養等の許可案件の遅延理由

許可対象者	種 類	処理期間	標準処理期間を超過した理由	①地方環境事務所の申請受理年月日 ②水産庁（農政局）へ回付年月日 ③許可年月日
A-①	オオクチバス※	71 日間	具体的に理由は不明	①：H23. 6. 3 ②：H23. 9. 2 ③：H23. 10. 5
同上	オオクチバス※	71 日間	同上	同上
同上	ブルーギル※	71 日間	同上	同上
F-③	ウシガエル	34 日間	中国四国地方環境事務所 の審査の遅れ	—
E-①	ウシガエル	32 日間	中国四国地方環境事務所 の審査の遅れ	—
H-②	オオクチバス※	52 日間	具体的に理由は不明	①：H24. 6. 19 ②：H24. 6. 19 ③：H24. 8. 31
同上	ブルーギル※	52 日間	同上	同上

(注) 中国四国管区行政評価局及び四国行政評価支局の調査結果による。

図表 2-⑪

飼養等の許可の事務処理が遅延したことによる支障の有無

許可対象者	種類	処理期間	許可の事務処理が遅延したことによる支障等
A-①	オオクチバス	71 日間	<p><b>1 許可申請するに至った経緯、遅延したことによる支障</b>                      A-①では、行事開催において、外来種の駆除に係る取組を紹介するため、平成 23 年 6 月 24 日に、オオクチバス及びブルーギルの展示又は研究を目的とした許可を、中国四国地方環境事務所に申請した。                      当初予定は、平成 23 年 7 月中に展示等に係る許可があり、同年 8 月から 9 月にかけて、在来種並びにオオクチバス及びブルーギルを採取する予定であったが、8 月下旬になっても中国四国地方環境事務所から連絡がないため、同事務所へ問い合わせたところ、「これから審査します、関係書類を水産庁へ送付するので、今しばらく許可に時間がかかります。」とのことであった。                      このため、当初、申請から許可までの期間を 1 か月程度と見込んで、余裕をもって準備を進めることとしていたが、許可が遅れたことから、オオクチバス、ブルーギル等の採取を行事開催月の 10 月上旬から中旬にかけて行わざるを得なかった。ただ、結果的には、オオクチバス等の採取が間に合ったため大会に支障はなかったが、準備が慌しくなった。</p> <p><b>2 許可手続きに関する要望</b>                      審査に長期間を要すると業務等に支障が生じるおそれがあるため、申請書受理後、迅速に審査を行い、許可証を速やかに発行していただきたい。</p>
	オオクチバス	71 日間	
	ブルーギル	71 日間	
E-①	ウシガエル	32 日間	<p>「6～7月にかけて実施を予定している解剖学習に使うため、事前（2月）に申請したもの。早めに申請していたため、事務処理の遅れによる支障はまったくなかった。」（平成 23 年 2 月 8 日申請）  <b>【校長】</b></p>
H-②	オオクチバス	52 日間	<p>「平成 24 年 4 月 1 日に施設の指定管理者が変わったため、許可申請の出直しをしたもの（許可申請者の変更。以前からの継続飼養）。あえて支障を言えば、許可証が届くまで、無許可飼養（展示）の状態となったことくらい。」（平成 24 年 6 月 19 日許可申請）  <b>【館長】</b></p> <p style="text-align: right;">※ もともと許可申請自体が遅れていたもの</p>
	ブルーギル	52 日間	

(注) 四国行政評価支局及び鳥取行政評価事務所の調査結果による。

### 3 その他

通 知	説明図表番号
<p><b>【調査結果】</b></p> <p><b>(1) 特定外来生物の生息（生育）情報の的確な把握</b></p> <p>調査対象とした徳島県及び香川県の自然環境担当部局において、特定外来生物の生息（生育）の把握状況を調査したところ、次のとおり、中国四国地方環境事務所が把握している特定外来生物の情報と異なるものがみられた。</p> <p>① 中国四国地方環境事務所が生息を確認したとしているクリハラリスについて、徳島県では確認していない。</p> <p>② 香川県が生育を確認しているオオハンゴンソウについて、中国四国地方環境事務所ではこれを確認しておらず、逆に中国四国地方環境事務所が生息（生育）を確認したとしているクリハラリス、コクチバス及びアズラ・クリスタータについて、香川県では確認していない。</p> <p>なお、徳島県では、カミツキガメについて、平成 20 年 5 月に確認して以来、現在までに 10 匹程度確認していることから、既に県内の自然界で生息している（個体の複数捕獲のほか、中には卵をはらんだカメも捕獲しているため）ものと判断し、専門家のアドバイスを得て防除を行っている。しかし、中国四国地方環境事務所では、徳島県内でカミツキガメが生息していることを確認していながら、防除等に有益な情報と考えられる関東地方環境事務所が平成 17 年に印旛沼で実施した「カミツキガメ防除モデル事業」に関する情報提供を行っていない。徳島県は、「モデル事業で作成された手引きがあれば防除の参考になる。」としており、防除モデル事業の成果が活かされていない状況となっている。</p> <p>なお、香川県は、「隣接県等における特定外来生物の生息（生育）状況についての情報やそれを基にした特定外来種ごとの侵入予測のような情報があればありがたい。例えば、アルゼンチンアリは、徳島県、岡山県及び広島県で生息が確認されているが、いつごろ香川県に侵入する可能性があるかについての情報がほしい。」としており、また、徳島県は、「隣接している近畿地方環境事務所管内における特定外来生物の生息（生育）状況についての情報がほしい。」としており、両県とも情報の共有化を希望している。</p>	<p>図表 3-(1)</p>
<p><b>(2) 特定外来生物の種の同定</b></p> <p>香川県 1 市町において、ナガエツルノゲイトウの発見から同定までに約 5 か月、防除に着手するまでに 7 か月以上を要している。</p> <p>同市町は、平成 23 年 10 月に香川県東讃土地改良事務所から、市町の池で特定外来生物のナガエツルノゲイトウとみられる植物が発見されたとの連絡を受け、同日、その防除を行うため、香川県みどり保全課を通じて中国四国地方環境事務所高松事務所に同定を依頼した。</p> <p>同事務所では、ナガエツルノゲイトウの同定を行う能力を有する専門職員がいないため、外部の専門家に同定の依頼を行い、その結果、同定が平成 24 年 3 月</p>	<p>図表 3-(2)</p>

通 知	説明図表番号
<p>頃となった。</p> <p>同市町は、その後同年5月に単独でナガエツルノゲイトウの防除を試みたが、既に広く繁茂し、手がつけられない状況であったため、同年10月に中国四国地方環境事務所から法第18条第1項に基づく防除の確認を受け、同年11月に香川県の協力を得て、防除に着手したが、現在も完全な防除に至っておらず、当該ため池から用水路を経由して流入する水田において、ナガエツルノゲイトウの繁茂が確認されている。</p> <p>ナガエツルノゲイトウは、主に水辺で生育し、たとえ茎の切れ端であっても繁殖する等生命力が旺盛であり、また、乾燥に強いことから、ため池から農業用用水路を経由して農地に侵入したり、農業機械に付着し他の農地に侵入し急激に増殖することが懸念される。農地等で繁殖した場合には、水稻の生育を阻害し、収穫量が減少することが考えられ、ため池の多い地域においては、特に早期発見と防除についての啓発が重要となっている。</p> <p><b>【所見】</b></p> <p>したがって、中国四国地方環境事務所は、特定外来生物の防除等の適正化を図るため、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 中国四国地方9県の特定外来生物を所管している自然環境担当部局等との間で、それぞれが把握している特定外来生物の生息（生育）に係る情報の定期的な共有を図り、必要に応じて、国が有する専門的な知見を提供すること。</p> <p>② 地方公共団体や住民からの特定外来生物の同定依頼に迅速に対応するため、管内外の特定外来生物の専門家の把握に努めること。</p>	

図表 3-(1) 中国四国地方環境事務所、徳島県及び香川県による両県内における特定外来生物の分布の把握状況

種類	特定外来生物名		徳島県内			香川県内		
			地方環境事務所による分布の確認の有無	県による分布の確認の有無	備考	地方環境事務所による分布の確認の有無	県による分布の確認の有無	備考
哺乳類	①	アライグマ	○	○		○	○	
	②	ヌートリア	×	(△)	県は伝聞のみ	○	○	
	③	<b>クリハリス</b>	○	×	県は未確認	○	×	県は未確認
鳥類	④	ソウシチョウ	○	○		○	○	
爬虫類	⑤	カミツキガメ	○	○	県は 10 匹弱を確認し、生息していると判断	×	(△)	3 匹 (いずれも別々の市町で発見され、ペットの逃亡が疑われるもの)
両生類	⑥	ウシガエル	○	○		○	○	
魚類	⑦	カダヤシ	○	○		○	○	
	⑧	ブルーギル	○	○		○	○	
	⑨	<b>コクチバス</b>	○	○		○	×	県は未確認
	⑩	オオクチバス	○	○		○	○	
昆虫類	⑪	アルゼンチンアリ	○	○		×	×	
無脊椎動物	⑫	セアカゴケグモ	○	○		○	○	
植物	⑬	オオキンケイギク	○	○		○	○	
	⑭	<b>オオハンゴンソウ</b>	○	○		×	○	県は 23 年度に確認
	⑮	ナルトサワギク	○	○		○	○	
	⑯	<b>オオカワヂシャ</b>	○	○		○	○	
	⑰	ナガエツルノゲイトウ	○	○		○	○	
	⑱	アレチウリ	○	○		○	○	
	⑲	オオフサモ	○	○		○	○	
	⑳	ボタンウキクサ	○	○		○	○	
	㉑	<b>アゾラ・クリスタータ</b>	○	○		○	×	県は交雑種を確認
計			20	19		18	16	

- (注) 1 四国行政評価支局の調査結果による。  
 2 環境事務所（環境省）、県のいずれかが生息（生育）を確認しているもののみについて記載した。  
 3 「環境事務所が分布を確認」しているものは、平成 21 年度までに環境本省において分布を確認したものに加え、中国四国地方環境事務所が現時点で両県において生息（生育）を確認しているものを計上している。  
 また、徳島県及び香川県が分布を確認しているものについては、当局の調査結果による（平成 25 年 9 月末現在）。  
 4 太字は、環境事務所（環境省）と両県で生息（生育）の確認状況に差異のあるものを示す。  
 5 カミツキガメについて、香川県（ホームページ）では、生息を確認している特定外来生物としてあげているが、ペットが逃げ出したもの（1 匹のみ）と考えられるため、当局の調査結果では、生息を確認しているものから除外した。  
 6 徳島県のホームページ（特定外来生物 19 種類）では、ヌートリアは生息が確認されているものとして、逆に、コクチバスが生息は確認されていないものとされている。  
 7 △は、生息しているとは判断できないため、それぞれの計には参入していない。

図表 3-(2) 池に繁茂するナガエツルノゲイトウ

写真 1 (平成 25 年 8 月撮影)



○囲い：ナガエツルノゲイトウ

写真 2 (平成 25 年 8 月撮影)



拡大写真